

飛將護信

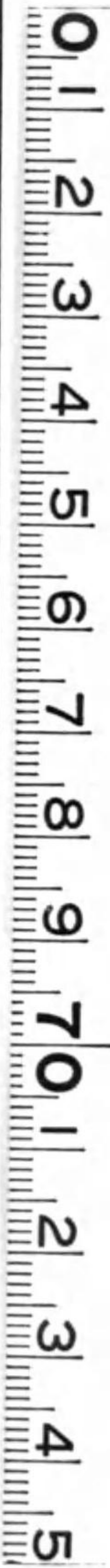
289-U475ウ



1200500732590

289

始



289
U475



栗岩英治著

飛將謹信

信濃每日出版部





像畫公信謙杉上
 (藏所寺泉林山日春)

雙幘表紙の「飛將謙信」の文字は王羲之書蘭亭叙及び半截碑より輯成、「鞭聲蕭々」の詩は山陽外史の書である。
 中屋「龍」字は白地の絹に大書した旗の文字にして此旗は「龍字之旗」と稱し謙信が戰場突撃亂れ懸りの際に押し立てたものである。(春日神社所藏)

序

私が學校を出た許りの頃、郷里信州の郷土史に興味を感じ出して、色々其方面の書物を漁つて居る間に、栗岩氏の諏訪研究、信濃古文獻考、善光寺物語を拜見した。其頃丁度、信濃史料叢書が出されかけて居る時であつたが、其中に收められて信濃地名考、千曲の眞砂等、徳川時代の郷土史家の著作に比して、栗岩氏の論證が、斬新で、獨創的で、信州の研究に於て、全く劃期的である事を發見し、大に著者の學の見識に敬服した。

當時栗岩氏は、私に取つて未知の人であつたが、其後、氏が東大人類學教室で、人類學會の例會に、信州の古墳を談された時、御目に懸る機會を得て、爾來今日迄御交誼を願つて居る。そして栗岩氏が、其等の書物を出された頃に比べると、信州の郷土史の研究は、地域的に、又项目的に分化して、其進歩は刮目に値ひするものがあり當時の栗岩氏の所論も採用し難いものも多くなつた事は當然であるが、併し其れが其方面の科學的研究の最初の歟であり、啓蒙的使命を果たしたものと、何時迄も重要視されるべき文獻でなければならぬ。栗岩氏が此十數年又捲土重來、郷土史の研究に没頭され、公私に指導的任務を負つて居られる事は、贅言を要しない處である。

栗岩氏の研究は、頗る銳利であり、瘳猛であり、定石を無視して、人の意表に殺到し、鬼才眞に端睨すべからざるものがある。氏の郷里が謙信に關係深いと云ふ以上に氏の學風其ものが謙信の氣風を髣髴せしめて居るので、謙信の像を丸刻りにし、それに血を通はせ得る點に於て、他人の企及すべからざるものがあるのである。

栗岩氏の此著は絶好の謙信傳であると共に、戰國時代史の重要な諸問題に對して、氏獨特の銳さを發揮して、多くの示唆を與へられて居る。それらが悉く専門家の首肯を得る事は期し難いかも知れないが、戰國史に大なる寄與をなすものである事は全く疑を容れない。天正十年を以て、我國近世史の發端と見る如きは、著者の警拔な眼孔を示す一例である。敢て此著を江湖に獎める所以である。

今井登志喜

序

私は信州の田舎で、地方史の研究を楽しみとしてゐる者である。自然、甲越兩史にも交渉を持つやうになつて來た。殊に居住地長野市は、兩將激戰の所謂川中島と一葦帯水の間であり、謙信根據地の春日山へも、遅い汽車で三時間内の近さである。勢ひ、謙信から先きに書いて見たくなつたのだかも知れないが、どの道、三十年來、そんな事を思ひながらも中々に出來ない。是非纏めてみたいとは考へて居るものゝ、果して今後何年の後に仕遂げ得る事であらうか。

今度の此小著は勿論上杉謙信傳とは僭稱し得ない事は、自分が最も能く知つて居る。主要部分は、時折素描の心持ちで隨筆的に書き綴つたものである。従つて、年表を除けば、信濃に關する記述が多く、其他の關係地方のものが、稀薄であるをも免れない。同時に、外形的には、信濃の視野からした或角度の謙信觀といふ事が一等當つて居ると思ふ。

併しながら、その事を甚だ心苦しく思ひながらも、猶ほ且つ出す事にしたのは何故か。他日、謙信傳らしい鎌信傳を作らうとしてゐる其模型像の而も内部の骨組み研究の爲めであると申上るの外がない。骨組研究は、云ひかへると謙信傳に要する根本史料の研究である。して又、此仕事

たるや私共の郷郡の史的研究の上に蔽ひかぶさつて居る仕事である以上、之を眞解する事は、我々の當然な日常的な努力でもあるのである。そして、其日常的な若干努力の副産として、天下の快傑謙信といふ者の偽らない姿も、おのづから判つて來た部分もあつたので、その都度、心鏡に寫つた影像を、一氣呵成的に書き記したのを、活字に直して置いたのである。同時に此小冊子は、一種の隨筆に外ならない。虚心坦懐に、史料の語る處に聽從して、それを記録してみた隨筆といふに過ぎないのである。

然り、史料、その史料の點に於ては滅亡した武田家よりも、存続した上杉家の方が、史料の保存に於ても併せてあつた。

謙信の子孫である現伯爵家の史料は、舊大名としても豊富な方である。それに、其藩全體に於ても決して尠ない方ではない。加ふるに、維新以後に、其道の大家伊佐早謙氏を有した爲めに、逸散を事の前後に防ぎ得たものも尠なく、此點からも謙信時代の史料は恵まれて居るといつていい。そしてそれが上杉家に整理保存され、東京帝國大學に於ても、更に採訪討論せられて居るの外、之より先き新潟縣の富豪、五十嵐甚藏氏は、個人事業として、明治四十年前後より、十餘年に涉りて、同縣修史の前提としての史料蒐集の業を起し、其編纂主任となつた文學士星野日子四郎氏は、其青春時代を、殆んど該事業に銷盡されたといつても誇張でない。

又、其五十嵐氏の蒐集史料が、甚藏氏の易賣と共に非公開の運命に陥るや、同じく富豪高橋義信氏（東伍博士の甥）は、是亦個人事業として、巨資を投じて越佐史料の刊行を企てられ、布施秀治氏を主任とし、中央の碩學を網羅して、菊版六冊、通計五千頁内外の編年史料及其解説を江湖に提供せられ、殊に其第四卷八百餘頁を中心に、第三卷及第五卷を加へて、一千四百頁は、謙信時代の史料であつてみれば、史料の頒布も大體に於て行はれてゐると見るべきである。其上、其布施氏にも明治の末年に『上杉謙信』の好著があり、寧ろ『史料的に見た謙信傳』とでも云ふべき程の著作でさへあるのである。

既に業に、斯程までに、謙信史料が上杉氏關係者及び其關係郷土に於て多量に蒐集され、且つ多年研究されつゝあるにも拘はらず、一介の小野史たる小生が、それに蛇足を加へようとするのは、我乍ら、如何にも屋上架屋の感を免れないものがある。唯だ云つてみると、一つ視野の問題がある。淺草の觀音堂でも、信濃の善光寺でも、正面から取つた寫眞は誠に榮えないが、却て、別種な角度からすると、其大きさも、其特長も判るやうな場合もある。成程、上杉謙信は、單なる郷土の偉人でなく、當然、日本歴史上の大人物であるには違ひない。けれども、中央方面から撮つた寫眞では、赤外線を利用してよく出ない、といふ遺憾がある。と云つて、越後の人達の撮る段になると、眞正面過ぎたり、修正が多過ぎる憾みがないでない。此點僅かに『信濃人から

見た隣縣の飛將謙信』『信濃を舞臺とした隣縣の豪傑謙信』の出さるべき可能があり、取り敢えず、習作的な『飛將謙信』を出して見た所以でもある。

昭和十八年一月

著者

飛將謙信 目次

序文	口	繪	文
序			一
戰國の最強豪			一
武田信玄の謙信評			一
信玄と氏康と謙信			四
川中島戦の真相	上		六
同	中		一一
同	下		一四
同	續上		一七
同	續下		二〇
大挾景虎の上洛			二六
英雄禮讃の變遷			二六
信玄に見込まれた信濃			二九
天盃御劍を賜る			三三

又もや慕ふ都の空……………三五
 二度目は大舉上洛……………三八
 其の歴史的意義……………四二
 青年關白と意氣投合す……………四四
 見捨られた義輝……………四七

亂世の正義代表……………五二

絶對に非道はせぬ……………五三
 兩者相惡む甚矣……………五五
 信玄の理論……………五八
 同……………六二
 同……………六六
 敵でも弱者は助ける……………七一

願文から見た兩雄……………七五

謙信の入道ぶり……………七五
 信玄願狀の特色……………七七
 同……………七九
 謙信願狀の特色……………八〇
 同……………八三
 同……………八五
 同……………八八

願文比較餘録……………九四

比叡山で鉢合せ……………九四
 信玄禱り殺さる……………九六
 残る疑惑は善光寺……………九九
 抑もの發端は弘治元年……………九九
 移轉者子孫の告白……………一〇二
 鎌倉時代の前立佛か……………一〇五

善光寺問題の飛沫……………一二六

謙信善光寺を語らず……………一二三
 諸方に善光寺本尊……………一二六
 太閤時代に問題なし……………一二八
 大御堂小御堂の問題……………一三三
 上杉善光寺佛とその佛器……………一三七
 甲越兩雄と其築城……………一三七
 城のない證據……………一三七
 信玄と其環壕……………一四〇
 信玄大いに築城す……………一四三

城の形式の種類……………一四五
 皮肉と運命……………一四七
 學術上の空閑方面……………一五〇

上杉謙信の生前と死後……………一五四

謙信の死……………一五五
 彼の生涯……………一五七
 三十萬石の祭祀料……………一六〇
 恭敬を極めた移轉……………一六三
 大切にされた御祠堂……………一六七
 上杉謙信之命……………一七〇

運命の交換……………一七三

上杉氏亡びんとす……………一七三
 轍鮒の魚津城……………一七六
 光秀關係の珍史料……………一七八
 魚津の守り……………一八一
 長可春日山に迫る……………一九三
 上杉氏の一揆工作……………一九五
 景勝の代りに信長……………一九七
 上杉謙信論……………二〇一

早熟の英雄及其全盛時代……………二〇一
 同……………二〇四
 受身の戦士……………二一〇
 私慾の無い生涯……………二二三
 無常觀的戦士……………二三〇
 同……………二三三
 下……………二三三

川中島戦の日時と地理……………二二九

年表……………二四五

序 説

信玄を先きにすべきだが、謙信から初めたのは、年代として我々に幾分近い處から取ついたのに過ぎない。歴史は昔から今に至る迄、逐次に連なつてゐるものだけれど、我々が眞に歴史を判からうとするのは、最近から遡りつゝ昔へ／＼と辿つた方がいゝやうだ。此點に立つて、信玄と謙信を傳しやうとする今、謙信が將に此世の人でなくなる日に最も近い大事件から筆を起して見る事にした。

「大海は、みんな水だよ、手ぢやどもならぬ、かもめみたよに暮しやんせ」世界の歴史的大勢と來ては、個人の淺基な智慧位では、どもならない事ばかりだ。心配しない譯にも行かないが、さりとして既に人生といふ船に乗出してる以上、或程度迄は、任せる覺悟も必要だ「蓮の葉で、騒ぐと、ひつくり蛙かな」。熊は最早籠つた頃だ。山國でも炬燵の時期になつた。眼鏡を拭いて些と軍談本でも読んで見やう。

天正五年七月下旬から、謙信は能登の七尾城を攻圍した。九月十三日は月明晝のようであつた。北越の荒くれ男どもを會しての觀月の宴、無論例の大盃で冷酒をあほつた事であらう。

霜滿軍營秋氣清、數行過雁月三更、越山併得能州景、任他家鄉念遠征。

字句には後世の異論が多少あるけれど、そんなことは何うでもいい。とに角、あのように信長に恐れられた信玄からさへ恐れられた摩利支天の生れ代りの様な男の謙信が、一句やつたとあるのだから嬉しい。千七百年の昔、魏の曹操の横槩賦詩とは、心事や、場面や背景の大小はあらうけれど似て居る佳境だ。云ふなよ姦とか聖とか。とに角人生最大得意の檀場だ。

(前略) 七尾城主になり候長對馬一類一族百餘人討捕、實城乗取り、其外濫井備中、三宅備後同藤三以下、身命計相扶け、七尾存分に手に入れ、同十七日末守と號する地も手に入れ、是は加能の間の地に候間、源五殿(村上國清)齋藤込めおき、當國一變に申付候(能登を取つてしまつたの意)處に、是を信長一向に知らず、十八日、賀州湊川迄取り越し、數萬騎陣取候處に、兩越能の諸軍勢を先勢として差遣はし、謙信事も直馬のところは信長、謙信の後詰を聞き届け候哉、當月廿三日夜中、敗北し候處に乗り押し付け、千餘人討取り、残る者共悉く河へ追籠候ひける。折柄洪水漲る故渡る瀬なく、人馬残らず押流し候。誠に斯の如きの萬方の仕合せ、年來の信心歡喜迄に候。重て信長打出候間、一際これあるべきと校量せしめ候處に、案外に手弱い様體、此分に候はゞ、向後天下迄の仕合せ心安く候。(下略)

これは、謙信が、其觀月賦詩の十六日後に、長尾和泉守宛に書いた手紙の一節である。要は觀月の二日後に七尾が陥落し、又其三日後には、織田の大軍が加賀の湊川(手取川)迄到着したの

で、直ちに一戦を交へるつもりで、馳向つた處が敵軍が急に退却を初めたので、千有餘を討捕り、あとは、時しも洪水の河へ追入れたと云ひ、更に信長が出陣したと聞いたからには、是非好敵と一戦を交へたいと思つて居たのに、こんな弱さでは、天下を取ることも案外困難でない、といつて居るのである。

尤も此時は實は信長が自身出陣はしなかつたらしく、柴田勝家、羽柴秀吉、丹羽長秀、前田利家、瀧川一益、金森長近、佐々成政、堀秀政、などを始め織田方のすぐり抜いた名將、驍將に四萬有餘の大軍を授けて七尾を救はしめたのだけれど、間に合はなかつたので引返したのであつたらしい。秀吉が柴田初め何人にも相談せずに、班軍して來たので信長に叱られたのも此際であつたから、織田の諸將間に統一のなかつた事は事實であつたらう。

切角此處まで來たのだから、假令七尾救援の希望は水泡に歸したとしても、一戦を交へずに歸るも残念といふ論者もあつたらうし、いや／＼七尾を救ひ得なかつたにしても名分は已に立つた以上、大軍とは申せ、統一のない軍勢で、最大強敵である謙信と戦ふことは百失あつて一利なしとの議論と、或は中をとつて、もう少し足場のよい處を選むで滞陣し、主將信長の司令を仰ぐ方がよからうと云つた風な三説の對立を見た事は想像に餘りあるようだ。そして秀吉は退却論の主張者であつた關係上、とう／＼安土まで引上げたものであらう。

戦國の最強豪

武田信玄の謙信評

上杉謙信は、能登を完全に占領する自信を以て、二日前に明月を仰いで詩を賦した。其又觀月の七日目には、一萬三千の小兵を以て、四萬八千の織田軍を威壓し撃退した。そして、織田軍は如何にも大軍であつたから、謙信が信長の躬ら統率して居る處だらうと見たのも無理はない。又これ程の大軍は、信長自身以外率いた例は空前であつた處からしても、信長は追つけ自身出陣のつもりではあつたらう。處へ七尾陥落の報が來た。そこへ、秀吉が班軍して來た。御幸塚や大聖寺へ永久陣地を築造した報道も來た。これでは如何な信長でも、うんざりせぬを得なかつたであらう。「信長記」に「羽柴筑前、御届をも申上げず、歸陣仕候段、曲事の由、逆鱗、迷惑被申候」といふのが、信長の心貌を描き得て真に近いと思はれる。

信長の憤怒迷惑に引かへて、一方謙信のおちさんは、よい氣なものだ。前記長尾和泉守の手紙

をつゞけて読んで見る。

偕又當地七尾、吉日の間、廿六日鉞(工事)申つくべき爲め、登城せしめ、見流し候へば、聞及び候よりも名地。賀、越、能州の金目の地形といひ、要害、山關相應じ海峽島々の體迄も、繪像を描寫し難き景勝迄に候。越中、能州、城々、何れも各地共、手飼の者さし置き、敵味方の覺、老後の面目を施し候。

と書いて居り、飽迄も、山明水秀を貪看して、亦頸敵信長の存在を忘れたかのゆとりである。そして彼は、七尾で能登の統治策を立て、十二月になつてから春日山へ凱旋した。とうとう信長との會戦なしに、翌年は花の三月に此世と背き去つた事は、戰國フアンの呉々も遺憾に堪へない處である。が併し信長のように非命の最後を遂げなかつた。秀吉のように情痴の醜をも現さなかつた。信玄のように瞑目利那に修羅の巷を驅けなかつた。終生摩利支天を行じたのも、其志や徹頭徹尾、不正不義を懲らし、弱者を扶援するにあつた。例の軍學の爲めに史實を平氣で誤つた甲陽軍鑑は

さる程に、謙信、信玄公に武道はさのみ劣らぬ名大將と申候へ共、御分別の才智、信玄公には抜群おとり給ふ故、他界の日より、居城國の越後燥き立つ。

と書いたけれど、併し見ようによると、敵を滅すに苛酷であつた織田、武田二家は、殆ど跡方も

なく亡びたに比して、上杉家が、關が原戰の元凶であつたに拘らず、徳川氏の威を以てして、討滅する事の出来なかつた理由は、謙信一代の仁義に負ふのでなくて何であらう。その同じ甲陽軍鑑すらが、信玄の死ぬ時の事を叙して、遺言する場面には、

信玄公仰せらるゝは、勝頼弓箭の取やう、輝虎と無事を仕り候へ。謙信は猛き武士なれば、四郎わかき者に、こめみする事有間敷候、其上、申合てより、頼むとさへいへば、首尾ちがふ間敷候。信玄おとなげなく、輝虎を頼とさへ云事申さず候故、終に無事になる事なし。必ず勝頼謙信を執して頼むと申すべく候さやうに申し、くるしからざる謙信也。

所謂、公論敵人より出るといふものだらう。信用の置けない著書とはいへ、此段は可なり迄、謙信の人物の核心をつかんで居ると同時に、信玄の衷情をも道破してゐる記事である。

實にも狸々は狸々、好漢は好漢といふ譯で、信玄の死を聞いて、謙信が箸を落して歎息したといふ大衆傳説も普遍して居るが、信玄の謙信研究は、却て飽迄徹底して居たものらしい。天正四年十月十五日附で、甲州の教雅といふ僧侶が、越後南蒲原郡加茂町の上條談義所(長福寺)といふ寺へ宛てた文書が、山形縣の最上郡成就院に保存されてあるが、其中に、左の一項がある。

一、其國の大守謙信、大方、太刀に於ては日本無双の名大將にて御入候由、信玄入道時々刻々、愚拙へ物語に而候ひき、云々。

信玄と氏康と謙信

成程、信玄の云つた様に、天下第一の弓取と恐れられた信玄すら斯く云つて居るのだから、謙信の強勇といふ事は、無論無比であつたと断じてよい。假りに、教雅僧都の手紙は、一片の御世辭的作爲としてみても、史實の研究上、信玄が終生謙信との對陣を避け通した事實を發見する事によつても之を證する事が出来るといふものである。

尤も永祿四年九月十日といふ日には、此日本無比の兩強が、信州川中島の地で一大猛戦をやつたには違ひない。けれども、其後は信玄は成るべく謙信野猪の突撃を避けることばかりに苦心した事も事實である。憶ふに信玄の心では、謙信と戦ふ事は、畢竟勝つて見た處が、自分も大々に兵力を滅殺するを免れないといふ打算から、所謂上將は策を以て敵を討つの術策に出たものであらう。とに角、爾後の信玄對謙信關係は、謙信は一意信玄の所在を求めては突出し、信玄は又謙信の矛先を出来るだけ避けつゝ、却て外交即ち當時の所謂調略をめぐらしては、謙信を苦しめる手段ばかり取つて居た。勿論其撰まれた戦地は、信濃と上野と越中とであるが、其の當時の信濃は九分通り信玄の領地になつて居たから、謙信の信濃侵入は、信玄に取つては、甲州へ攻め込まれたと同様の苦痛があり、又上野は、謙信（當時政虎）が、關八州の管領職を上杉憲政から讓

られて居る關係上、名分としては、正に自己の勢力範圍と心得て居た。自然、上州へ何人にも攻め込まれるといふ事は、自己の權威を侵害されたと云ふ苦痛があつたのである。

處が、爰に信玄の有利な事は、上州へ攻め込むには、何時も北條氏康といふ友軍があつた事であらねばならぬ。氏康とて、武將としては、武田、上杉に並いでの強豪で、三代で關八州を討平した名將である。そして、その氏康が上州なり野州なりに關心を持つ事は、實は信玄以上であつたのである。いひかへると、上州に根據地を持つた上杉管領家の正敵は、傳統的に北條家であり、信玄は、最初は北條家の應援隊に過ぎなかつたのである。従つて、信玄は、何時も氏康の懇請をうけては、手軽に援兵を出しては居た。一面、謙信をして、信濃を突く餘裕を持たせない爲めに、一面では北條に義理を立て、以て、北條をして、信玄の目的たる今川氏の討滅に容喙せしめない爲めに、常に一石二鳥主義を行ひ得たのであるが、そこは併し信玄である。其兵馬の踏破する處に、永遠占領の計の伴はない筈がない。そして輕兵出援の信玄は、西上州に根據地を得るようになり、同時に北條氏と相應援したのであつた。そして一面永祿十一年から十二年の間、北條氏が謙信と同盟した二年足らずの年月間は、謙信北境の部將で、豪雄を以て聞へた本庄繁長を使喚して謙信に背かせ、せめては信濃侵入だけなりと牽制させてゐた一事でも其手口が判る。これに比べると、謙信の信濃突入には應援がない。全く自軍だけで、戦を決するの外ないので

あつた。そして、それには、常に上州と、越中方面との五月蠅さが付き纏ひ切つてゐた。越中を攻めて居ると、上州から警が来る。上州へ駆けつけると、武田軍の支隊が越後本國を犯さうとする飛報が来る。歸つてくると、關東方面が又變るといつた有様であつた。

それに、謙信が恁様に東西南北に奔馳、日も斯れ足らなかつた匆忙の理由は、一つは謙信自身の性格にも因由して居た事も争はれない事實である。彼は流石に一代の大俠だけあつて、降將は決して殺さない。何度か叛いた者でも決して殺さない。その爲めに謙信の旗が見れば降伏し、馬蹄の音が遠のくと直ぐ背反するといつた人々が關東と北陸には多かつた。これが即ち謙信の勞働が多くは、無駄骨のように見へる理由の一つであると思ふ。尠くとも彼は、このやうな忙しい思ひをしては他人の依頼と懇請とのみで、信越、關東、北陸を駆けまはつて居たのであつた。

そして、それは決して謙信の性格の然らしめしばかりではなく、亦彼が自ら深く信する所あつての主張であつたことは、これ亦謙信の書いたものに見へて居る。

川中島戰の真相 (上)

上杉謙信の行藏が、武田信玄や、北條氏康の調略に操られて、永祿以來、匆忙を極めた事は前條に説いた。しかし、それでも尙ほ彼は、眞に信玄と決戰の覺悟を以て、信濃に突出した事は、

前後を通じて四、五回。而も戦ひ得たのは、前記永祿四年九月十日の一戦があり得たばかり、あとは全く徒勞に歸してしまつたのは、謙信としては、遺憾の極みであつたらう。

又斯様な事情、かような心境で、謙信の信濃突出を、通俗に甲越戰爭とも、川中島合戦とも呼びなされ、戦國時代中の最大激戦として、徳川時代から三百餘年間、兵學者や講釋師、軍談本屋の飯の種となつて居た譯だが、此等の職業人によりて、茶化され、藝化され、人情化され、劍劇化されて來た中心題目だけあつて、歴史とも軍書ともつかない書物も簇出して居り、その爲めに、たゞの一回しか激戦のなかつたのが、五回あつた事になつたり、鳥有先生が飛び出して討死したり、いろんな傳説的生長を遂げて來て居るのである。

尤も、明治盛時の史學者田中義成博士によつて、此等の蔽ひ重なる偶像も相當に破碎されては居るものゝ奇怪な事には、史學者と稱する閑人によつて、再三、又もや盛り上げられようとしたこともあるのである。即ち斥候の衝突をまで加算して川中島五戰説などを強辯する學者先生もあるのである。又田中義成博士によつて、川中島戰の回数などは常識的に一回説となつて來ても、其戰爭の内容に至つては、依然として、徳川時代に涅つち上げられた軍談式の戦史が信ぜられてゐるといふのは、何人も眞に地理に則した歴史研究を試みた者が不在からであらう。假令ば其最も出鱈目の一例としては、永祿四年の合戦の時に信玄が兵力を分けて、背後から妻女山を襲はしめ

たといふ説などの一般に信ぜられてゐる事であらねばならぬ。其他、在來の戦史には、此種の出鱈目ばかりであるといつていい。従つて今日でも、古戰場を弔ふの人で、恐らく史實を解して居る人は極めて稀であらう。

信濃の古い氏人の村上義清が、武田信玄の撃破する所となつて、最後に善光寺平の地を捨てなければならなくなつた時が、天文二十二年の八月であつた事は、大體信じてよいようだ。そして、其時には、其前から、村上と同僚格で、謙信の親戚であつた高梨政頼を通じて援兵を請はれて居たけれど、謙信の景虎は其時には叙目の御禮に上洛の準備に忙はしかつたから自身出援は非常に困難であつたに拘らず、自ら率先して川中島に出陣し、そして、犀川以南の追はれた連中（信玄に）を收容し、兼ねて、恐怖におのゝいて居た信濃の將士を引きまとめ、春日山に引上げ、休息せしめた事も事實らしい。しかし、これは戦争といふべき程のものでなかつたようだ。

天文廿四年、即ち弘治元年には越後へ流浪して居る村上や其伊を元の地に還してやる目的で、景虎も晴信も共に三月頃出陣して、謙信は善光寺に、信玄は犀川の南岸大塚に陣取つて、對陣半歳以上に及び、今川義元の仲裁で兩軍の交綏を行つた事は確實である。但し此時は、武田方の旭山城の破却が一つの要件であり、又信濃人中、還住し得た者もあつた模様だから謙信の方が有利だつたと思はれる。

猶ほこゝに追加して置き度い事は、此弘治元年に於ける甲越第一回目の對陣は、今川義元の仲裁で、引分けになつた事は、世間周知の事實であるが、此時の武田軍の中には、今川軍の將兵の交つて居た事は、今日迄の史家の未だ注意しなかつた處である。とは云ふものゝ、史料それ自身は、決して新発見の史料でも何でもなく徳川期蒐録の諸州古文書中の武藏の部に收められてゐる今川義元の文書に出てゐるのであるが、どうした故か、その事の語られて居る事を、寡聞か耳にしなかつたから附加して置く。

去々年（弘治元年）信州へ富士下方の人々、甲州合力の爲め、差遣之處、井出甚右衛門尉、煩につき、一宮出羽守に相斷はり、歸陣せしめ、彼の煩つひに平癒せず、死去せしむるの上、廣瀬三右衛門尉、井土橋彦三郎訴人として、虚病を構へ歸陣致すの旨、訴へ出るの條、双方裁斷を遂ぐるの所一宮出羽守證人たるの間、之に尋ね糺明せしむるの上、相煩ふ旨紛れなき由返答殊に其煩ひ候によつて死去候條、甚右衛門遺跡取付、道理也。然れば知行の事を遺跡千代壽に、永く無相違領掌せしめ了んぬ。若し重ねて其沙汰に及ぶに於ては、通法に任せ、下知を加ふべく、諸役の事は、年來の如く、名代を以つて之を勤むべきもの也。仍如件。

弘治參年六月廿二日

治部 大輔（花押）

井出惣右衛門殿

といふのである。これで、弘治元年の第一回對陣の時は、甲軍中に今川義元の援軍の交つて居た事が分明した。さうして見ると、義元の提議で仲裁になつたといふことは、萬事義元の手盛りといふ事になる。勿論謙信の景虎は之を知らなかつたであらう。尤も、家康の處へ援軍を送つて置きながら、知らぬ振りで中立顔して居た信長の例もあつたように、こんな事は亂世の不思議ではない。けれども之を知つた信玄は大に怒つて信長と斷絶した。しかし、川中島の場合には、全く御人好しの景虎は知らなかつたのであらう。後世の史家も、史料を目前に見て氣が付かない程だから。

交綏はしたけれど、信玄は約を破つて、又地を略し、或は越將を誘惑し、弘治三年二月には謙信が前々年旭山城に對して造つた向ひ城の葛山城（善光寺の頭）まで陥落したので我慢がならなくなつて五月飯山地方から信濃へ突出し、川中島四郡から、小縣郡附近まで荒れ廻はつたけれど、信玄にめぐり合ふ事が出来なかつたのが謙信突出の二回目。然るに、史家たちは、これに二三通の場所も判らない感狀を附會して、第三回戦となん申侍る。所謂上野原戦なるもの之である。

第三回目の謙信の信濃突出は、度々記す處の永祿四年九月十日戦の時に外ならぬが、此時の戦争こそ今日の軍人諸君までも、偽史書に累せられて、まだ車懸りの陣だの啄木の陣法だなど迄信

じ込んで居る戦争で、又何回戦といふ戦争のパンの種をなして居る戦争であるのである。即ち甲陽軍鑑などによると、此時の戦ひは、兩軍の戦死者ばかりでも越軍が三千百十七人、甲軍が二千八百八十人といふのである。然らば、負傷者の數は、尠くとも戦死者に三倍位して居ると見ねばならないが、さうすれば越軍の負傷者が九千三百四十一人で、戦死者を合せると、一萬二千三百五十八人となるから、越後軍の無疵者は、六百五十人足らずだといふ事になり、甲軍の損失も一萬千五百人近くになるから、半分の戦鬪力を失つたと同一だ。こんなべらぼうな事があり得るかどうか。一つ逐一吟味を遂げて見ようと思ふ。

川中島戦の真相（中）

所謂川中島五回戦が、實は、たゞの一回戦のみであり、それも亦、在來傳へられたような戦ひでなかつたといふと、如何にも奇矯の言を弄するようであるけれど、講釋師や、軍書や、大衆小説から、此時の史實を救ひ出して調べると、全く然様であるのを奈何せんである。

第一に不思議は、信玄の感狀といふものが、殆ど一本か二本しか無い事であらねばならぬ。元來信玄と云ふ人は筆達者でもあり、又智慧者であつたから、盛んに感狀といふものを書いた。何々の戦に於いて頸一つ討とり云々式の感狀は、寧ろ其多いのに驚かされる位である。然るに、此

信玄が、あの合戦に於て若しも、大勝利をして居るなら、感状の一萬本も出しさうなものなのに、現在するもの僅かに一、二本しか無いとは何故だらう。それも幾分怪しいとさへ云はれてゐる。第二に、信玄は宣傳の名人として、盛んに手紙を書いた人であるに拘らず、此戦争の事については僅かに一通の手紙があるばかりだ。即ち京都清水寺内の成就院宛ての（譯文）

（前省）今度、越後衆、信州に至つて出張の處、乗向け一戦を遂げ勝利を得、敵三千餘人討取候誠に衆怨退散眼前に候敷。（後略）

十月晦日

信 玄（花押）

成就院

であり、年號は判らないけれど、永祿四年に當てれば當らない事もない。けれども、前記の通り手紙は調略即ち外交政策のものが多いから、當てにはならない。現に此戦争に關する近衛關白前嗣から景虎へ送つた祝賀狀によると、（譯文）

今度信州表に於て、晴信に對し一戦を遂げ大利を得られ、八千餘人討捕られ候事、珍重大慶に候珍しからざる儀に候えども、自身太刀打に及ばるゝ段、比類なき次第、天下の名譽に候。（後略）

十月五日（永祿四）

近衛前嗣（花押）

上杉殿

といふのだから、若し手紙類を信ずる事になると、上杉軍は三千餘人討死し、武田軍は八千餘人戦歿した事にならねばならぬ。

又信玄の感状は無いが、感状を書く事の少ない謙信の方に却て、此戦争に關する感状が相當に残つて居る。殊に、色部勝長、中條藤資、安田長秀、松本忠繁宛のものは、俗に血染めの感状といふだけあつて、痛快極まるものである。大同小異だから、色部宛のものを掲げて見よう。（譯文）

去る十日、信州川中島に於て、武田晴信と一戦を遂ぐるの刻、粉骨比類なく候。殊に親類被官等、手飼の者あまた討たれ、稼ぎを勵まるゝにより、凶徒數千騎討捕り、大利を得候事、年來の本望を達し、又面々の名譽、此忠功は政虎一世中、忘失すべからず候。いよゝ相嗜まれ、忠節を抽んぜらるゝ簡要に候。恐々謹言。

九月十三日

政 虎（花押）

これによると、苦戦の甚だ敷事も勝利を得た事も、推想出来るものがないでもない。謙信は正直だから、自身で宣傳はしない。これから見ても、あるべき信玄の感状がなく、却て無い筈の謙信の方に感状のあるのは、どういふ譯か。疑ひもなく、越軍前勝、甲軍後勝の在來の歴史の間違ひである事を語るものでなくて何であらう。

又在來の傳説のやうに越軍が終りに敗れて、河を逃げ渡つたとすれば、三千人の討死は嘘としても最少限度大將五人や十人は、討れて居なければならぬのに、越將には、世間に名の知れない志駄義時、庄田定資等の士官級と思はるゝ者の外一人の戦死傷が無いのは如何なる譯か。越軍後敗説の虚妄は、此一事でも證據立てられて十分と思ふ。之に反し、甲軍では信玄の弟の左翼軍司令官の信繁と、旅團長格の兩角豊後守、初鹿野傳右衛門などが戦死を遂げて居るのである。そればかりか、信玄も長子義信も負傷したやうである。これは短時間なりと激戦であつた事を想像せしめる唯一の資料で、同時に、打撃の甲軍方面に多かつた事を如實に物語るものといはねばならぬ。

川中島戦の真相 (下)

今日までに現れ居る根本史料の示す處では、眞の甲越戦、即ち川中島合戦は、永祿四年九月十

日の一回限り、而も在來の如く、相互三千人近くも討死した事の嘘である事、終りに越軍の敗退説の虚なる事、此戦ひでは、甲軍二萬、越軍一萬三千と稱せらるゝに拘はらず、痛手は甲軍に多かつた事などで、それは前回來叙し來つた處であるが、更に在來の軍書氏等のデマの色々の方面に飛んで居る一、二を捕へて見るも、事の尋での一興であらう。

其一つは、謙信が信玄の旗本へ攻め込んで、床机に據つて指揮して居た信玄に斬りつけ、信玄は刀を抜く暇がなくて、軍配扇團で之を受けたなどいふ畫題である。謙信が自ら刀を揮ふ事が珍しくなく、又永祿四年の戦ひにも、大に揮つたらしい事は、近衛大政大臣の賀状にも見えて居るから、それは本當の事であらう。けれども信玄を斬つたのなら、何とか史料にも傳はりさうなものなのに何處にも見へない。けれども、例の甲陽軍鑑を初めとして、此兩雄の一騎打ちといふことを書いてるものが多いのも不思議な位である。

「甲陽軍鑑」然ば萌黄の胴片衣きたる武者、白手巾にて、つふりを包み、月毛の馬に乗り、三尺斗の刀を抜き持ちて、信玄公牀机の上に御座候處へ、一文字に乗よせ、切先はづしに三刀きり奉る。信玄公立ち軍配にて受けなさるゝ時みれば、團扇に八刀瑕ある。(中略)後きけば、其武者輝虎なりと。

又「北越軍記」(天海僧正の侍者南麻主計談)には、

南光坊大僧正天海御物語にて此比、甲陽年鑑と云ふ書物の板行に付き是を見るに川中島合戦は謙信と太刀打の年月場所大に相違、其上信玄團扇にて受け候と有之、大なる虚説也。(中略) 其夜信玄小屋へ我等見廻り候へば、信玄驚きて云々。其時信玄手負て、よりかゝり居らる。我等申候は、源平兩家の戦より以來、大將と大將の太刀討事、古今不承、扱々御手柄なりと譽候へば、信玄俄に顔の色かはり、機嫌あしく謙信と太刀打せしは我等に非ず云々。(後略)

其外も、まだ様々の軍書に尾緒をつけて書いてあるが、然らばそれ程の名譽の太刀ならば越後方にては嘸や輝かしい宣傳がありさうな筈なのに、少しも無いのは、どうした譯か。彼方の史料の編纂された上杉年譜には信玄に斬りつけたのは、越軍先鋒の五將の一人荒川伊豆守長實であつたと傳へて居る。

「上杉年譜」(前略) 此間に信玄は纒の勢を引纏め、兩宮(地理の誤)の渡を越へんとす。(中略) 我五將急に進んで殺到す。荒川伊豆守馳せ來り、信玄と見すまし、三太刀まで討共徹せず、信玄太刀ぬき合はず間もなく、團扇を以て受はず。已に危かりし處に、從兵原大隅といふもの鎗さしのばし伊豆守が馬を丁と打てば、馬驚き飛ぶ間に信玄忽ち運を開く。され共薄手を負ふて進退安からず。云々。

など書いてあるが、これとて勿論見て來たような談ぶりで、何處まで信じて宜敷いか。要する

に信玄の負傷なるものは亂軍の間で軽い負傷した位の程度だらう。

其外、謙信が唯だ一騎で、千曲川を逃げ下つて、飯山經由で關田山脈を春日山に逃げたとかいふ事も、今日まで、堂々たる史家の叙述に現れて居るのは、唯だ滑稽と申すの外ないのである。要するに兩雄の一大會戦は、永祿四年九月十日に猛烈に行はれた事は確實であるけれど、其勝敗論、死傷數、などは、何れも後人の傳說的發達であつて、まだ眞相は判明して居らないのである。惟ふに、すつと短時間の戦ひで、すつと輕微な損害であつた事は、兩雄が、一ヶ月を中において、十一月には、双方とも上州へ出陣して小ぜり合ひをして居る事でも判る。此點からは、關ヶ原の戦ひの方が、時間が長かつた丈け却て死傷が多かつたと思はれる。

川中島戦の眞相 (續上)

近年川中島戦研究が擡頭して、文藝家などにも上杉謙信傳があると聞いたが、まだ見ない。人間の微弱な智力では、いかに生涯を棒にふつて研究してみても、千百年前の事は偕おいて、昨日の事さへ復元は容易の事でない限りに於ては、やはり「歴史は創作である」であるかも知れない。我々の常識も、或程度迄は、張扇の講釋師、所謂大衆作家、大學の史學先生と並べてみても、誰やらの所謂「聖人盜賊相距る遠からず」の感をさへ持つ。此點に於て、唯だ地方史の従業員だ

けが砂漠に遺墟の發掘を行ふような特殊の意義を有して居るのではなからうかと思はれてならぬ。

色々な理由があつて、日本の戦史中、川中島戦争といふものは、古來大衆化され、また興味化されてゐる。その爲に、とても非常な傳說的飛躍を遂げてゐる。加之、此戦争を中心として、武田信玄や上杉謙信は、他の六雄八將以上に粉飾化されてゐることも否めない事實である。そして、まるで出鱈目化して此兩雄關係の傳説中の最も出鱈目極まる部分が、今使つてゐる教科書中に採用されてゐるのだから恐縮する。兩雄が戦ひでは勝敗を決し難い事に意見が一致したので、代表的の相撲取りを一人づゝ出して相撲を取らせて、勝敗を決したなどいふ馬鹿談しも其一つである。

前記したように史學研究法の勃興と同時に、田中義成博士によつて、此戦争も嚴びしい批判が加へられ、徳川時代三百年間、軍談や、講釋の飯の種として、飴のように引き延ばされたり、茶化されたり、雜物を澤山入れられたりした語り艸も、可なり迄に刈り取られたり、焼き拂はれたりはした事はした。山本勘助入道などいふ一ツ目大僧は退治せられ、甲越戦記などいふ駄法螺も亦、祭文語りや替女衆同様に何時とはなしに姿を消し去つたようではある。けれどもだ、何分にも、まだ教科書に迄、子供の作り話のような幼稚極まる嘘話の麗々敷載せられてある時代である。専門家の間にさへが、傳説の世界から抜け切らないものが多いようである。

武田信玄傳、上杉謙信傳、川中島戦記類、今日迄に其數は頗る多い。又常に新らしくも出て來て止まないようである。今それらの書名や、著作名を擧げる必要はない。何となれば、それは、間違つて居たとしても個人の間違ひではなくして、其時代が責を負ふべき間違ひであるからである。が、今日可なりまでに吟味され來つた川中島の戦史に取りても、嚴密にいつたなら、間違ひの方が多しといつてよからう。川中島の大會戦といへば、永祿四年九月十日の戦ひ以外にあるまいとする事には、何人も異存のない處であるが、乍併、今日の書籍の書いてゐる、兩軍の勢揃ひから初めて、戦争の模様、勝敗の決などに關する記載は全部創作といはなければならない。何となれば、それを書くべき史料の一つのものも存在しないからである。古からの軍談本や戦記類を所依として、近世史識の批判から除去しざるべきものを去つたにしても、而も創作たるに於ては變りがないのである。今根本史料の上からは、我々は日本で古來第一等の激戦と稱せられた川中島の戦ひに關しては、左の事を知り得るのみであらねばならぬ。

(一) 時日が永祿四年九月十日であつた事。

(二) 信玄の弟左典厩信繁の戦死した事。

(三) 越軍の將領に戦死者のなかつた事。

(四) 兩軍の痛手が、さほどでなかつた事。

(四) 兩軍共に自分たちが勝つたと思つた事。

(六) 此戦争以後、上水内方面、上下高井方面の武田氏の勢力範囲が確定化して來た事

(出) 爾來、信玄は謙信を避けて煙幕主義をとつた事。

兵數が、どれ程あつたか、將領の顔ぶれが、どんなであつたか、何時頃に始まつて、何時頃に終つたか、戦死者が、どの位あつたか、そんな事は凡て判つて居ないのである。處が、どの書籍も、どの本もみんな見て居たように書いてある「講釋師、見て來たような嘘をつき」といふ川柳さへも當つて居ない。何となれば、嘘とも本當とも限らない創作であるからである。

正直の告白は、私どもとても、最初は勿論興味で見た。最近までも、どちらが勝つたのか知り度くて、堪らなかつた者である。だが唯だ「正確」といふ事を要求するの上からして、眩しい傳奇的の夢から醒めざるを得なかつた。晝の活動寫眞見物後のように、淡い幻滅感を惜みつゝも、どうする事も出來なかつたというのが心境である。

川中島戦の真相 (續下)

在來川中島戦史を書いた創作者たちは、又謙信や信玄の出陣についても、殆ど同一な傳統を奉じて居た。謙信が先きに信濃へ出て、二十日以上も妻女山に陣して、信玄の出陣を待つて居た。

信玄は、謙信が妻女山に出陣したといふ報知を海津城から受取つて、直に立つて信濃に入り、謙信陣と千曲川一つ距てた地點を通つて、海津城に入り、城と山と相對時する事十餘日で、例の啄木の戦法に出たといふのである。

もつと具體的に云ふと、謙信は八月十四日に春日山を出發して十五日に飯山、十六日に善光寺、其日か十七日に妻女山に陣取つた。海津城では、狼烟を擧げて甲州に報じ、信玄も十六日に甲府發、二十日に上田附近着、二十四日妻女山西地點の川西に至り、陣を張つてゐても要領を得ないので、二十九日に海津に入り、九月九日に其啄木戦法とやらを開始したといふのである。

私は此時日問題に關しても、史料のない以上、肯定も否定も出來ない處の例の創作に付して置いた譯であるが、處が、此頃、上杉古文書中の一つの文書を見直す事によつて、在來の出陣の時日説が、例の出鱈目である事を確めたのである。そして、それによれば、信玄の方が先に海津へ來て居たようにもなるのである。

一、越中之人質、細々いろへ、無用心、油斷有間敷事。

一、若會津衆、大法寺衆、於ニ打着ニ者、藏田所ニテ見參候而、西濱ニのふ(能生)名立に可_レ爲_レ取_レ陣、乍_レ然、越中火急之儀於_レ無_レ之者、府中ニ可_レ被_レ置事。

一、越中へ助衆於_レ至へ、府内者共ニ被_レ申_レ付、其方打出見合、其備ニ可_レ及事。

一、付、齋藤下野守、山本寺伊豫守留守中、越中に可_レ有_レ之、彼口之儀ハ、兩三人結合_ニ而、可_レ被_レ及_ニ其備_一事。

以上

八月二十九日

政 虎 (花押)

長尾越前守殿

の文書がある「越佐史料」は之を採用して、謙信の春日山出發を八月二十九日としてゐるのは空谷の躰音である。唯だ恨みは之を強調して、十六日出陣が通俗説であり、普及説であるのを論駁してない事だ。それ處か「上杉年譜」を引いて、其中にある處の、

今度信州於_ニ川中島_一高名、殊面白者討捕事、神妙候。以來可_レ嗜、依_レ之、小島分一騎前出候。仍如_レ件

八月二十二日

政 虎

福王寺兵部少輔殿

の偽文書までを丸呑みにして、右願左眊の看あるは、残念といはねばならぬ。

前記長尾越前宛の文書ある以上は、謙信の出陣が二十九日以後たるや確實である。彼には掟を

出して四、五日過ぎて出陣した例もあるのである。

二十九日か三十日に出陣したとしても、飯山通りでは急行軍でも、善光寺まで二日はかゝる。最大特急で、三日に妻女山へ出る位のものである。それを聞いて、信玄が出馬するには、道々兵力を集めては十日位はかゝると見なければならぬ。

といふ事は、信玄が前に海津へ来て居つて(此年の夏の末のように越後攻撃の意圖で)それを聞いて、謙信が機先を制して越中陣と言觸らしつゝ準備をして、急に善光寺へ旋出し、更に海津城南に猛進し、自ら死地に陥り其中に活を求めたものであるかも知れない。或は又事實上、越中にも相當な事態の出來して居た事が、前記八月二十九日の文書に見えて居るから、眞實越中出陣を思つて居た處へ、信玄の奥信濃出陣を耳にして、信濃へ疾風迅雷的に馬の首を向けたとも見る事が出来る。或は信玄が六月に信越國境の海津城を攻陥して、まだ甲府に歸陣せず海津に於て奥信濃の戡定を徹底的に行つてゐたのであつたかもしれない。何れの道、二十九日に留守の掟書は、二十九日以後の出發を物語るものであり、同時に信玄の出陣がそれよりも前であつたとしても、不自然になつてくる。而し、さうなつてくると、今日迄の戦史や史書は、いよゝゝ以て大創作であつたことにならねばならぬ。

尤も此廿九日の掟書中途から政景へ送つたといふ説もある。それは送れない譯はないけれど、

此 文面から見ると、在城の時に政景名宛で、留守の將士に訓令したものと見なくてはならない。謙信の手紙は、中途から出したものも少くないが、皆中途までの有様を叙述するを例とする。然るに此控書きには、簡人宛ての分子が毛頭もない點からしても、之を與へて置いて出陣したものと斷ぜざるを得ない。

そんな事は、どうでもいゝではないかといへば夫れまでとあるけれどそうは行かない。何となれば、倫敦會議以來、三對五の戦争を世界史に求めて川中島戦にぶつかり、爾來其戦争の研究に餘念のない日本海軍の如きがある。現に海軍大學の戦術史教官中の大家にして、此戦争を世界史中の神に近き戦術史と稱して居る人さへある。又海軍大學の教官諸賢の談によると、今日大東亞戦に際しても、世界を睥睨せしめて居る海軍の飛行機戦術は一名謙信戦術とも、白血球戦術とも云はれ、敵を必殺して自らも死して悔なしといふ戦術であり、是ぞ川中島戦術の賜だと云て居られるのである。それかあらぬか海軍大學では、必ず年に一回は、川中島へ史跡見學に来るを例としてゐる。(指導官桑本武治少將) これ程までに現代戦に對して多大な貢獻をして居る戦術である以上、我々は、職務としても史實を忠實に討尋して、それらの研究諸氏に提出すべき義務がある事を痛感せざるを得なくなつた。又今日までの此戦争記類の凡てのものは、我々の郷土に於て、我々の祖先たちの加入して各々の幸福の爲に戦つたものであるに拘らず、さながら外國の事

柄でもあるように、面白半分に取扱はれ、それが傳說的發達をとげて來た處に我々の反抗がある。

我々は敢て些々たる日限や場所の問題を闡明したといつて得々たる氣分になり得る程の樂天家ではない。我々はかような間違ひを尋常茶飯事的に製造して來た處の道化動機を、眞面目な血の記録の場合には、取り去つてしまひ度い念願者に外ならない。

川中島戦史についても、私は私共の祖先たちの不幸な、悲惨だつた、血の史跡として弔ひ且つ觀たい心持ちに始終してゐる事を告白する。その心持の延長として、場所と日時の問題について、も一度念を入れておき度いが、これは他の機會に譲る事にする。

大俠景虎の上洛

英雄禮讚の變遷

たゞさへ人の世は弱肉強食が實相である。それを更に強調し急斜せしめた時代こそ、亂世とか、戰國とか呼ばれるのであるが、かような時代になると、人間の緊張味が極度に達する爲めに、其時代を代表する英雄豪傑の姿などは、宛ら勁道な筆力と強烈な色彩で書かれた繪畫のように残る事となる。我日本でも元龜、天正の頃の人物が最も強く、且つ大きく今日迄の人心に印象されて居るのも、此故であらう。

無論人間の事だから、缺點と共に美點もあるはある譯だけれど、併し此等の時代の人物は、概して其私利私慾を何等忌憚なく、遠慮もなく發揮したといふ點に、後世人は、自分の祖先の酷い目に會はされたりにも拘らず、唯だ何となく、偉大なる力感美に禮讚の念を持つのである。殊に在來の日本の歴史と來ては、奴隸の心を以つて英雄中心に書いた歴史が多い。英雄中心も英雄

中心、別けても戰爭趣味中心の英雄史であるといつて差支へない程だ。

勿論、それが悪いといふのでもなく、善いといふのでもなく、いはゞ、社會進展の或一時代の程度の反映で、どのような國でもどんな民族でも、一時はそんな時代を通過するに違ひないのであらう。唯、今日の時代になつては、人心の批判標準が、社會を組織する人々に成るべく幸福の機會を均等に與へるといふことを主眼として來るようになつて來たから、一將の私功を爲す爲めに萬骨の枯るゝを認容し溢るといふような氣分も生じて來た。一黨一派の利益の爲めに、一國の禍福を賭することなども許されないといふことになつて來た。

かような時代には歴史討尋者などの態度にも、自然に影響する事になり、御維新までは、苗字さへ認められなかつた平民にも、歴史のない苦がないといふことになつて來た。山家村落にも、年月といふものがあつたといふことになつて來た。かような時代精神の反映こそ、所謂郷土史研究なる一つの思潮であるのである。勿論、此等の歴史研究熱といふものは、凡ての場合に人間の行き過ぎて疲れた時代に生ずる所の佇立回顧感、社會全般の神經衰弱時代であることは言ふ迄もないが、それは今此處に説かない。

偕、いよ／＼斯様な時代になつて、郷土研究といふ點から段々と日本歴史迄、おしひろげて行つて見ると、人物觀などは、まるつきり違つて來るには驚く。矢張り、在來の無名人にも偉い人

が發見されてくる。在來の英雄豪傑にも、豪らさの見所が違つて來る。概念的に空想した英雄傑士も、實相的に寫實的に反映して來るようにならなければ、承知出來なくなつて來る。

自然、其崇拜の標準も亦相違せざるを得なくなつて來る。在來の軍に強いといふような事は、單なる一方的觀點に過ぎなくなり、要求は却つて、其英雄豪傑が、如何に國家の幸福の爲めに働き如何に民衆の爲めに思量してくれたか、行動してくれたかといふような點に注がれて來るのである。殊に郷土史の研究となると、それが一層はつきりと、如何に其英雄、豪傑君は、我等の郷土、我等の郷土の周圍の郷土の爲めにまで働いたか、或は如何に我等の郷土を待遇したか、行政したかといふような點にもなつて來るのである。

一例を挙げると甲越戰の踏臺になつて居る信濃などは、古來信玄最負と謙信最負の二派があり、七分は信玄びいきであつたのだが、前述來の郷土研究が發達する様になつて來ては、其研究者は、大抵謙信禮讚となつて來た。といふのは、郷土研究が進むに従ひ、謙信は何等領土的野心がなく、七分の義侠と三分の自衛で戰つた事が判つて來、信玄は之に反して、全部が併呑の意圖で、而も名族を滅ぼし、神社佛閣を粗末にし、信濃を舉げて甲州武士の植民地とした事が判つて來たからに外ならない。又其延長として、徳川時代に於ける信濃の庄屋とか問屋とか、酒屋とか、酒屋とかの上流人は皆甲州系の人たちであつたから信玄禮讚が今日迄三百年間横行した事も判つて來た。

信玄に見込まれた信濃

前に舉例したから、其信州に就て、もつと語つて見る。本來から云ふと、郷土信濃の人々の立場からは、第一に謙信の景虎から應援して貰つたといふ事を恥ぢねばならない。山河襟帯の大國の癖に、小國の主人信玄の爲めに蹂躪されて、其殖民地にされたといふことは、よく／＼の意氣地のない話であつた。今と同じように信濃人には小利口大馬鹿の嫌ひがないでもなかつた。個人としては強いけれど集團としては弱かつた。今日も其習性を保つように、古は一層ひどい極度の群雄割據であり、一村一國の状態であつた。

流石に信玄は智將である。彼は信濃人と信濃人とを戦はしめて、其弱り目に一撃を加へては藏して行つたのであつた。先づ諏訪家の諏訪。高遠二氏を争はしめて、弱つた一つ一つを亡ぼした。小笠原氏と仁科及び西牧三村の諸氏は吉野朝來の隣家であるを利用して、小笠原氏を滅ぼした。すつと前に村上氏諏方氏と共同で亡ぼした海野氏の怨恨を巧に利用して村上氏を驅逐した。自分の力を用ひないぢやないが、先方の力を分裂せしめ且つ相打たせた策戰の方が偉大な効果を齎した事は、餘りにも明白な事實である。

第一、信玄が、甲州に居て、周圍を見廻はした時に、南の方、駿遠には今川義元が大勢力を擁して蟠居し、東方關東には北條氏が隆々日の出の勢ひであるのに比べると、信濃人は箇人としては強勇であるけれども、いくつかの勢力に分れて居て、傳統的に戦つて居るのが、彼の炯眼に映じなかつた筈がない。又、それが、彼をして信濃征服の慾望を起さしめたと思なければ、外に考へて見ようが無いのである。

其結果は、自分に降参した者でも、大族は必ず之に何か罪名をきせて根絶を計り、更に民心集積の爲めに、自分の骨肉を以て其姓を繼がしめて、舊來の一族たちの中心に押しつけた。諏訪氏と勝頼、仁科氏と盛信などは其好例である。有名な高坂彈正なんて云ふ人物も更級山中に蟠窟してゐた香坂、春日等の滋野一族の懐柔の爲めに香坂姓を冒して置かれた者に外なるまい。

又自分に降参した中族以下でも害にならないような連中は格別だが、少し力強いような奴等は、原地に留めた場合には、監視役をつけたり、或は他國の武士を交へて混成的に衛戍の任につかした。そうでない者は、駿河、遠江、甲斐等の各地へ配分して、衛戍させ、同時にそれらの國々の連中を信州の要部へ配置した。そして、常に戦つて居た爲めに、賞與の土地に缺乏するから、自然神社佛閣の所領なども侵略して省みる處がなかつたようだ。之を謙信に評させると永祿七年彌彦願文の中に次のような指彈をもして居るのである。

一、飯綱山や戸隠山や小菅山の寺領を没收した。

一、信州の社寺領を、皆俗人の武士に與へてしまつた。

一、信州の神佛の氏子等は、或は滅され、又は浪人となり、乞食となつてゐるものもある。

とに角、信玄の爲めには、信州人の大部分は、ひどい目に會はされた事は事實である。或は殺され、或は追はれ、然らずんば、奴のように驅使された事は事實である。けれども、冷靜に其史跡を討尋して見ると、當時の信濃が丁度前年の滿洲のように、修羅の土豚となり、又踏臺となるの不幸に陥つたのは、其大部の罪は信州人の偏狹で孤峭の性格の負ふ所であらねばならない。唯だ今日よく當時を靜視してみると、ひどい目に遭はされた事だけは、亦否み得ない事實であるといふことになる。それとも忘れてしまつての信玄の禮讚などは、聊か「商女は知らず亡國の恨」以上の愚かさに該當してゐるものもある。

信玄は初め、自分の居所を信州に移す程の考のあつた事は、戸隠神社への願文にも見へ居る處である。彼は信州を甲州同様の根據地として經營した。在來の史家は、信玄が城廓を築かなかつたなどいふけれど、それは嘘である。又平城は信長の安土築城が初めてであると説いてゐるのも間違ひだ。山城を捨て、平城制を採つた者は信玄が初めてであつて、其平城は信州だけでも十箇以上を數へ得る。唯だ天主閣だけは、ハイカラ君信長が元祖の榮譽を擔ひ得るといふものだら

う。

信玄は信州に築城すると同時に、盛んに甲州武士を入れて城將とした。勝頼に至つても、同一政策を踏襲した。そして、勝頼の亡びた後は、或は徳川氏に、或は上杉氏に、或は小笠原氏に、或は眞田氏に従つた者も相當あつたけれど、最大多数の下級武士は概ね兵糧金を資本として土著歸農した。

そして庄官となり、財閥となつて三百年の徳川期の信州を又支配したのである。信濃人の七分が信玄禮讃であつた理由は、此處にあつた。云つては悪いが、昔の民衆なんでものはたわいのないものだつたのである。或は選挙に於て見る今日の民衆なども、西洋眞似の其たはいのない者なる事を免れて居ないのではあるまいか。

天盃御剣を賜る

武田信玄が渾身征服慾に満ちて居たのに對して、全く違つた精神的立場にあつたものは謙信であつた。勿論謙信にも、領土的慾望も幾分ないでもなかつた。それは、永祿十一年の北條氏康との講和の際に現れてゐる。又漫然たる征服慾も若干起らない事もなかつたらしい。天正五年の加賀で織田軍に對した時の口吻に少し漏れて居る。けれども、謙信の満腔は負け嫌ひの血であつた。

名分の節であつた。若し強ひて求めるなら、謙信は何れかと云ふと、慾望があつたといへば、その大部分は名譽慾の人であつた。見かたによつては、彼の終生は、殆ど名譽心故の活躍と見られる位までに名譽慾が強かつた。或は、善い意味に於ての名譽慾の權化といつてもよい位であつた。強がりであつた。同時に強くもあつた。負けきらひであつた。同時に負けた事は殆ど無かつた。名譽心と同時に極度の名分家であつた。皇室を尊重し奉り、又將軍をさへ敬奉した。關東の公方をさへ存立せしめ度いと、生涯の三分の一の力を拂つたようなものである。關東管領の空職を讓られたのを狂喜した。亡家に近い上杉の姓を憲政から讓られて、衷心から感謝した。鎌倉八幡宮で、八萬の軍を率ゐて、管領就任式を行つたなど、亂世の實利主義時代としては、餘程子供じみた感がある。

彼は十八歳で長尾本家を繼ぎ、二十三歳の時、將軍家から、白傘袋や毛氈鞍覆ひを用ゆる事を許された。二十四歳で従五位下に叙せられ、彈正少弼の官に任ぜられた。そして、其朝恩に謝する爲めに上洛する爲めに、何程骨を折つたかは、實に想像に餘りあるのである。

何分、領地以外は殆ど旅行の安全のない世界であつた。況して、一國の領主程の者が上洛といふ事は、途々戰つて撃破して通る覺悟がなければならなかつた事は、織田信長の京都入りに徴しても明であらう。毛利元就が如何に天朝に忠義の志を存したにもせよ、献金したに止まつて上洛

まではしなかつたのは、上洛し度くとも出来得なかつた爲めである。

處が、事情も右兩人よりも困難で、京都への距離も、兩人より遠い處に偏在した一青年長尾景虎が僅々二十四歳の青年の身を以てして、相當の護衛兵を従へて、斷然上洛したといふ事は、寧ろ不可思議の部類に近いのである。處が、それは單なる傳説でなくて事實であつたから驚歎に値する。

彼の家は、祖父能景以來、一向宗に對して正面の敵であつた。然るに彼が上洛の途中たる北越は、全く一向宗徒の巢窟であつた。彼は其妥協の爲めに、信州下高井郡笠原郷（平岡村）にあつた本誓寺といふ寺の超賢といふ豪傑僧を利用した。又、朝倉氏や六角氏へは、豫じめ音問を通じて、用意は周到を極むるものがあつた。上洛の準備は勿論、前年の叙爵から開始されたものである。

上洛間際、即ち天文二十二年の八月に、隣國信濃の豪傑村上氏初め大勢が、信玄に追はれて逃げて來たなどの思ひがけない出來事があつた。それでも彼の俠骨は之を黙止する譯には行かなくて、敗將等の收容戦を行つて連れて來た。たゞさへ領土の不足勝ちな世に、大勢の食客を背負ひ込んだのである。そして、其處理も勿々に、彼は九月（多分）に上洛の途についた。

そして第一には、後奈良天皇に拜謁して朝恩を謝し奉つた。處が、陛下から畏くも天盃を賜はり且つ御綸旨と御劍まで御下賜に相成つた。熱血兒景虎なるもの焉ぞ天恩に感泣し奉らざらんやである。彼は此時の光榮を、後年其師なる長慶寺老僧に書を與へた時に涙を以て記述して居るのである。

又もや慕ふ都の空

天文廿二年九月の上洛參内は、彼の上杉謙信事、長尾景虎の一生に非常な影響を及ぼした事は事實である。彼が此時に給はつた御綸旨は二通あつて、一通は俗に女房奉書といつて、典侍などの名で仰せられるもの、一通は別式のものであつて、何れも廣橋大中訥言父子に宛てられて間接に仰せられたものである。

先般長尾景虎御覽ぜられ、御劍、御盃賜ひ候につきて、別而奉公いたし候べき由申候。神妙に思召候。殊に長々在京し候。御感の事にて候由、能々、仰せ聞かせられ候べく候。かしく。

廣橋中訥言どのへ

平景虎、任國並びに隣國に於て、敵心を挟む輩治罰せしめらるゝ所也。威を子孫に傳へ、勇徳を萬代に施し、いよく勝を千里に決し、宜しく忠義を一朝に盡すべきの由、景虎に下知し給ふべし。天氣によつて言上如件。

天文廿二年

進上 廣橋大納言殿

これが、元を正せば一被官に過ぎない家柄の而も二十四歳の青年景虎が、戴いた綸旨なのである。彼は死生を賭して上洛したのだが、其努力以上のものを頂いた譯だ。彼たる者の感奮興起や亦察すべきである、所謂御綸旨の隣國とは、信濃の事であつて、これによると、景虎は勿論信玄の侵略を言上したに相違なく、そこで、其退治權を御下賜になつたものに外なるまい。

彼は其當時、將軍義輝には進謁したかどうかは明白でない。却て、泉州堺に本願寺證如上人に詣し（多分上洛諒解の禮に）高野山に上つて禮拜し、還つて、紫野の大徳寺徹叡和尚に參して、三歸五戒を受け、法名を宗心と貰つたり、戰國有數の主將としては、無比の超越ぶり、優越ぶりを示し、十二月の末に歸國した。同時に注意すべきは、爾來三、四年間、宗心の法號を用ひた事である。又彼の此時の目的が朝恩拜謝にあつた事も判る。

其翌々年の天文廿四年（弘治元年）七月初旬には、武田晴信と川中島に對峙する事百餘日、今川義元の仲裁で、或程度迄の侵地を晴信から返させて、越後に食客をして居た連中の大部分を歸還せしめて梟をつけたのは二十六歳の時である。それから弘治二年には、功成り身退くの心持ちで隱遯を發表して越後を逃げ出し、旅の空にある事約二ヶ月、又歸國したと云ふ珍事實もあつて、

此事は長慶寺老僧に與へた文書で有名なものがあるが、彼が幼少から苦心した歴史をのべ、然るにも拘らず、國の諸將の統一しない事を慨し、（越將は景虎の義俠を喜ばなかつた）自分としては若年に關はらず百戰百勝し、又父祖の受くる事の出来なかつた天顏尺咫の光榮も擔つたし、且又信濃の諸將を國に送り返し得たし、所謂功成り身退くの時であるから出奔する云々と書いてある。此事たるや、當時としては、小説より奇行なる觀があつたらう。

察する處、彼と兄晴景との間に誤解があつた時代もあり、彼が晴景の跡を相續しても、諸將中には晴景の子供の成長迄の代理人位に思つて居た連中もあり、親戚内にも多少の意屈氣分が漂つて居り、前記の如く越將には他國の應援などは無用だとの意見もありて、景虎の命令が徹底し得なかつた憾があつたので、一寸一すね、拗ねて見たような傾向もないではない。と一方には、先年上洛して、京都を中心とする佛教文化の風俗が、敏感な彼の趣味性を襲つた點もあつたであらう。又見方によると、又も京都に上り、皇室の御爲めに誠忠を捧げ奉り、將軍家の爲めにも一働き働いて見ようなどの考へもあつたかも知れぬ。それは、彼が隱遯を思ひ切り、再度越後聯盟の盟主的位置に立つた後でも、常に上洛の計をなして居り、永祿二年の上京永の滞在についても推察し得る事である。

弘治三年には、晴信が約に背いて、越後國境に進撃して來たので、再度信濃諸將掩護の爲めに

起ち上がらねばならなかつた。四月中旬、國境關田山脈の雪の解けるを待つて信濃に入り、小菅山元隆寺や、姥捨明月の八幡社に願文を入れたりして、深く小縣郡迄侵入したけれど、晴信にめぐり合はなかつたので歸國した。

永祿元年は、將軍義輝の仲裁で使者が相互を往復したようだ。但し其事の未だ成らない中に謙信の景虎は、永祿二年の雪解けをまつて、早くも、あこがれの上洛を又もや斷行したのであつた。今度は相當大勢の士卒を率ひて、約三、四ヶ月の間滯京したのであるから、是亦當時の變り種の大事件であつたと思ふ。

二度目は大舉上洛

細川侯爵家の「細川家記」によると、永祿二年五月、長尾景虎が五千餘人を率ひて上洛し、將軍家に拜禮し、吉光の太刀一腰と、馬代として黄金參千枚、母公慶壽院へ綿三百把と銀壹千兩を献上し、細川藤孝が其奏者をつとめた事が書いてある。又「武邊聞書」には三千人と書いてあるが、何にしても相當な兵力を率ひた事は事實であらう。

上杉年譜によると、五千人引率で四月三日、晚櫻の頃出發上洛の途につき、越中では椎名康種が、道路旅館の心配をなし、加賀では御山御坊が中心で配慮響應等があり、越前では朝倉義景が

待遇し、江州に入つては、佐々木義秀が萬端を取計ひ、以前、本誓寺を使つた頃とは打つてかはり、巍々蕩々として坂本まで著いたと書いてある。幾分の御負けがあるとしても、此上洛については、どうやら將軍義輝が沿道の諸士に下命した點もあるらしいから、道中別事なく進軍し得たようである。私は敢て之を進軍といひ度い。何となれば何千人は單なる「物語」でない事が明白だからである。知らず此何千人の入洛は何を意味したのであらうか。又將軍義輝は、何の必要あつてか、景虎に兵を率ひての上洛を促がしたのであらうか。

景虎の滞在日數から見ても、約四ヶ月内外であらう。彼は此間に晴信の越境進入と云ふ大事件を耳にしても動かなかつた。これは一面からは、國を捨る覺悟でなければならぬ事だ。亦彼自身も之を告白して居たのであつた。唯だ、それ程までに景虎に覺悟をさせた入洛は何故であつたか。今日でも大なる史疑の一つとして残されて居るのである。

坂本に至り著津の由、然るべく候。早々參洛肝要に候。自然、とかくの儀申輩ありと雖も、更に異儀あるべからず候。堅く申付くべく候條、其旨を存すべく候。猶ほ藤安(大館)申すべく候也。

四月廿一日

といふのが、足利義輝が、到着した景虎への司令狀である。それによると、どうやら景虎の上洛

に異存を云つた連中のあつた事だけは分明だ。又其旅館の如きも、坂本に置いた點も、其邊の史實を暗示して居るようであり「武邊咄聞書」には、三好や松永の關係上、大津に旅館した事を穿つてゐる。

彼は四月廿七日に義輝將軍に謁した後、更に五月一日に入京して參内した。六年目の拜謁ではあるが此時の 陛下は後奈良天皇が崩御遊ばし、正親町天皇でおはしたのである。そして 陛下も亦先帝陛下の如く、御劍並びに御盃を下し賜はつた。前から長尾家の執奏であつた廣橋兼秀が、景虎の親近者、祖印に送つた手紙によると、

(省略) 長尾景虎、幸ひ在京の儀に候間、禁中見物候様、仰せ聞かさるべく候はば、然るべく存じ候。其次を以て庭上に於て、御盃を下さるべく候。兼ねて又内々叡慮として仰せ出され候間の事、急度御馳走を成さるべく候(下略)

などある點から見ると、非公式の拜謁が 陛下から御内意で、御促しあつたようである。重ね重ねの光榮に、感泣した事であらう。其外にも、諸公卿や、洛内外の大寺名刹から音問が、非常であつたことは想像に餘りある處である。

乍併、其有象無象の間に於ても、一人だけ、時代の見越しをつけて、回天の計をめぐらすべく景虎に接近し來つた人物があつた。それは關白近衛前嗣(龍山公)其人であつた。そして、其事

が景虎に、滯京中更に新理想計劃を建てしめる事になり、將軍義輝の優柔不斷に見切りをつけさせる種子となり、景虎をして、關東へ進出せしめる楔子ともなつたのである。

前嗣時に年二十四、けれども、後年に至り、信長とも、光秀とも、秀吉とも正面衝突を敢てして、殆ど生涯の三分の二を浪々の中に送つた程の氣慨に富んだ人である。それ丈に、英雄景虎に取りても相棒になつて、一肩かついでもよいといふ張合を起させたものであらう。

其歴史的意義

先日は、長尾彈正少弼、隼一居、祝著の至り、尤も秘藏此事に候。懇志の段、一入喜悅の趣き、然るべき様御傳達頼入候。かしく。

將亦和歌懷紙之事先日、時秀を以て承り候。乍憚、惡筆を染め候。此由能々傳へらるべく候。

(中略) 彈正少弼、一段たのもしき覺悟の由、連々承及候間、是非共、申談すべく候。入魂候よりに呉々も頼入候。猶、面を以て申すべく候。

前 (近衛公)

智 恩 寺

智恩寺は、京都の百萬遍のこと、當時の住職は岷州といふ非常な傑物であつた。前は前嗣のこ

とて智恩寺に對し、景虎への取持方を依頼した手紙である。まだ此様な手紙が澤山あるから、關白近衛前嗣が景虎への囑望は、非常なものであつたようだ。景虎の方は關攝の惣領家としての近衛家の事だから勿論敬意を表すつもりはあつたらうが、今日流に云はゞ其色紙などでも頂き度い位の希望に過ぎなかつたのだかも知れない。處が此の青年關白の異常な熱情に對しては、多血漢の景虎の感情も、漸次沸湧して來た事であらう。けれども、上京初めの目的は、將軍義輝に付き纏ふ妖怪共を追ひ拂つて、天子と將軍とを奉戴して、撥亂反正の業を中央にたてるの志であつたのらしく。義輝に呈した條書なるものは、能く當時の事情と、景虎の心事を物語つて居ると思ふから、之を意譯して見る事にする。

- 一、早くも將軍様の御役に立ち度かつたのだけれど、信州出陣で其隙を得なかつた。
- 一、御入洛（義輝の）御祝儀の爲に參つたのに却て種々拜領ものなど仕り、光榮に存するから身命を輕んじて忠義を盡し度い。
- 一、唯今洛中靜謐になつた場合に此様な事を申すも態とらしいけれど、又小人数で何も出來ないけれど、一片の赤心、少々考へて居る事は、詳細申上げて見度い。
- 一、今度上洛した上からは、本國に如何なる禍亂が出來ようと、御用命があるならば、本國の事など捨て置いて、御奉公をすゝ事を思ひ詰めて居る。現に武田晴信が、國境を越へて亂入

の報があるけれど、御暇を乞はないで、此處に居るのが證據ではないか。

一、泉州表の事も、將軍家の爲めに心元なく思ふ。
の五ヶ條であり、此の上洛は要するに、將軍義輝が、義藤時代から、度々景虎に力添へを頼んで來て居たので、景虎は其依囑に感激して、早くも之を擁して入洛し、將軍職に据へてやり度かつたのだつたけれど、色々の事で遅延して居り、却て其祝賀の爲めに來たような形ちになつてしまつたのであつた考もあり、かたゞ景虎に取つては最初から餘程の覺悟で來た事が判るのである。成程前にも説いた様に、境を出れば、各々敵國の間柄であつた戰國の當時に於て、大兵を率ゐ、殆ど本國を放抛しての上洛滯京であるのだから、當時の常識では、他の連中には、景虎の心事と、猪突的行動が判断がつかなくかつたに相違なく、彼の弘治二年の遷世事件の如きも、越後の諸將が、景虎といふものを知り得なかつた爲に生じた奇妙な一つの出來事と見るべきものであつたらう。天文二十二年の上洛も、更に今度の上洛の如きも、最も其行動が異常であるだけに、在來の史家にも分明せず、従つて、無意義を裝ふて片付けられて居るけれど、今日から之を推すに、永祿二年の景虎の上洛は永祿十一年の信長の上洛と少しも歴史の意味が違つて居ないぢやないかと思ふ。

唯だ違つて居る點は、景虎上洛時分は、三好松永の亂暴が、まだ極まつてゐなかつた。景虎は

門閥の尊崇家であり、従つて、義輝の意見を無視して迄も、三好松永の徒を討伐するといふことをしなかつた。革命児信長は無神論者で、眼中に將軍も叡山もなかつたに反し、景虎は熱烈な宗教の信仰者で名山大刹の尊崇者であつた。一方又義昭將軍は、三好松永を討伐しなければ將軍になれなかつた窮境にあつたに比し、永祿二年頃の義輝は、苟安を保つ爲めに、長計をなし能はない地位に居たなどが、性格や事情の相違であるが、併し景虎、信長兩人入洛の性質に至つては、毫も變つた處がなかつた様である。

さればこそ、景虎は滯京中に早くも義輝に見切りをつける始末となり、義輝の反対をも押し切つて青春の近衛關白を先例のないのに越後に下向せしめて、其素懷を遂行しやうといふ迄になつたのであらう。關白在官での離京も古今未曾有といはれてゐた。

青年關白と意氣投合す

景虎の上洛以來、大約五十日。其間に、將軍義輝に進言したけれど、用ひられなかつた事が出來て以來、其すき間に乘じて、早くも色々の風聞が立つたらしかつた。其中に於て最も甚だしき飛説は景虎の退京説であつた。そして、本人が其様な意見を發表しないに拘らず、義輝は大館晴氏に命令して、早くも之を止めさせた。其命令狀の大意は、

景虎に歸國せよと、命令された方がよからうと云ふ者があるが、景虎が、そんな事を云ひ出したのか。二、三日前に國を捨て、忠功を建てる決心で、上洛したといつたので、感心した計りなのに、直ちに國へ歸つたらよからうとも云へないぢやないか。どうも歸國の風説など、よろしくない。(六月十六日)

といふので、聊か要領を缺いて居る。が併し前後の次第から察して見ると景虎を歸國させようとして義輝を壓迫した者の出てきた事は疑ひがないようだ。或は義輝が、景虎と三好一黨の衝突する機會のありそうなのに鬼胎を抱いたのかも知れぬ。前の文書を見ても、歸るを止めながら、下駄を直させるの感じがないでもないが、その手紙から十日目には、歸るとも云はない景虎に對して、將軍義輝は色々の土産をくれたのである。第一は信濃守護職に當るやうな辭令を出した(後記)

一、屋形號を許された。

一、三管領と同格に、文の裏書を許された。

一、塗つた輿を許された。

一、朱衾の傘を許された。

一、關東管領職に任ぜられた。併しこれは辭退した。

一、關東管領上杉憲政の進退を一任された。これは北條征伐の名分である。

其上にも、信濃の事に關しては、同國の諸將を應援して、晴信を征伐する事の指令をも貰つたのである。處が、義輝は、此時より四ヶ月前、即ち此年の二月に、信玄に信濃守護職の補任狀を出してあるのだから、驚くの外はない。尤も景虎は、そんな事は知らなかつたらうけれど、能く公方様なるものゝ偶像具合を見ぬいたと見へ、御土産を貰つても一向に退却の風がなく、却て、尻を据ゑたのであつた。そして、義輝と離れた景虎は、却て、青年公卿の近衛前嗣に於て、相談對手を見つけたのであつた。將軍義輝に對する景虎の忠義ぶりは、聊か押賣的の點も見ゆるが、近衛前嗣との接近は、前嗣の方から景虎へ頼み込んだのであつた。尤も前嗣の文書を見ると、當時此英氣潑刺の青年關白は、京都が厭でくで溜らなかつたのであつた。已に去る四月頃、四國へ逃げ出さうと思つて居た處へ、武勇傳の代表者然たる景虎が乗り込んで來たので、早速懇談して見たいと思つたが、何分景虎心中の中心點が義輝に置かれて居た爲めに、餘り親密になる機會もなかつたのが、今度いよ／＼義輝、景虎間が一寸中斷の形ちであつたので、其處へ前嗣が智恩寺炭州や、西洞院時秀などを使つて、接近を計つたものである。そして、其越後下向を約束したのは、六月二十一日の夜、景虎の旅館に於てされたと傳承する。多分其頃に違ひなからう。前嗣から智恩寺への手紙に、

(前省) 先日も申談候様に、直談申度候。如何あるべく候哉。一日定め申候ひつるは、坂本にて隱密を以て參會すべき由申候ひき。いつ頃少弼、坂本へ下向候はんや承度候。近日に少弼坂本へ下向候はば、我等明日あたりより下向し、尋ね申すべく候。如何にも忍候て、一兩人召連れ下向すべく候。又今日少弼に公方へ參り候由候て、大闇(前嗣の父種家)にも我等にも參るべき由、公方より仰せられ候段、我等は夜前、公方御出足、夜明けまで大酒候て、餘酔の氣に候間、思ひながら參らず候、大闇は參り候事にて候。此間は度々御出足、華奢なる若衆數多集め候て、大酒まで候て、度々夜を明かし申候、少弼若もの數寄の由承及候。夜前も申出候事にかし。 (中略) 明日ちと坂本へ參候て、尋可申候。何時頃下向あるべきや必ず、同道候べく候。など、當時の景虎の好尚まですつばぬいてあるが、それにしても、此青年關白の景虎への傾倒の程度の熱烈も目に見ゆる様である。

見捨られた義輝

近衛關白前嗣が、其目的を達して、炭州同道で、坂本の景虎根據地で景虎に會見したのは、六月二十一日の夜だとは、前説した處であるが、それから急轉直下して、直ちに六月中に誓詞の取

かはせ迄に進展した。一方は三十歳の田舎武士、一方は二十四歳の青年關白である。その對象が既に妙であるのに意氣相投じて、誓詞の取かはせ迄の進展も時よ時節の感に堪へぬが、又其起請文が振つて居る。前嗣公から出した分だけ残つて居る。

起精(請)文之事

- 一、右今度長尾一筋に頼入、遠國へ下向之事、聊も非_レ僞候事。
- 一、少弱進退同前に成申、不_レ可_レ有_二別心事。
- 一、密事、不_レ可_レ有_二他言一事。

一、自然在京中にも依頼事者、才覺之及たけ一筋に不_レ可_レ有_二疎意、可_レ令_二馳走一事。

一、若又後に中説など申候はゞ、可_レ令_二不審一事は、入_二其方之耳、可_レ承事。

一、心中にさい、無_二疎略一者、自然不禮之段、不_レ可_レ有_二遺恨一事。

それに神文をつけてあるのである。成程、一方は人臣の最上位たる關白であり、一方は、被官出の田舎武士であるから、失禮に關する諒解など、先づ遂げて居るのが面白い。又青年關白公は、餘程、此處まで進んだ訂盟に満足したと見へ、其關係文書も澤山あるようであるが、此處では略し、偕前嗣の考へでは、景虎の歸國と共に越後へ下るつもりであつた處が、今度は將軍義輝からの故障が出た爲めに一寸頓挫の形ちとなつてしまつたのである。

それは、正親町天皇が、明年御即位式を行はせ給ふ事になつて居るのに、關白職の者が京都に居らないのは斷じて宜敷くないと云ふ理由での抗議であつた。そして、それは輝虎を召喚して、前嗣に諭させて中止させよと云ふのであつた。成程理由としては尤も至極な大義である以上、堂々と反對する譯には行かなかつたけれど、青年關白が居なくとも、老人の大閣植家が居る以上、御即位式には差支なく、寧ろ御即位式の必要から云ふならば、其費用などに存した事は、何人も同感な筈であつたから、義輝の抗議には、却て表面の理由以外の動機が重きをなして居たことの餘りに明白であり過ぎた爲めに、兩人は頑張つた。景虎は既に男と見込んで依頼された以上は、自分からは、來て呉れるなどは云へないと逃げ、青年關白は又、景虎の都合とあらば延期はするけれど、自分自身としては、何でも彼でも越後へ下向すると主張した。それで結局は、御即位を済ます迄青年關白は其下向を延期する事になつたのであるが、併し此青年關白と壯年田舎武士との心盟は、青年男女以上の肝膽相照するものがあつたやうである。

景虎の歸國については、様々の説があるけれど、九月一日附に信玄(信玄の稱此文書より初ま)が信濃小縣郡の下郷明神(今は國幣中社生島足島社)に納れた願文に

(上略)越軍の出張を待ち防戦すべき否や(中略)希くは天鑑に従ひ、越軍と戦はゞ、即ち信玄存分の如く勝利を得、加之、長尾景虎忽ち北ぐるを追ひ、消亡せしめん。併、下郷兩社の保

祐を仰ぐものなり云々。(下略)

とあるに徴すると、八月中旬頃は、景虎が歸國したので信濃侵入の風説が起つたものに相違ない。

近衛關白は、次の永祿三年正月二十七日に行はせられた御即位式に關白としての責任を果した。景虎は又其年の七月に、禁裏御修理料として、越後で一ヶ所の御料所を献納した。青年關白は九月初めに京都發足、十九日に越後國府に下著した。景虎と坂本で袂を訣つてから一ヶ年目に目的を果された譯である。けれども、景虎は此行で、すつかり足利氏の爲めの上洛は斷念したらしく、其後も將軍義輝との交渉は、使者を以て行はれたけれど、以前の熱意は最早認むべくもあり得なかつた。そして、景虎の言ふ事を聞かなかつた義輝は、景虎に分れてから六年目に、景虎が討滅をすゝめた三好、松永の徒に弑せられてしまつたのである。

條々 (景虎より義輝への覺書) (上杉古文書)

- 一、亡父信濃入道(爲景)以來、御感之儀共候條、上意様(義輝)至三江州朽木之地一御動座中、如何共、御入洛之加世儀(稼)可レ致三馳走一雖三覺悟候一、打續信州張陣、終依レ不レ得三手透一、乍三存知一罷過、無沙汰迷惑仕候事。
- 一、爲三御入洛御祝儀一參上仕候之處、種々拜領、面日之至、實以過分候間、彌輕三身命一、是非共、可レ

奉レ抽三忠信一必底之事。

- 一、洛中目出度、被レ屬三御靜謐一之上、只今、如レ此申事、悉皆偽之様、可レ有ニ御沙汰一候。殊隔ニ遠境一候故、無ニ人數ニ之式、尤差走廻等、雖三不レ可レ致レ之候一、一身之心馳、連々存念、具達ニ上聞一度、奉レ存候事。
 - 一、就三今度之參洛一、本國之事、縱如何體之禍亂、雖下致ニ出來一候上、相當有ニ御用等一於レ被ニ召留一者、國之儀、一向捨置、無ニ、可レ奉レ守ニ上意様御前一之由存語候間、先月中旬、從三甲州一已越國中雖ニ亂入候一、不レ及ニ御假一、于レ今在京化候事。
 - 一、泉州表鉢楯之儀、雖三間之宿意勿論候一、御幾内之御事候之條、乍レ恐、無ニ御心元一奉レ存候事。
- 以上 (永祿二年六月初旬と推定)

亂世の正義代表

絶対に非道はせぬ

洋の東西、時の古今を問はず、亂世乃至戰國といふものがある。今日の時代などは、後世からは、地球戰國史、亂世史の序幕であるかも知れない。

そして、そんな時代には韓非ズムや、マキヤベリズムが横行する。功利第一主義の世、露骨な力の角逐の世である。我日本の戰國時代なども、此世相並みに英雄豪傑の共進會を見るようではあるが、同時に其英雄豪傑の士は、殆ど凡てが極端な力第一主義の選手でないものがない。そして其力の全部は「野心我」の表現でないものは一人も見當らない。獨り我長尾の景虎、即ち、上杉謙信を除いてはである。

従つて我景虎の謙信に至つては四十九年の生涯を通じ、十三、四歳の少年時代から、大小百戰の巷を馳驅し來つたに抱はらず、自分から積極的に起した戰爭といふものは一つもない。凡てが、

他からの依頼に出發する消極的動機ではかりであつた。永祿三年四月、越中富山に神保を攻めた時、常陸の佐竹へ送つた手紙の一節に、

總體、景虎事は依怙に弓箭に携はらず只々筋目を以て、何方へも合力致す迄に候。
とあるのは、正に彼の一生を通じての鐵則であつた。

永祿七年六月二十四日に、越後南蒲原郡の彌彦神社に納られた願文などは、殊に此正義戦といふことを強調して餘蘊なしである。以下譯文。

一、輝虎、筋目を守り、非分を致さざる事。
一、關東へ年々働きをなし、靜謐を致す事も、上杉憲政、東の官領（管領）與奪、これにより相働き、其稼に及ぶ事。

一、信州へ行を成す事。第一小笠原、村上、高梨、須田、井上、島津、其外信國の諸士、牢道（浪人のこと。）又は輝虎分國、西上州へ武田晴信坊を成し候。河中島に於ても手飼の者、數多討死なし候。此所存を以て、武田晴信退治の稼ぎ、是又非道あるまじき事。

一、越中國靜謐の事。これは神保権名間の取合（戰爭）、様々意見に及候へ共、承引なく候。権名事は、亡父以來の申合せといひ、長尾小四郎の養子なりといひ、旁々以て捨つべきに非ず。加勢に及ぶ事、是れ又非分無之候。惣別當家之義、坂東より下知に及び候間、管領の意見次

第に之を成し候。縦ひ頼まず候共。意見に及ぶ事、輝虎非分これある間敷事。

一、以後の事は、如何にも候へ、只今に於ては、何の國においても、料所一ヶ所まつはらず候。當座の依怙これあるまじき事。

一、輝虎分國において、寺社管領を武士の抱へ置く事、世の猥りにより、或は輝虎意見に付かず、或は據なき存分に候間、斯くの如くに候。併し尙社佛堂の建立、寺社神領の事をも、心に及ぶ通り申付け候。武田晴信、伊勢氏康退治の上は、前々の如く、彌以て涯分申付くべく候。少にても輝虎二代に於て、改て非分致さる事、惣別大小の事共、神慮より外は憑み申さず候。輝虎、非道を知らず存ぜず候。此上の儀は、輝虎願ふ所、いよ／＼以て成熟せん所なり。仍如件。

永祿七年、甲子、六月二十四日

上杉輝虎（花押）

彌彦御寶前

彼は徹頭徹尾、神様を理窟攻めだ。關東の出陣は、上杉管領の命を奉ずるものに外ならないといふのである。信州への出陣は、武田に先祖代々の地を奪はれて浪人して居る村上氏や、其外の氏人の爲めであるといふのである。越中への出陣にも理由を附して居るのである。何處の國へ攻めて行つても、自分の爲めには、寸地も私した事がないと斷言して居るのである。自國の將士が社寺領を若干冒して居るのも、命令を奉じない者もあり、又は萬々餘儀ないものばかりで、其代り社寺の修覆等は、出来るだけやつて居るといふのである。其外非分非道は絶對にした事がないと神前に申上げて居るのである。どうだ、當世に於て、これだけ立派に神前で告白をなし得る者が果して何人あるであらうか。況んや亂世、下剋上の世に於てをやである。

兩者相惡む甚矣

上杉謙信が、彌彦神社へ願文を捧げて、自分は今日迄一度も非道非分の事はした事がない。凡て皆筋目に基き、名分を正す爲めのみ戰つて來たことを訴へ、信玄や氏康を討滅し度いと願つた事は前段に掲載した。彼は正義觀念に満ちた人である。従つて不正不義を惡む事が蛇蝎を見るよりも甚だしいものがあつた。前の願文に添へて同じく彌彦神社へ奉納したものに左の彈劾文がある。題目から『武田晴信惡行の事』といふのである。

武田晴信惡行の事

一、飯繩、戸隠、小菅、佛供、油明を供へざる事。

一、塚原陣の時、駿河の噺を以て無事なりしに、既にして神明を驚かし、誓詞を以て申合ひし

を翌日讎へせし事。

一、信州に於て、寺社領を俗方に之を出し、佛法を破滅せし事。

一、武田よしみなき處へは、隣州隣郡に望みをかけ、無道の嘍故、敵味方共、堂社佛堂燒失の事、是れ晴信過ちゆるゑの事。

一、信州の佛神氏子、或は滅亡し、或は牢道（浪人）乞食に及び、今般佛力を添へられざるに於ては、誰か神慮を尊ぶべけんやの事。

一、既に直親武田信虎を國より追出し、牢道乞食に及ばんとす。高義を失ふこと、是れ神佛の内證に叶ふべからざる事

一、當秋中、武田晴信退治、輝虎本意に達するに於ては、寺社神領、堂社佛堂、前々の如く、心に及ぶ通り相稼ぎ、申付くべきもの也。仍て如件。

彼の惡む所は、氏康よりも信玄にあつた。それは、氏康よりも信玄の方が非道でもあり、又強梁でもあつたからであらう。此時代の史料を以て興味を感じる一事は、信玄の神佛への願状も、必ず謙信討滅を目的として行はれたと同時に、謙信の願状も、皆信玄目的であつた事である。要するに彼等に取りては、其力量に於て彼等以外のものが眼中に無かつた故であらう。と同時に、信玄は謙信を、謙信は信玄を如何に惡んだ事であつたか。殊に後者には、敵の強いのを惡むが上

に、其敵の不正を惡むの感情も多量に加はつて居た事は、見のがしの出來ない一點といはねばならない。然らば、信玄の不義非道といふ事は、謙信の眼中に如何に映じて居たか。

第一條は、古來北信濃に有名な社寺でめつた戸隠は今日の國幣小社戸隠神社の古への姿、即ち平安朝初期からの兩部修驗道の大道場であつた。飯繩は、戸隠の隣の山で、日本全國の飯繩神社の總本山であるが、是亦平安朝初期からの開山で、殊に鎌倉期からは、天狗宗（秋葉又は飯繩）の大本山として、徳川末期まで、武藝修行者のエレサレムであつたのである。小菅も、後白河法皇の御建立なる若王子神社（今日の京都禪林寺の神社）に附せられた庄園として開かれた當時から發達した修驗の道場戰國迄は兩部の大寺社であつたのである。然るに、それが武田氏に討滅されて以來は、萎微振はず、昭和九年一月漸く縣社となつたので、打撃の程度は察知し得よう。しかし、高女は知らずに亡國の恨で戸隠などは、その歴史も知らないで、更に上杉景勝から再建して貰つた事さへ、近世迄忘却して、中社に奉納された信玄の願文を中心に、偏に信玄を禮讚して居たものである。

第二が、塚原陣といふのは、弘治元年に於ける百日間の對陣を指したもので、塚原とは、信玄の陣地の大塚から云つたものといふ説もあるが、實は謙信陣地の所在が、善光寺背後の高地の古墳郡地帯即ち塚原であつた故だらう。此時は信玄の妹婿今川義元の仲裁で、謙信の方に歩を多く解

決されたのである。處が、信玄が、それを直ちに裏切つたといふのである。但し此事については兩將間に論戦があるから、後次に此論戦を書いて、黑白を分けて見よう。

第三は、第一の延長であり、擴大である。實際上、武田氏によりて焼かれ成は廢社寺同様にされたものは、今日から見ても尠くない。第四も、同一事を、原因的に書いたものである。第五は、同一罪科中に於て人事に關するものと見るべきである。

第五に至りては、信虎關係の問題である。今日の史學者中には、強辯して、信虎の駿河行きは、信玄と合意の上だなどいふけれど、合意の上で、死ぬ迄他郷に放浪などはあり得る道理がない。寧ろ滑稽な辯護といはねばならない。察するに、信玄の親不孝問題は、當時の輿論にも上つて居ると見へる。唯だ下刻上式亂世だから、公然指彈の資格のあるものは、謙信位に過ぎなかつたのだ。

信玄の理論(上)

武田信玄は、上杉謙信のような理窟ばつた筋目家ではない。彼は初めから時代の生むだ子であつた。下刻上の本家であつた。亂世英雄の典型であつた。取る事、勝つことのみが、最始最終の目的であつた。彼の文書も、一切萬事外交の懸引であつた。彼の神佛に對する態度も、全部が交

換的であつた。彼の一代に残した史蹟の中から、如上の事實を否定する史料を求めるといふことは絶對困難な事柄である。

けれども、流石の信玄も、一度丈けは理窟を云つた事はある。筋目を立てようと言譯を云つた事はある。それは、信玄の心の中に、足利將軍といふものゝ存在を幾分か認めて居た時代の事であると言ふ迄もない。前に書いた「大俠景虎の上洛」中にも語つたように、永祿二年景虎の上洛(四月廿日前著、最少三ヶ月滯京)中、及び十一月頃迄に、信玄は二度迄も、景虎の根據地である越後國へ侵入した。景虎から抗議が出たか何うかは判らぬが、とに角、將軍義輝からは、信玄に對し詰責する處があつたと見へる。そして、信玄からの答書が十一月廿八日附將軍の近侍大館晴氏宛で出て居るのであるが、其答書こそ、信玄の一生に一度の理窟書きに外ならない。それによると、甲越兩者の未知の關係が察知出来るばかりでなく、逸史的部分の分明する點もあるように思ふから、その答辯書なるものについて、物語つて見ようと思ふ。

「御内書拜見せしめ、則ち御請に及び候、宜しく御執合、本望たるべく候」
これは前文である。

「一、此度悅西堂へ御札、披見の如くむば、去る夏(此夏の意)越國へ向ての動(攻戰)上意を輕んずる様に候歟、先以て驚入候。既に去る頃瑞林寺御使節として下向の砌、信州補任(信

濃守護)の御内書、慥に頂戴し了んぬ。即ち他の綺(干渉)のあるべからず候の處、其以後長尾(景虎)兩度に及び、信國(信濃)放火、是れ上意に背く第一に候」云々。
意味は私が信濃守護に任命の御内書を下された以上、信濃の事は、他人の干渉を許さない筈であるのに、其後景虎が二度迄も信州へ放火したから、其復報として亂入したのだといふのである。

此一ヶ條では、三つの問題が残つてゐる。義輝が信玄に信濃守護の内書を與へて居るのが、いつの年であるかといふ事と、越後へ信玄の亂入期等及景虎の二回信州放火等の問題である。

此書狀は十一月廿八日附で信玄が書いてある。假に書く迄に一週間位思案したとして、京都から甲斐までの旅程を十日と見做し、使者たる瑞林寺の京都出發は、其月の十日頃と見てよからう。そして、信玄の此時の越後亂入は、二度目である事は、後條で分明して居るから、これは、歸國後、景虎の方から、義輝へ談判した結果、義輝から詰問狀が發せられたと假定して見よう。尤も景虎在洛の間に已に武田が約を破つて越後へ亂入したけれど決して歸國しないと迄云つてゐるから、義輝は之を其時に知つてゐる筈ではある。

すると、義輝が大館をして信玄への難詰狀を書かせる時間が一週間とし、更に越後から京都への談判狀が十日かゝつてついたとして、其談判狀の春日山を出たのは、十月の二十日前後であらうと思ふ。さうすると、景虎は、其前に歸國して居た事になる。但し補任内書の信玄へ下つた時期や、亂入期の問題は後章でかいて見る。隨つて信玄の主張して居る、景虎の二回信州の放火問題も判つて來ると思ふ。

「去年甲越和睦の御刷の爲め、聖護院御門主よりの御使森坊、御内書を帶びて下國、是により某は干戈を停めて信府(松本)にありて城普請申付候畢、長尾御内書頂戴未だ御請に及ばざる以前に信國海野(小縣郡)の地放火、是又御存知の義に候」

は、去年即ち永祿元年の事のやうだが、弘治三年の事であらう。

即ち、將軍義輝から甲越二國への勸和使として、表向きは、聖護院門跡からの使者森坊が派遣された時、先づ森坊が甲州に著いたと見へ、信玄は其旨を奉じて北信濃から南信濃の國府所在地に退き、深志城(今の松本)を修築して居た處が、景虎の方では、森坊の到着以前、和否の御請けもしない前に、北信濃から東信濃迄亂入して、今の上田市附近に放火を敢てしたといふのである。これを見ても此海野放火は弘治三年である事が判る。此年の春、晴信は水内郡葛山城を攻陥した。越後には雪があつたため、援軍延着で、葛山を見殺しにしたやうだつたので、景虎は之を遺憾とし、五月に至つて、飯山筋から進出し、海野邊まで暴れまはつた事は史料の明白に語る處である。察するに勸和使の來たのは、丁度葛山攻陥と、海野放火の中間であつたのだらう。併し

晴信に對する信濃守護の辭令は之より先きに來てゐたからこそ、晴信は義輝をあやつりて景虎に勸和使を發せしめ、自分は信濃守護のつもりで、國府城（松本）の普請などやつて居た時に其手は喰はない景虎が、勸和使などにかまはずに、なぐり込みをやつて來たのが所謂海野の放火事件であらう。

信玄の理論（中）

前掲信玄の辯疎狀の第二條中に「長尾御内書頂戴、未_レ及_ニ御請_一以前、信國海野地放火」云々に就て、在來は學者間に明晰な解釋が與へてなかつた。しかし、前記の説明で大體判らうと云ふものだ。

即ち、使者森坊の到着は見たものゝ、それを其儘旅館に待たせて置いて、信州へ攻込んだのであつたかも知れない。併しそれにしては、景虎程の律義な男としては不可解な行動とも思はれないでもないが、海野放火云々の史料は、此頃に於ては弘治三年だけである。

即ち其五月には、景虎は小菅山元隆寺へ願文を容れたり、更級の八幡宮に祈請したりして、晴信の所謂亂入を行ひ、小縣郡迄進入した事は、幾多の文書が残されて居るのである。信玄辯疎狀の所謂景虎の亂入放火は、九分九厘迄、此弘治三年の侵入と見るべき外、考へて見ようがないのである。

ある。又一面、左記の古文書からも考へて見る。

晴信と和談の事、去年内書を成し、委曲申遣候處、大略同心之趣、尤可_レ然、神妙に候。いよ
いよ相違なく、其意を得べき事肝要に候。猶ほ晴光申すべく候也。

二月二十日（永祿元年）

義輝（花押）

長尾彈正少弼とのへ

つまり某年の二月末か三月初めに、大館晴光が使者として此義輝の手紙を持つて來たのであるが、凡ての情況から判斷して、これは永祿元年であることは疑ひなく、又此書附は既に和談が成立したことを物語つてゐるのである。案する處、晴信も我慢し、景虎も、なぐり込みで幾分溜飲を下げたので、それに晴信は、今後まだ義輝を利用せねばならず、景虎としては、將軍には服従すべきものだと思ふ感狀があつたので、弘治三年の秋冬から、和議の進行を見たのであらう。そして、其和議が永祿元年春に成立したればこそ、景虎は之を一段落として上洛を遂行したのであらう。果してそうであるとする、甲越の和談は弘治三年に義輝の命で開かれて、永祿元年に略成立したので、従つて、永祿元年には相方で、少くとも景虎の方では和談の障害になるような行動を採らなかつたと見ねばならない。さうすると、信玄の所謂、景虎が亂入して海野に放火したといふ事は、弘治三年の事を指すので、和談成立以前の出來事たるや明白といはねばならぬ。同

時に、それは晴信が如何堅白異同の論者であつたかと云ふ證據でもある。そして、第二條の末に、「其所當として、晴信越國へ働く事聊かも上意に對して緩意に非ず候」

とやつて居るには更に恐縮するが、事の實相は左の通りだらう。即ち晴信は事實上永祿元年八月頃は戸隠神社に所謂願狀を捧げて居るが（參詣か使者か）其中には、甲越の和談を破却する決心を示して居り、自分は居を信州に移す考を告白し、戦へば必ず勝利を得る筈だと、神様に押賣をしたり、自ら欺いたりしてゐる點、既に將軍仲裁の平和など眼中にないのである。もつと突きつめて云へば、義輝將軍から信濃守護職の内書を獲得してからは、將軍の命などは都合次第に應接する腹であつたのだらう。併し、其内書なるものは、空文であつても、多少の効力はあつたに違ひあるまい。現に戸隠神社などは、それを利かされた一例だらう。又景虎は正直にかまへて、上洛の準備中であつたと見へて、永祿元年活動の史料は見當らない。そして、同二年二月に上洛した。「今度重而亂入の意趣者、去夏（此夏）はたらきの砌、越府破却致すべく候と雖も、御使僧（瑞林寺）甲府に至り下向の由、留守の者共申越候條、上意を重んじ奉るを以ての故に、越府の儀を擱き、歸陣。則ち西堂（瑞林寺）に對し、愚存申述べ候は、右に顯はす如くに候」云々。併此去る夏は何月かと云ふに、景虎上洛の段に於て説いたやうに、六月十二日、景虎が義輝に提出した條書中「先月中旬甲府より既に越國中へ亂入と雖も」云々。とあるのであるから、信

玄の最初の亂入は五月中旬である事が判る。それで其時に、景虎は、將軍家の爲めならば、本國などは捨てゝもよいと云ふ決意を將軍に表明したのに對し、將軍の方では、其好意を默受して居る譯にも行かず、直ちに信玄に對して（使僧）を下向せしめ、之を詰責せしめたのであらう。處が晴信は、亂入の理由として「信州補任の御内書髓に頂戴し畢んぬ、然らば即ち他の綺いさあるべからず候處、其以後、長尾兩度に及び、信國放火、是れ上意に背く第一に候」といふのと、も一つ「長尾御内書頂戴、未だ御請けに及ばざる以前に、信國海野放火云々」の二つをならべてあるが、公平に見れば、それは相方に色々の申條はあるものである。けれども、永祿元年春の和議は一切を水に流した筈なのである。然るに、和議以前の事を持ち出し、而も勝手の理窟をつけて、之を辯疎狀に認めた點など、確信をもつて書いたものとすれば、晴信は餘程の低脳である事になるが事實は戸隠願狀に告白して居る如く、始めから和議などの心はなく、唯だ方便上、將軍をあやついた迄に過ぎなかつたものであらう。それにしても、こんな亂暴な辯疎狀を書くなどは、餘りな亂暴さであり、將軍を小兒あつかひにしたものと云はねばならない。蓋し晴信の本色は無論、そこにあつたのだから、今更の咎め立ては、むしろ野暮の骨頂と云はねばなるまい。又之に反して、將軍の和議を信じて上洛の準備に他意なきが如くに見へる景虎は、果して晴信を正直物と信じての上での平和行爲であつたかといふに、これも如何に景虎律義者といへど、それ程の馬鹿でない。

彼は上洛中に甲軍の越後侵入を知つても驚かなかつた程だから、晴信の戸隠方面を經略した事位は當然知つて知らぬふりをしたのだらう。そして、それは關心の知らぬふりではなく、むしろ、無關心的な知らぬふりであつたであらう。何となれば、どうも當時の景虎は、其志が専ら中原に存したと推測されるものがあるからである。従つて、彼は見て見ぬふりをして上洛の準備をしたのであらう。そして、上洛の後には、晴信が越後まで亂入するかも知れない位の事は想像してゐたものと見るべきものでらう。

信玄の理論(下)

將軍義輝仲介の和睦を無視し、景虎の上洛を覗つて、其本據地越後へ侵入した信玄は、それでも此の時代は、まだ空名に拘泥する稚氣が残つてゐたと見えて、とにも角にも、越後境から甲府へ歸著した。そして、此の歸著に恩を著せて「越府破却すべしと雖も」と云つてゐる。果して、それ程に侵入をなし得たか、今日に少しも證據が残されない。けれども、瑞林寺西堂に對しては。前記の和約成立以前の海野放火事件を擧げて自己の行動を強辯し、且つ「既に信濃保護に任ぜらるゝ御内書を持參された上は、自分は満足するが、越後の方で聽くかきかぬか、談判は先方に對して行つて貰ふ事にして、西堂を越後へ赴かしめた處、越後では何とも云はないで西堂を押し

返してよこした。この越後の行動たるや、正しく將軍家への逆心に該當するものでござらうがな。それだから再度亂入したのだ」と、詭辯を弄して居るのである。

無論、當時景虎は上洛中であるから、景虎の意見を正さうといふには、西堂を歸洛せしめなければならぬのに、何故に西堂を越後に差遣したか。越後留守の將士は西堂に來られたとて、返答の出來ないのは當然で、要は、其答辯の出來ない連中の處へ西堂を向けた處に、三百代言式行動が認められるのを遺憾とする。觀て此處に至ると英雄信玄も時代によつては案外つまらない小刀細工を弄した様に見える。後の今川氏眞に對する行動なども同一筆法であつたのではなからうか。

景虎に對する和睦を承諾して、景虎を安心して上洛せしめ、其留守に景虎の本據地を覆没しようとした事が明だ、その辯解であるから理路の立ち様もなく、唯心事の譎詐を百世に残したのみであるが猶ほ信玄の本懐から云つたなら、義輝に對する、恚んな辯疎状も書き度くはなかつたのであらう。それを書かなければならぬとした事情は、まだ此時は、返事ぐらゐ出して置かないと具合の悪い事があつたのであらう。勿論、その重要點は、信濃守護の空名であつて、此空名が自己の侵略事業を飾る唯一の武器であつたからであらう。云ひかへると、其空名が、自己に降附した信濃の氏人を我慢させ、往生させるに最も力あつたのであらう。しかし、此際に於て、最も不

審に堪へないのは、此内書を下した経緯であらねばならぬ。彼が晴信に對して、守護補住の内書を發したのは何故か。それは、弘治三年の春以前と信ぜられるが、併し景虎が天文二十二年四月上洛した時に義輝に會見したかどうか不明だといふ事は、一寸變な感じのする事である。彼は上洛早々參内拜謁を許され、又綸旨と天盃とを賜はつた。而も其御綸旨たるや、かしこくも左の如くに拜し奉る。

平景虎、仕圖、並隣國、挾敵心之輩、所被治罰也。傳威名子孫、施勇德萬代、彌決勝千里、宜盡忠於一朝之由、可下令下知景虎給上者、依天氣、言上如件。

天文二十二年四月十二日

權中納言

進上

奉

廣橋大納言殿

此處に注意しなければならぬ事は、其日附の四月十二日といふ事である。畢竟、景虎が、其頃上洛すべき筈の見こしをつけて、公卿の方では御綸旨を奏請準備して置いたものに外ならぬであらう。景虎が從五位彈正少弼を在國の儘で拜したのは、天文廿一年四月三日の事であつた。景虎は爾來天恩に感激して上洛拜謝をとぐる事を急いでゐたのであるが、如何せん、北陸道の一

向宗徒は長尾家の宿讎であつたから、先づ此硬塞を解かねばならなかつた。第二には天文廿二年になつてからは、北信濃の風雲が急になつて來て動もすれば唇破齒寒の感なきを得なかつた時節であつた結局。北信濃豪族たちの窮鳥を懐に入れるために、信濃に出兵し收容戦をさへ餘儀なくさせられた。その爲めに、連延に連延を重ねるの止むを得なかつたが、彼は、此收容戦を終ると取るもの取りあへず上洛の途にいたのである。尤も之よりさき、信州高井郡の一向宗僧侶、本誓寺超賢なる傑僧を使つて、北陸一向宗徒への渡りがついたのであつた。此超賢を出した本誓寺(高田市)の持つ史料によると、高梨氏の城下一里程の北にあつた本誓寺超賢は、天文十九年に早くも北信の危機を察して、加賀の小山御坊へ脱走してゐる點などから、其頃既に北信濃の北部高梨氏の中野地方も風前の燈火的であつた事が判かり、従つて、高梨氏が頻りに其親戚である長尾家へも、報告を怠らなかつた事も推測出來、長尾家それ自體としても、隣家への押込みを平氣で居る事が出來なかつたらう。そして、天文廿一年四月頃上洛と決心してからは、屢々執奏廣橋家への使者をも立てたであらうから、かくも四月に早くも隣國平和のため努力せよとの綸旨をも頂いたものだらうと拜察する。

併し此事が恐らく將軍家へは申出されなかつた爲めなどで、將軍義輝の心内に空虚があり、そこへ晴信から、村上高梨その他の豪族を越後に追つた直後に、信濃守護免許の内請が行はれ、直

ちに許容の使者が下向したといつたやうな事情がなかつたとは誰れが保證出來やうぞ。だが其後になつて、晴信の心事も景虎の精神も判つて來るに至つては、將軍左右の策士どもも、景虎を埒外に放置する事が出來なくなり、此處に兩者に對する和議の提唱となつたり、結局晴信の頼むべからざるを見てからは、永祿二年景虎二度目上洛の時に於て、左記の信濃守護任命書やうのものを下したのであつた。即ち其六月二十六日附で

甲越一和の事。晴信に對し、度々下知を加ふと雖も、同心なく結句、分國境目に至つて亂入の由、是非なく候。然らば、信濃國諸侍事、弓矢の半の由候間、始末は景虎意見を加ふべき段、肝要に候猶晴光申すべく候也。

と云ふ文書である。

併し景虎二回目の上洛の動機は、寧ろ義輝に魅力を感じての行動のやうに思はれるが、上洛後に深く失望したらしく、折柄青年の英傑公卿近衛前嗣公を發見し、その結果は景虎をして、一時天朝を奉じまいらせ、將軍を助けて中原に命令するの希望を抛たしめ、却て關東地方に中心點を置いて、そこへ近衛家を奉戴して號令し、徐ろに回天の計をなさうとする志を樹てさせた。さう決定すれば長居は無用と、退京に及んだのであらう。又一方晴信にした處が、無力將軍の小刀細工に乗るやうな男でなく、義輝の使西堂を驅つて景虎の留守を知りながら、其處へ追ひやり、そ

の空しく戻つたのを、越後方の不誠意故と曲辯して、それを口實に何でも彼でも景虎が歸らない中に越後迄も覆没し終らうとしてゐたやうだ、唯越後の守りが案外堅かつたので其目的を達しない中に、一方故國から櫛の齒を引くやうな危急の報知は、景虎の歸還を早めさせたものであらう。此點からは、景虎は八月中に歸へつたとの説が正しいやうだ。戰國時代に於ける梟雄の堅白異同の詭辯、ならびに之をめぐる亂世々相のいくんだり、正に斯くの通りであつた。

敵でも弱者は助ける

何としても景虎といふ人物は、尋常の定規では律し兼ねる程の非時代式の男であつた。下列上を時代思潮とすれば、極端なる反動家といふべきであつた。足利尊氏の梟飛した吉野朝時代も亂世であつたが、尊氏流を當時の時代思潮といふべくむば、(近年も赤化思想なるものが、時代思潮然たる時もあつた)楠正成などは反動家の隊長といはねばなるまい。共に不正不義に向つて宣戦したのは一であつたが、同じ亂世でも、吉野朝時代は、二箇の勢力の對立的亂世であり、天文、永祿、天正は、唯だく團子の煮へる様な上を下への亂世であつた。若しも謙信をして吉野朝に生れしめば、屹度戦死したらうし、楠公をして天文、永祿に處せしめたなら、少くとも六雄八將の位置はかち得たであらう。共に其筋目家なるに於ても一、反動家と誤られさうなのに於ても。

一、義に餒へない爲め、術策なしに強かつたに於ても、軌を一にする。

其の遺した願文や文書から察するに、謙信は幼少から學問は授けられたらしい。好んで史書などを涉獵したらしい。父爲景からは、家の歴史や、上杉守護家の事などを聞いて居たらしい。彼は少時から穎悟で、其の學問は又少年時の功名心を觀念的に偉大ならしめた事であらう。而も亦其の遺傳的將材は、七、八歳にして、甲士を率ゐて父の棺郭を護衛し、十三、四歳で楡尾附近の不逞の氏人等を叩きのめすの雄偉を示し得た。自然、英雄崇拜黨の中心に擔がれて、兄晴景の嗣子となり、十八歳で越後全國の實權を握り、同時に、關東管領上杉憲政の依頼を受くるまでの勢力となり、二十一歳で將軍家から認識せられ、二十二歳で國內隨一の反對黨長尾政景を歸服せしめ、二十三歳で關東管領を食客に抱へ、朝廷からは從五位下彈正少弼に叙任され、二十四歳で北信濃の名門豪族全部の寄託を受けて、悉く之を高貴な食客として安堵せしめて置いて、戰國時代の奇蹟とする上洛を斷行して朝恩を拜謝し、二十六歳で信州の亡命名族を還住せしめたい俠骨から信州へ出陣、武田晴信と犀川を挾んで對陣する事百日、今川義元の仲裁で有利な條件を結び、二十七歳の時には、二十四歳以來の宿願であつた遁世を斷行して、大國越後の統率者の地位を弊履の如く捨て去つたが、二ヶ月にして又、幾多將卒の人情にほだされて春日山に還住し、二十八歳で前年の約を破りて信州を蹂躪した晴信に復報すべく信濃に突入して小縣郡まで荒れ廻つたけれど

晴信を發見せず空しく歸り、二十九歳で將軍義輝の命をかしくみて、ならぬ勘辨をして晴信との和睦を諾し、三十歳で又上洛、此時は足利將軍家を奉じて、天下の不逞を討平の志を抱いたらしいけれど、義輝の腑甲斐なきに失望し、卸て又近衛關白にすがり付かれて、それから生涯の方針を一變し、三十一歳で憲政の爲めと、關東新政策の爲めに關東に初めて出陣して、殆ど關八州を憎伏せしめた。蓋し、關東に對する新政策とは、近衛關白の幼兒をして、關東の新公方たらしめ、以て不正不義の世を削平しやうとの計畫に外ならなかつたのである。

そして三十二歳で關八州を切り從へて、梟雄北條氏康を小田原に追つめ、十萬の將士を鎌倉八幡宮に閲して、關東管領職就任式を行つたあたりは、恐らく彼が死の前年、越中能登を平げ、月明に槩を横へて詩を賦した時と、二つの得意の頂點であつたらう。

そして其秋には、北條氏を斬り餘した返す刀で武田と川中島の大血戦を行つて信玄を傷け、信繁を殲したのである。爾來の彼は、終焉迄の間十有七年、或は疾風の枯草を捲くが如く、或は燎原の火勢のやうに、信州、關東、北陸、出羽方面といふやうに四方に奔馳して寧日なく、後人をして、よくも、あのやうに健康がつゞいたものと思はしめ、更に、あのやうに兵糧が繼ぐいたものと思はしめたが、一つには、向ふ所敵なき軍ぶりにもより、一つには下越の金山の爲めも、越後の米の力もあつたらうけれど、とに角、殆ど席暖のいとまない迄に南船北馬の戰を敢てした。

其動機はといへば、一つでも名の無い戦はなかつたのであり、一つでも頼まれない戦はなかつたといつてよい。

天正になつてからは徳川家康にまで頼まれて、其爲めには相當に力を竭したやうだ。しかし、長篠の一戦以來、武田が無力になつてからは、織田の態度にも變化が生じ、徳川の依頼心も薄らいだやうであるが、それでも、織田信長に迫られて徳川家康が心ならずも、追拂つた一向宗門徒などは、越後に落つて安堵した者が多い。而も、本願寺は常に武田の關係で謙信を敵視し、何程謙信の行動に妨害を加へたか知れないのに、彼謙信は、その敵の片われでも、頼まれれば、二つ返事で保護を加へてやつたのである。千古の大俠、萬世の正義漢景虎の如きは、蓋し洋の東西時の古今を問はず、容易に見出し能はぬ型であらう。

願文から見た兩雄

謙信の入道ぶり

神社佛閣への祈願といふことは、我日本歴史の特色の一つといつてよい程の古來行はれたものであることは、改めて説く迄もない事であるが、勿論祈願するといふには何か其場合々々が非常時であつたからで、従つて、亂世ほど祈願の數が増す譯でもあるのである。此點からして、上杉謙信や武田信玄に祈願狀の特別多いといふ事は、日本の最も亂世といはれた此時代の、而も其亂窩の中心が、此甲越間あたりに最も甚だしく疾旋してゐた反映と見るべきであらう。

双方共僧形であつた。此僧形といふことは、平安朝末あたりから武人文官に限らず、或一定の年齢に達すると、雉髪して入道と稱する事が法則であつたと云つてよい位であつたが、此風も戰國時代中の後期になると、漸次廢たれてしまつたものである。信長も、秀吉も、家康も入道とは稱しない。但し前期中でも毛利元就は入道にならず、後期でも北條氏政などは入道してゐたやう

ではある。信玄は三十八歳か三十九歳の時に落髪した事は事實。謙信は四十二歳の時から謙信の諱を用ひた譯だが、もつと以前から僧形であつたかも知れないといふのは、永祿四年の川中島合戦の時に、白布で頭を包んでゐたといふ傳説があるばかりでなく、實は二十四歳、第一回上洛の際、紫野大徳寺の徹岫宗九に參して、十二月八日に三歸五戒を受けて宗心の法名を貰つてからは、飲酒の外は嚴重に佛教の戒律を守りつゞけて來た人である。たとひ雉髪はしなくとも、有髪の僧同然であつたのである。

信玄は、大僧正に任ぜられたかどうか、緋の衣を著た像は、弟の逍遙軒信綱の書いたと傳へらるるものをよくあるのを見るが、謙信の像は、高野山の無量光院に所藏されて居る畫像のみであつたのが明治二十一年の火災で焼失し、今は東京帝大に残つてゐる寫しである。これは全く法體の姿であり、而も又此畫像は、謙信の卒去の日に出來上つたものであるといふに至つては因縁が淺く覺へない。道草になるけれど、其像の裏書に

件の御壽像は、越後國大守、前上杉藤原朝臣輝虎、改めて謙信と稱す。離俗出家の御志により御法體、戒堅固、秘密の深法を受け、兩部の瑜珈を傳へ給ひ、阿闍梨の職位を遂げ給ひ畢んぬ。然して天正六年戊寅三月十三日、未刻頓滅。同日、壽像出來し畢んぬ。御歳四十九歳。(譯文) 四十九年一睡の間、御結頌、兼て死期を知り給ふか不可思議なり。高野山無量光院を御菩所に

定めらるゝによりて、之を安んせしめ畢んぬ。

傳授大阿闍梨、法印大和尚位清胤。教授阿闍梨權少都澄舜。

これ、謙信が生前歸依の師、清胤法印の語であるが、上杉家家扶柿崎家保の明治三十一年に記した「不識庵畫像記」は、更に其補足を物語る。

(前略) 謹んで家譜を按ずるに、天正六年二月先公春日山にあり、藏田五郎左衛門に命じ、畫工を京都に召し壽影を畫かしむ。畫成るに及び偶薨す。遺言して、無量光院大阿闍梨清胤法印に贈る。法印曾て越後法幢寺に住す、先公の尊崇する所の者なり。云々。

之等の壽像記を信すると、寔に因縁ばなしのような心地がする。しかし謙信は、様々の僧服を著けたと見へ、延徳太平記に、元龜三年二月半頃、吉川元春の使者を引見した際には、山伏の服裝をして居て、使者が戦慄したと書いてある。

信玄願狀の特色 (上)

渡邊世祐博士は、其著「武田信玄の人格及其修養」に於て次のやうな事を述べて居られる。時代思想の上より云へば、神佛に祈請を擬らし、戦勝を願ひ、領土の併呑を祈り、祝福を請ふ事は、當時の武人として一般に行はれたる事であるから、信玄が之を行たからとて、其信仰を説

く絶對の史料とはならぬのである。乍併、信玄の祈請をこめた文書類は、比較的によく現存して居て、其内容も、他と聊か趣を異にし、熱烈なる信仰の流露と考へらるゝものが多いのであるから、此等の願文類に依て、其信仰を考へる事が出来、従つて、一般に行はれた月並の祈願とは思はれぬ。云々。

と説いて、更に信玄が非常に神社佛閣に崇敬を拂ひ、且つ其信念の深かつたかを説いて居られるが信玄が地下で、嘸かし苦笑に堪へないだらうと思はれてならない。

前回説いたように、成程、甲信越附近は、當時の亂世の旋渦が最も激甚を極めた處として、信玄や謙信には神佛に對する祈願文の残つて居るものも相當多い。同時に又渡邊博士の言のように、信玄の祈願文類には一種の特色は確かにある。それは、何かといふと、第一に、領土の併呑を願ふ願文の拔群に多いことも特色の一、又周易の卦に基いて奉納文を認め神様に無理承認を求めものも多いのも最も特色の一といはねばならない。

領土併呑に關するものは、信玄の残存願文の大部分と云へるが、周易の卦を願文につけ初めたは、永祿元年八月の戸隠山中院への願文からであつた。譯文とすれば左のようなものだ。

奉納

戸隠山大権現神前願狀

右意趣は、先筮に曰く、來る戊午の年、居を信州に移さんと欲す。即ち十二郡を我存分に隨ふべきや否やの占卜、升之九三也。其辭に曰く、虛邑疑ふ處なし。經に曰く往けば必ず得る也。又越後と甲州と圓融和同の事、之を停止し、干戈を動かす吉なるべきやの先卜、坤の卦也、斯の文に曰く、君子往くところあり。先に迷ひて後に主を得、利なり、安貞にして吉、云々。是によつて今居を信州に移さば、則ち當歳の内、卓錫の地を残さず。予の掌握に歸すべし。若し越士干戈を動かさば、先筮坤卦の吉文に任せ、忽ち滅亡、晴信勝利を得んや必せり。粵に孔孔五十緡、當社修補の爲め、權現の寶前に供すべき者也、仍て如件。

維時永祿元年戊午八月如意日

戸隠山中院

源 晴 信 敬
白 (花押)

若し假りに神様の立場から見ると「何だ晴信の奴め、敬白なんて書いてゐても、決して敬つて居ないではないか。それに又願狀と書いてあるけれど、願狀でも何でもない。自分で勝手に易筮により天地神明に伺ひを立て、方針を定めたと書いて置きやがつて、夫に錢を添へて、それを私の前に提出するとは何か。私に天地神明を鞭撻しるゝとも云ふので、賄賂を使ふのか。乃至は天

地神明の笠文の保證人にでもなれといふのか」

此戸隠願文なるものを初めとして、永祿二年九月一日の、信州小縣郡下の郷諏訪社へ、同三年同國北佐久郡松原神社へ、同四年の同社願文、永祿十二年の諏訪神社願文等、皆卜笠の保證人なり、鞭撻人になつて呉れと神様に要求したものに外ならない。これは成程正に類のない願文である。けれども、信仰心の深い願文ではなくて、神様を雇人同様に見た非崇敬、薄信仰の特徴に於て、無類なる願文に外ならない。否、願文とは云へない筋のものである。

信玄願状の特色 (下)

信玄の願文の内、殊に自家撞著をやつてゐるものゝあるのは悲哀である。信玄も、自分に柔順な子供は可愛かつたと見へて、北條氏政に嫁せしめた長女の産の時は、二度迄も甲斐の一の宮淺間神社へ安産の願文を捧げて居る。そして追に此處には、易に安産と出たからその保證をせよとは神様に強請しなかつた。けれども、

敬白 願書意趣者

晴信息女北條氏政妻、當産平安無病延命、即ち來歲戊午夏六月より、長く船津の關鎖を抜くべく、土峰菩薩の願轂に乗りて如意満足、疑あるべからざるもの也。急々如律令一。

維時弘治三曆丁巳冬十一月十九日

武田大膳太夫兼信濃守晴信 (花押)

南無富士淺間大菩薩

神に對しての、急々如律令も可なりに馬鹿にしたものだが。更に次で起る事實は、彼が如何に神佛を自己の使用人同様に考へて居たかを物語る願文である。一つは、永祿九年五月吉日に、再度此氏政の妻の安産を祈つたものである。

信玄の息女は、北條氏政の簾中也。今時妊懷の氣候に當り、來る六七月頃、托胎必然か。その期に臨みて産平安、子母共毫末の禍機なくむば、富士淺間の神功に歸せん。若し夫れ禱祝空しからずば中宮の室に於て、一百の衆桑門を集め、法華經王を讀誦せしめ、加之、神駒を納め奉るべし。感應の一件、刻日之を俟たん。仍て願状。敬白。

氏政の簾中也なんて云はなくとも、神は知ろしめされむものを、さては又、安産ならば神功に歸せんも、人を喰つたものでなくて、神を喰つたもの、中宮の室なんて今日ならば早速不敬問題の起る所であらねばならぬ。信玄の神社佛閣觀などは、今日の所謂唯物史觀以下で、二種の奴隸觀に過ぎないことは以上によりても分明であらう。が、それは暫らく措き、氏政の妻を、それ程までに愛して居るからには、其夫の氏政の爲にも、事なかれかしと念するは人情であるのに、此

梟雄氏は、此願狀より四年後の永祿十三年、即ち元龜元年四月十三日附で、左の願狀を同一富士淺間神社に捧げて居るのである。

願 狀

今度速かに豆相兩州を踢倒し、氏康、氏政滅亡、信玄の存意の如く本意を達し、太平の凱歌を奏し歸府安泰を得せしめば、百歳以來相違の御社領を、舊規の如く寄附し奉り、如在の禮賽、怠慢あるべからざる者なり、仍て件如。

といふのだから神様も喫驚仰天なされた事であらう。如何に當時仲違ひの仲とは云へ、其殘忍の心根には、寧ろ戰慄を禁じ得ないものがあるではない乎。これが則ち渡邊博士の所謂「聊か他と趣きを異にした熱烈な信仰の流露せるもの」であるか。將亦所謂月並の祈願でないところの之等の祈願こそは博士の所謂「如何に信玄が神社に崇敬を拂ひ、如何に信仰を寄せたもの」に該當するのであるか。或は「信念の殊に深かつた」證であるのか。

信玄は一箇の強人として、戰國時代に於て、上杉謙信と共に、確に無比の傑物であつたには相違ない。けれども、彼の強さは一片の俠骨をも、道義の片鱗をも加味せない強さであり。極端に云へば惡魔的の強人であつたのである。神佛への願文にまで、人道を無視した希望を平氣に並べて強請するといふ徹底的な混世魔王式強人であつたのである。方土の人々としては、其存在を一

の誇りと感じもしやうが、日本の教育に、此人の禮讚を無條件で取り入れるようになつたなら、間もなく亡國と斷ぜざるを得ない事を奈何せんか。

謙信願狀の特色 (上)

信玄の願狀なるものゝ傍若無人に比べると、謙信の願狀にも、此時代に、一寸型を見ない特色がある。先づ其舞文も一つの特色である。これは名譽心の變態的表現とも云へるが、一向崇敬からの技工を凝らしたとも見うる。信玄の願狀は、簡潔だが、謙信の願狀は、鎌倉時代あたりのように、一篇の美辭集である。其願ふ對象の神佛の由緒因縁から先に、美文で申上げる。これは所謂禮讚々歎の積りであらう。(佛敎の御經皆然り)それを述べて置いて、今度は自分の立場や、戰爭の理由を必ず一通り陳情に及ぶのである。終りに矢張り、御禮報謝として、何か寄進することも附け加へる。蓋し此末段の報謝寄進は、日本古來の風習であつた。

諸謙信の願狀も澤山あるが、其最も美文的のものは、弘治三年正月廿日に信州更級郡の八幡宮に納めたものと、同年五月十日に、同縣下高井郡の小菅山元隆寺に納めたもの。永祿七年八月一日に前記八幡宮へ納めたものゝ三通であらう。次に最も筋目の立つものとして、同年六月廿四日に、新潟縣南蒲原郡の彌彦神社に納めたもの(同文を内佛看經所にも)、永祿九年五月九日に諸方

の神佛へおさめたものなどであるが、信玄の願状が、謙信を對手にばかり取て居る如く、謙信のものも、殆ど信玄討滅の趣旨のものである處に、善惡二天部の鬭争激甚さが窺へる。

謙信の願文が、博言宏辭である丈に、私共は其中に、

(一) 神社佛閣の歴史や、又は當時の戦亂の史實などをつかみ得るものが尠くない。

(二) 願文を通して、謙信が如何に亂世時代の普通人と異つた徹底的に正義仁侠の人であつたかを看取し得る。

(三) 同時に謙信の神佛觀は信玄のように對使用人觀でなくて、正義觀念の反映觀である事を知る事が出来るのである。

けれども之を大體からすると、何となく神佛を理窟攻めにして居るような趣きも、強く頭に響いて來るを免れない。

即ち以前にも説いたように、謙信は筋目屋である。それも、三百代言的の筋目屋でなくて、其性格の正直、律義から出た筋目屋であつたのである。筋目屋は消極的には自己の辯解をもゆるがせにしないし、積極的には他の不正不義を大目に見る事も出来ない性分である。

謙信の自己辯解にも常に注意して居た事は、其の遺した多くの書簡の中に能く看取されるところである。部下の諸將に對しても、弘治二年、二十六歳の時、長慶寺に宛てた文書として、遁世の

志を發表した手紙などは、例の漢文體の候文で、堂々一千五百字を並べてあるが、徹頭徹尾、長尾家、別けても祖父能景、父爲景の爲めに筋目を立て、又自分の在來の行動にも一々筋目を立て、理論を附して此故を以て遁世するのだと結んだ文章であるのだ。

其他謙信一代の手紙の中には、春日山の留守の守將に援兵を要求する場合にも、輝虎が物驚きするやうに思ふかも知れないけれど、何處へは、何の誰に兵を分け、何方面へは、誰々を遣はして、力を割いたから、自分の手元には兵力が尠いのだといふような微細な事まで申送る癖があるのである。或は又同格の諸候へ、自分の出師を報告するにも、凡て理由を附し、名分を書いて送つたものが多く、中には、自分は筋目のない戦争は一切致さないとまで書いて出すのである。此點頗る小心の人であつたやうで、同時に律義であり、正直であつたのである。彼の信玄が平然自己の親戚關係の隣國を侵略する時、其武運を神佛に強請したやうな強心臓の心事とは、雲泥月窟以上の相違といはねばならない。此點に於ても川中島の兩雄は、正しく對立の關係に立つ。

謙信願状の特色 (中)

既に自家の部下に對してさへ、物を言ふに筋目を立てなければ氣が濟まなかつた程の律義な叔父さんである。自然神佛に對しても、理窟攻め、筋目攻めにする事も、如何にもありそうな事で

ある。彼の願文は其以前のものもあるか知らぬが、現存するもので、最初のもは、歴代古案といふ上杉藩の史料を集めた寫本の中に收められた處の、信濃更級郡八幡宮に奉納した左記願文であらう。

敬白、それ神社の垂跡は、本地無量壽佛、杳として十萬億を過ぎて日域に至る。父は仲哀天皇母神功皇后の胎内に在りて三韓を征伐し、歸朝能く百王百代の鎮護となり、八幡宮と顯はれ、九州豊前國に宇佐宮を建立し、然而後、清和天皇御宇、男山に勸請し奉る。石清水流れて六十餘州に充滿す。云々。故に信濃國更級郡に安座し奉り、崇敬他に異なる矣。(以上は更級八幡宮が男山八幡の流れである事を語つた史料としてもよい)

茲に武田晴信と號する佞臣あり。彼の信州に亂入し、住國の諸士悉く滅亡を遂げ、神社佛塔を破壊し、國の悲歎、累年に及ぶ。何ぞといへば、晴信に對し、景虎鬪評を決すべき遺恨はなし。唯だ隣州の國主たるに依りて、或は恨みを後代の鬼神に誓ひ、或は眼前棄て難きの好みあり、近年助成に及ぶ。國家安全の爲めに軍功を勵む所にして他事なし。(以上は自分の立場の筋目を明にした)

神は非禮を受けず。縦ひ晴信にも渴仰の志ありといふとも、既に國務を奪はんとし、故なきに諸家を罪なきに惱亂せしむ。萬民いかでか其感應に預からん。(信玄も崇拜はしたらうけれどあんな亂暴をする男の崇拜では、人民が神徳の感應に預り得まい) 伏て冀くは、此精誠の趣旨に照鑑を垂れさせ給ひ、景虎の一團扇を以て、當國本意の如く靜謐し、天下に家名を擧げん事を。立願成就に於ては、此國に至つて、一所を當宮に寄附し奉り、彌以て丹誠を抽んずべし。殊に宮の體堅固、武運長久、加之、東西左右、南前、北西、此威風を以て、信越兩國、永く榮花を樂しまん事を。仍而願書如件。

弘治三年正月廿日

長尾彈正少弼 平 景虎

八幡宮御寶前

景虎の願ふ處は戦争でない。晴信に對しては、戦争すべき直接の理由が一つもないといつて居る。しかも、晴信は隣國を犯し、隣國の諸將は或は滅び、滅びないものは、追はれて景虎の懷へ逃げ込んで來た。中にも高梨氏の親戚の間柄、村上、島津、栗田、須田、井上、清野、皆父祖以來親密の間柄である以上座視する譯には行かない。晴信を信濃から追ひ拂ひ、追ひ出された連中を還住せしめ、信越兩國手を携へて、平和な文化生活を仕り度い、といふのが主眼の筋目である。猶ほ此筋目は、間違つて居る晴信のようなものには、如何に彼が尊信したとて、神は非禮を享け給はぬであらうと云ふ點まで神様に一本釘をさして居るのである。

全く彼は信州に對して、初めから終まで絶對的領土的野心がなく、徹頭徹尾、信濃浪士を還住させるばかりに戰つた事は、明白な事實である。同時に此領土的野心の無かつたといふ事は、彼が征戰三十餘年間、常勝の摩利支天であるに關はらず、信濃浪士を還住させる事に失敗した所以でもあつたようだ。

謙信願狀の特色 (下)

謙信願文の特色とする理窟攻めは、信濃の神佛への場合は、必ず前記のような筆法を用ひてゐる。小菅山元隆寺のもので、又二回目の八幡宮奉納文でも、同巧異曲といつてよい。

又新潟縣刈羽郡、中通村にある飯塚八幡宮文書に所藏する同社の神宮寺である極樂寺の僧一如に宛た永祿六年七月十八日の調伏狀には、

(前略) 只今五檀修行之意趣者、武田晴信、北條氏康は當時の佞者、關信兩州を恣にし、山門並に諸五山末寺を破壊し、寺領を人給となす、是誠に佛法王法の敵讎、坂の東に於て、惡逆無道の族、何者か彼兩人の如くならんや。

と怒號して居る。又永祿七年六月二十四日、彌彦神社奉納の願狀は、前日も紹介したように、最初に「輝虎筋目を守り、非道を致さざる事」を斷り書きをして置いて次に、偕關東出陣は、こ

れ／＼のいはれ、信州で戰ふのはかく／＼の次第、越中方面の征討は、これ／＼とすつかり筋目を立て、書いてある。(此同一願文は、越中の姉倉比賣神社及び内佛にも捧げられた)が永祿九年五月九日に「神佛御寶前」といふ神佛全體に宛てた意味の「祈り申す處の事」は、假名多く判り悪い文章であるけれど漢字を入れて見ると、謙信の神佛觀ばかりでなく、人格の全貌を露出して居て面白い。

祈り申す所の事

一、分國何れも無事長久、就中越後國、上野、下野、安房何事なく喧嘩口論、無道狼藉、博奕、火事等これなく、増て兵亂は夢にも見ず、右其中にても越後、佐野、倉内、厩橋の地長久無事の事

一、輝虎武運の事は、大途師之時も、我と高名を遂げ、世間の者の目を驚かし、手を打つ程の功名致し、弓矢の事は申すに及ばず、平生もとう強なる所は、上は有頂天、下は金輪際迄、無二に驚かずして、智恵、才覺、計議、武略まで相調へ、短慮をやめ、けな氣を致す事において、嫌い道なく、人に高尚に見られ、弓箭の上は申すに及ばず、物ごと一見に於ても人に見おとされず奇特と人申すほめにのり、又輝虎目前の者は申すに及ばず、たとへ外様の者なりとも、輝虎を大切に存するものは、武運長久、息災延命の事。

末文などは可なりに勝手な願意であるが、しかし、彼は常に自己は正義の代表者だといふ自覺の上に立つて居たのだから、其勝手な願文も、大いに諒とするに足るものがあると思ふ。併し此一章程、輝虎の正直な告白はあるまい。彼は世間の連中の耳目を顛倒するような功名を建てたいといった。彼は物驚きしない大膽者になりたいと願つた裏面には、自己の比較的小心であつた事を語つてゐる。短慮をやめと云ふ言葉の中には、自分が短慮の缺點あるを白狀して居り、他人に高尚に見られたいなどは、稚氣十分の功名心に満ちた男でもあつたようだ。果然彼は大俠でもあつたが、功名心の非常に盛んな人物でもあつたのである。而し、も少し聞け。(二章を略す)

一、武田晴信退治、氏康、輝虎眞實に無事を遂げ、分國留守中氣支なく天下へ上洛せしめ、筋目を守り、諸士談合致し、三好松永が一類悉く首を刎ね、京都公方様、鎌倉公方、兩公方様取立申に於ては、堂舎佛堂、寺社神領、佛法、王法前々の如く、御意見を申いたさせ申、同じく輝虎致すべき所は申に及ばず、致すべく候。如此の上は、佛法、王法共に正路賞罰の、輝虎警護を申べき也。請願成就、皆満足せしめ、願禮を致畢んぬ。仍如件。

以て彼の志や見るべきではないか。彼は信玄を滅して上洛し、三好や松永を退治し、一は義輝の爲めに仇を報じ、一は世を將軍政治の秩序に反さんとしたのであつた。

謙信願狀の特色 (續)

流石の修辭家の謙信も、晩年になつては、凡ての文章が辭達に近くなり、花の降るような讚歎文などは書かなくなつた。同人最後の願文とも見るべきは、天正三年四月二十四日に於ける多聞天へのものとすべきだらうが、此願文に至りては、一點の浮誇がなく、全部が筋目張りで、かankanのものである。

敬白 願文之意趣書

毎日謙信修する如く、北條氏政非分の働き、當家分國へ妨を爲し、ほしいまゝに振舞候。彼者とは先年謙信一和の時、如此數枚の誓詞をなし、翌年誓詞を讎し、剩へ弟に候三郎、並に代を限らず忠信し來りたる遠山父子を差捨て、父氏康の遺言に背き東の將軍を切腹せしめ申し、天道神慮筋目をも辨へず、法要をも知らず親子兄弟の好をも、誓詞の罰をも分別なき處、神明佛陀争でか賞罰なからんや。

爰に藤原謙信、筋目を守り、天道を専らとなし、順法の弓矢に及び、殊に去年極月十九、法體せしめ、沙門を遂げて、以來、薩摩灌頂迄執行し、既に法印大和尚に任じ、其上彌信心を勵み就中、多聞は名天なるに依つて深く二世を頼む。但氏政と謙信は、双に道理と非事とを相對す

るに似たるか。感應あらば、道理に任せ、謙信の願を満て、當年中に關東存分の如く之を有ちて、氏政一類を退治申すべく候。其義に至りては、謙信有る所を退かず、近く多聞堂を立て日夜の勤行をなし畢らむ。先づ此大願の爲めに氏政父子の誓詞を（神前に）捧げ、百日代官を立て、參籠を企て、日夜五座の行法之を修めさせ申すべきの處なり。請願成就、皆満足せしめん。仍て願文件の如し。

天正三年乙亥卯月廿四日

法印大和尚不識院

筋目といふ字を二箇所も入れ、自分を道理者として、氏政を非道者として、神様に比較研究を捧げて居るのである。要するに、謙信は終生名文を捨てて居る事が出来なかつた男であつた。語を換へては、亂世的人物、弱肉強食的人物となる事の出来なかつた男であつた。

此願文にあるように、北條氏政は、二三年前には、父氏康と共に、謙信に和議を懇請し、起請文も何枚も書いて出した男であつた。正道者の謙信も、噂に聞いて知つて居たと見へて、容易に之を許さなかつたが、終りには、氏政の弟の氏秀（後の三郎景虎）を質入の意味で、謙信へ養子といふ事にして、漸く同盟が成立したのに、氏康の死と共に其翌年は、掌を離すように破盟してしまつたのである。従つて、三郎景虎は其侍臣遠山康光等と共に、越後に棄てられた形ちであ

り、當時の例とすれば謙信は、之を殺すか追放すべきであるのに、それをせぬのみか、其養子としての殊寵に變りを見せなかつた處は、矢張り好爺謙信の謙信たる所以といふべきだらう。

古老の話に、氏政が幼少の時、汁かけ飯を食ふ際、一椀の飯に二度汁をかけたので、氏康は箸を投じて、其思慮なきを歎じ、此子の代に北條も滅びるかとなげいたといふ談であるが、全く其通りであつて、氏政が短見でなかつたなら或は上杉家といふものも、三郎景虎の世になつたかも知れないのみか、天正十八年の小田原滅亡もなかつたかも知れないのである。

其はとに角、戰國時代に於ける甲越兩將を、願狀から見ても、如何に其主觀に天地月魘の相違があるかは、略説き得たと思ふ。世人は動もすれば、亂世の事は強ち倫理や道徳では律し得られないものがあるといふ。成程除外例を設ける必要はあらう。けれども大體に於ては、亂世でも治世でも、日本皇國の連續中の一つの時代である以上國家の健全なる存立の必要から見て、亂世とても非道亂倫は許すべからざるものであらう。

願文比較餘録

比叡山で鉢合せ

武田上杉の兩雄の神佛關係の珍談奇談は、まだ勘くない。信玄の如きは、神社に對して、交換心理以上の何物をも持たなかつたに拘らず、其娘の産の時も願狀を出せば、戰爭の直前にも概ね出した處からすると、矢張り神頼みの迷信的分子を持つてゐた事だけは明白である。彼は亦同時に佛閣に對しても、謙信同等の調伏的依頼を行つた。そればかりか、信玄は、善光寺を甲州に移した事は今更説く迄もなく、叡山が信長に焼かれた後は、叡山を身延山に移し、身延を信州の善光寺址へ移さうとさへした。つまり舊佛教に對する因襲的尊崇の念が残つたと見るの外はない。彼は新佛教中では禪に歸し、舊佛教としては、殊に最も天臺を崇んだ。

此點からは、謙信は初參禪の歴史を持つてゐるけれど、一生を通じその大體は眞言宗の一本鎗で通したようなものであつた。けれども、天臺宗の方とても、父祖以來の關係あつた佛寺へは、

萬事を忽にしなかつた。上杉古文書中によると、信玄と謙信とが、比叡山の正覺坊といふ寺で調伏の鉢合せをした事があつた。即ち、其正覺坊は、長尾爲景以來の願祈所であつたらしいが、處もあらうに、其坊へ信玄と氏康とから、謙信調伏の依頼があつたのであり、従つて其事が謙信の耳に入つたので、直ちに謙信から正覺坊への詰責となつたらしい。左に掲ぐるのは、其坊の主人重盛法印から謙信に對する辯疎狀である。

(永祿六年八月十八日謙信の臣下、河田、直江宛)

花藏院御使として登山候それにつき武田晴信、伊勢新九郎に相語らはれ、輝虎を調伏するとの由の仰を蒙り、驚き入り候。その段は曾て以てこれなく候。其趣きは起請文を以て申上候。將亦、先師空連の時、晴信よりの願書到來、祈念の儀頼み入り候と雖も、當山に於て、斯の如きの法を修めらる事停止候間、打置かるべき旨、彼國へ申下され候。仍て彼願書打捨られ候故反古となり候。然らば先師も御國に對し、疎意なく候か。殊更に愚僧儀は、道七以來、御祈念申さるゝ旨、承り及び候條朝夕御祈念申候。聊かも二心なく候處、結句御不審候事、迷惑に候。心底少も疎意なく候。聽て彼願書、反古等尋ね出し進入候。可有御披見候。

但し外聞無き様に憑み入り候。其故は、信州にも當房末寺等、これある儀に候條、隱密に申度候。就中、三院名室にも申しことはり、則ち連署し、並に執行代書狀等斯の如くに候。然る上

は、當山惣別共に別なく候。(下略)

此文面で見ると、謙信の睨みに對して、恐縮したのは、正覺坊重盛法師ばかりでなく、天臺一山も改めて別意ない事を表したのであつた。そして、謙信の武運長久の爲めに更に、三院の大衆一同が秘法を修し、密供を行つた大事も亦上杉古文書に徵證がある。けれども、然らば天臺一山は、始終このように、上杉謙信の爲めにばかり武運長久の祈念や修法したかといふに、此文書で見ても、兩股かけて居ることが判る。此場合には、謙信の怒りをとく爲めに、信玄の願狀を反古と稱し、これを屑籠から搜し出したような越向で、謙信へ送られたらしいけれど、どうして〳〵天臺一山と信玄との關係は寧ろ謙信とより深きものがあつたと見ねばならぬ。此書中にも、信州に正覺坊末寺があるから、知れないように秘密にしてくれといつて居るのでも推想出来るのである。

信玄禱り殺さる

前にもいつたように、甲越の兩雄は、各舊佛教の信奉者であつたが(信玄は信仰の有つた人は疑問だけれど)信玄は天臺に偏し、謙信は眞言を專にして居た事は、偶然の對照とでも云ふべきものであらう。信玄の爲めに眞言寺院が天臺に改宗されたものゝあるなども、其偏倚の現れと見るべきだ。又、當時越後蒲原郡加茂町の長福寺といふ眞言寺院へ宛てられた甲州の眞言僧教雅

の天正四年の文書も、幾分か信玄の此傾向を證して居るようだ。八ヶ條程の手紙の中の二三を摘出してみると、

一、其國の大守謙信、大方、大刀に於ては、日本無双の名大將に御入候由、信玄入道時々刻々愚拙に話にて候ひき、御存じの如く我等も生得物數奇にて候間、一度御見參申度願望に候。然れども年齢より、衰老せしめ候間下向に及ばず候。此儘相果候はん事、無念至極に候事。(謙信に會ひ度いといふのである)

一、府中(甲府)板垣客殿(新善光寺)にて晚鐘の時分、貴老へ物語申す如く、信玄彦五郎(武田)に迷陣いたし、拙者へ種々狼藉申す計りなく候ひき。去る程に義絶せしめ寺へ歸り候て。年々々々千座萬座様々祈禱仕候ひき、然れども五十三にて死亡仕り候。武信(武田信玄)命期は六十五にて候。十三年命をつゝめ候。哀に候。此ほとまで、甲州より種々仔細候へ共、拙身差上げず候事。

一、爰山(高野)住山萬一不便至極にて、勘忍罷りならず候はゞ、勸進をなし、乞食に其國並出羽州へ下向せしめ候。申迄もなき事に候へ共、一宿等の事頼入候事。

末文を見ると、間牒の前程のようにも思はれるけれど、しかし、信玄の壽命を十三年禱り縮めた事などは、どんな必要な前にも書けない事柄である點から、大體、眞心の手紙と解してよか

らう。然りとすると、此教雅は、板垣の新善光寺で信玄と衝突して、爾來信玄を禱り殺さうとして居た事が判るのである。そして、亦偶然ながら信玄が平生謙信を如何に見てゐたかをも書きそへられてある點が面白いと思ふ。

信玄の天臺偏倚が恚んな風に眞言僧の憎惡を買つた話柄に對し、謙信の眞言に一心を打込んだ事例は、かやうな極端なものはない。前章に書いた比叡全山の其時の態度なども、上杉古文書所收の文書によると、當時の座主廳務をあづかつて居た、任昭といふ坊さんから、正覺房重盛法師に宛て、

先度の法輪寺の爲め傳達の條々入眼によつて既に證判明白の由神妙の至りに候。誠に以て關東管領上杉輝虎は、質直を本となして邪曲を改め、政道を専となして人民を利す。其徳君子に同じく、其威古今に秀で、高名を天下に振ふの由、云々。(中略)仍て三院の大衆一同にて秘法を勤修し、密供を執行し、彌、武運長久の丹祈を勵むべく、老若其意を得るものなり。此旨たしかに上杉輝虎へ啓達さるべきの由、座主二品大王の御氣色候所也。仍執達如件。

と書いて來てゐる。これは、大そう丁寧な御挨拶といはねばならない。畢竟するに、眞言宗の行者同然であつた謙信も、天臺からも、別に悪くまれた様子が無いばかりか、其任俠や、筋目屋の特色などは、天臺僧の間にも評判になつてゐたことも、併せて知ることが出来るのである。

残る疑惑は善光寺

抑もの發端は弘治元年

甲越二將の、神佛に對する願文比較のついでに、善光寺の事を書いて見る。と云ふのは、世間周知の事實として、武田信玄は、信濃善光寺を甲斐に移轉し去り、上杉謙信は又遺命して、自分の遺骸の上に善光寺佛を安座せしめたからである。何れも關心の深さに於ては無類であつた事を物語るものであり、同時に、當時に於ても、善光寺を處理する事は、兩將に取りて、重大な事であつた事を思はないでは止まないものがあるからである。

善光寺は、今日から率然として見ると、何となく、甲越兩國に瓜分されたのでないかとの看がないでもない。けれども、仔細に點檢して來ると、川中島の戦ひは、一方が領土慾の爲めに戦ひ、一方は弱者扶助の俠心から戦つたのであり、従つて勝敗は五分々々であつても、土地の管理權が、信玄に移つた結果を見たと同様、善光寺は正しく甲斐に移され去つたものである。唯だ這裏に上

杉善光寺佛及び鎌倉時代製作の佛器などの上杉家に傳はつた事だけが、まだ幾多の疑問に包まれて、或は瓜分に非ずやの嫌を残して居るのである。本來自他共に許容する筋目屋の謙信である以上、地下に靈あらば、恐らく迷惑に思ふであらう。況むや、親の心知らぬ子孫の代の昨今に至りては、眞の善光寺佛は、米澤にありなどと、謙信をして、掠奪者の汚名を帯びさせないでは止まないような愚論も擡頭して居る時に於てをやだ。此事について一言を費すも亦無益でないと思ふ。

天文二十二年の八月頃、長尾景虎の處へ信濃の名族連が逃げ込んだ中に、當時の善光寺堂主の栗田寛安が居たかどうかは判然して居ない。しかし、村上義清の盟下であつた關係から、當然逃げ込むべき仲間であつた事だけは明白である。然るに、其長尾の景虎が、村上等の爲めに義軍を信濃に出した最初の弘治元年の時は、栗田氏は最早武田方の重鎮となつて居たのである。これが、どうも景虎の豫想に反したばかりか、信濃浪人諸氏の癪にも障はつたのであらう。甲斐の史料妙法寺記に、

去る程に、此年七月廿三日、信州へ御馬を出され候、村上殿、高梨殿、越後守護長尾の景虎を頼み奉り、同じく景虎も二十三日、御馬を出され候て、善光寺に御陣を張りめされ候、武田殿は三十里（六丁一里）此方なる大塚に陣をなされ候。善光寺の堂主栗田殿は旭の城に御座候。

旭の要害へも武田晴信公、人數三千人、さげ針を射る程の弓を八百張、鐵砲三百挺から御入候。去程に長尾の景虎、細々責候へ共叶はず、終には駿河今川義元御扱かひにて和談なされ、壬子月十五日に、互に御馬を入れめされ候。以上二百日にて御馬入申候。云々。

此妙法寺記は在來の史家に、餘程信用のある史料であり、又此一節の如きは、苟くも川中島戰を説く人の凡てに引用されてゐる文句であるが、しかし仔細に點檢すると、これだけの文句の間にも直ちに指摘出来る誤謬が澤山にある。第一は其對陣の日子であつて、七月二十三日に御互に馬を出したのが可笑しく、又納馬が閏十月十五日としても、百二十日足らずであるから、二百日の對陣は間違ひといふことが判る。又出陣は二十三日以前である事も、同月十九日附感狀のある事でも判る。

次の問題は、鐵砲三百挺であつて、天文十年に鐵砲が渡つたといふ史説からしても、亦後の甲越戰關東戰の例からしても、甲軍に鐵砲があつたといふ事は信ぜられない。其次は、武田から三千人の應援軍を旭山城に入れたとあるけれど、城それ自體では、三百人の人も精一ばいである。尤も麓の邊に配置されたとすれば間違ひもないようだけれど、此記文では、城に入れた事になつて居る。又景虎の陣取つた善光寺と、犀川を挟んで相對する大塚との距離も一里内外であり、景虎が旭山を攻める時に沈黙して之を眺めてゐるような位置でない。これらの凡ての點から此最も

重要される史料の此處が、かく程までに間違つてゐるのである。従つて、栗田氏が旭山城に籠つたか、どうかも保證の限りではないのである。(此妙法寺記の間違ひについては、今井登志喜教授の説もあり、別記する)

けれども、武田氏の一部將が旭山へ籠城したことの事實である事は、兩將講話條件の中に、旭山城の要害破壊といふ一條の存在によつて證する事が出来るのである。丁度大阪城が其濠を埋める事を、家康と秀頼の講話條件にしたやうなものである。であるから、俗に云ふ川中島第一回戰、ほんとうに謂ふ處の第一回對陣といふものは、長尾の景虎に有利な講和條件で手を拍つた事も推知し得る次第である。

それから、在來の史説では、此時の退陣の際に、景虎が善光寺の佛像や佛器をかつばらつて歸つたやうに云つて居るけれど彼の性格から推して、斷じて恚んな掠奪行爲がある筈がない。

移轉者子孫の告白

今日米澤藩主上杉伯爵家から米澤市へ寄附された善光寺關係の品物は、例の眞の善光寺本尊と稱せられる問題の善光寺如來の外に、左のやうなものがある。

(一) 金銅鈴。「仁治二年辛丑八月三十日、橋末時作之、願主法橋禪智、奉寄進内陣中間、

覺尊、善光寺」といふ銘があるから、鎌倉中期の善光寺の佛器であるは明白だ。

(二) 金銅鈴。「貞應三年甲申八月十八日、比丘榮忍、工岡四郎」とあるからこれ亦同然。

(三) 金銅五鈷。「善光寺如來前、理阿」の銘あるもの、作品から云つて、前者と同一時代のもの。

(四) 善光寺如來印。隋圓で火焰型の中に「本師如來印」の五字がある。勿論、戰國迄善光寺の實印であつたものに相違ない。

(五) 舍利塔五箇。中にも、すばらしいのは、金牛の舍利塔であつて、純金の牛の目方が百五十五匁とあるから涎は牛の口からばかりでないのである。

大體こんな譯だけれど、嘉永五年の城内の火災で、大分焼失されたそうであるから、其始めには、相當に多かつたものに相違ない。現に米澤市から五里程の距離にある宮内町の縣社熊野神社には、善光寺如來を奉じて來た時の佛輿があり、又佛前に下げられた華曼の「善光寺」の透かし彫をした足利末頃のものも澤山に存在して居るのである。

長尾の景虎、即ち上杉謙信が掠奪行爲などをする人物でないことは、苟くも其人となりを研究したものには、餘りにも明白過ぎるに拘らず、在來幾多の米澤藩史が、これに氣の付かないのは、噴飯に堪へない事であるが、それにしても、其掠奪者は誰であつたらう。勿論、武田方の甲斐へ

移す前に持ち去つたものには相違ない。これについては、遺憾ながら、根本史料といふものは、まだ知り得ないが一種の暗示史料が一つだけあるのである。それは、米澤藩士高梨家の、頼熹といふ人の置文である。

元來高梨家は、井上源氏の一門と稱し、鎌倉時代以前から信濃高井郡の地に蟠居した望族の一であつて、武田晴信に追はれた頃の同氏は、今の下高井郡中野町に本據を置いて居たのであつた。長尾家とは、爲景以前からの親戚であるらしく、謙信の信濃出陣の重心が、寧ろ高梨を安堵するにあつた位に思はれる事は、其屢發した聲明によつても明である。そして、此高梨氏は、爾來引つゞき、謙信への賓客として景勝の代まで居り、天正十年景勝の奥信濃占領と共に、何十年目か中野城へ還住する事が出来たのであつたが（政頼の子頼親代）慶長二年に、伏見の船間普請事件といふのがあつて、其時上杉家の名門が六七軒改易された其中の一家であり、後、寛永十六年に頼親の子頼清代に、歸參が叶つて、又米澤藩士となつて維新迄連綿してゐる譯であるが、何と云つても、久敷浪人したのであるから、石高なども、曩に同格だつた連中よりも遙に以下になつて居り、旁一家の命運や、甚だ以て落實であつたらしい。それかあらぬか、頼清の子の頼熹の時代には、伊勢大廟及湯殿山へ法華經一部宛筆寫して奉納したり、また諸方へ納經などして居るのであるが、此人の置文の一節に、次の句がある。

善光寺如來を政頼（高梨）中野へ守、中野へ善光寺を建て移し奉る。之につき善光寺別當初め、如來佛神へ頼み奉り、呪咀仕る故に、名字（高梨の）信濃の城を立のき、段々零落候。私豊泰（頼熹の號）元祿五年の冬、如來の御告となく、私の悟りとなく、前後亡び候人々の菩提の爲め、法華經千部讀誦候。即ち如來佛神へ手向奉り、御詫び申上子孫も如來佛神へ此心得存すべきなり。時に元祿六年、書殘畢、云々。

鎌倉時代の前立佛か（上）

高梨政頼が、奪つたのか、奉じたのかは判らないが、善光寺を中野の根據地へ造營した事は事實である。今日でも、中野の町の北端中央部に南面して善光寺があり（南照寺といふ）これを中心に中野町が亦舊善光寺町（今の長野市の基本町）に模して造られてあるのを見ても、中野町を最初地割した者の意圖が新善光寺堂を中心にした事が、よく判る。そして、此新善光寺たるや、日本全國に遍滿した鎌倉時代の創立のように、分身佛を奉じたのでなくて、本當の善光寺に無くてならぬ一つの佛像を奉じて來たらしいといふことは、前記高梨頼熹の先祖傳承的後悔によつても窺ひ得るといふものであらう。茲に於てか、それは、善光寺の本當の本尊であつたかといふ問題が起つて來る譯であり、古來又起つた譯でもあつたが、併し此佛像が、善光寺本佛でないといふ

いふ事は、其當時甲斐へ移された善光寺佛が本佛である事を、世間で何等疑惑を持たなかつた事が立證してゐる。然らば高梨氏が持ち去つた重大な佛像は何であつたか。之に就ては、左の三條西實隆公記の一齣が話の端緒になると思ふ。

永正五月十一日戌申。又善光寺新佛觀覽事、頻望申之。可爲如何哉之由、被仰之旨、先目安依寫留之。

信州沙門戒順謹言上

右根本善光寺、前立新佛者、弘聖菩薩、依如來靈告被造立之。其故者、過一千年之後、本尊可被移化緣於夷島、其後爲衆生濟度、可留形像云々。

自爾已來、威光不異本佛。利益宛同生身。然而文明九年六月廿四日、本堂炎上之時、斯佛燒失訖。然而七日之后、自灰中瑞雲立、放光明之間、諸人成奇特思尋求之所此佛黃金御首次中留給。

爰戒順發無二大願。如元可奉鑄續之由、蒙靈夢之間、測所願成否於天王寺一七日令參籠祈請申之所、於堺北庄致勸進、可奉造立之由、重蒙其瑞夢之間、於彼在所、新調之。文龜二年卯月八日、遂其節訖。

仍本佛如來、任信州御下向之例不違其道路、大和國橋寺奉遷之、其後、南都奉入之、

唯今叡山坂本、奉逗留所也。欽明天皇御宇、善光寺如來、奉入禁中、有御觀覽。云々。

任往古例、御觀覽候之條、願啓達者、可畏入存之旨謹言上件如。

永正五年五月

此事、愚意不能局量、但以前當麻新曼陀羅等、被入禁中之條、不能左右。然者、何事、在之哉。所詮内々、以女中邊儀、御結緣可然之由、願申候也。

永正五年五月十一日に、善光寺沙門の戒順といふが、善光寺の新佛を坂本（近江）まで擔いで來て上表文をそへて、時のみかど後柏原天皇の觀覽に供へ奉り度いと願ひ出た。これには、流石の器量人實隆公も大に閉口されたが、先年當麻寺の新曼陀羅を非公式に御拜になつた例もあるから、勅詔を女房奉書の形式で行はるゝような筆法で、非公式に御結緣遊ばされて然るべしと執奏したといふのである。

併し一方戒順の方からすると、其上表文に書いてある通り、新佛下向の道筋は、一に善光寺の本佛が、信濃へ下向の道筋をたどり、堺の庄から大和國橋寺（聖德太子御母の寺）へ入れ奉り、次に奈良の都に入れ奉り、今は近江の坂本まで來て居るが、欽明天皇の御宇に禁中で觀覽を給はつた事があるから、其古例に基いて、今度も其事を御願ひ申上ぐるのだといふのであり、つまり傳承を循にとつての出願である。一方御公卿さんの方では、其古例が記録的のものでないので閉

口したのであらう。それで、詮方なしに、當麻の新曼陀羅の例を用ひて、禁中入りを許可したものであらう。

とに角、こんな次第で、此新佛なるものは、畏くも天津日嗣の宮の御拜を給はつたといふ光榮の歴史を持つようになつたのである。そして、先記した山形縣東置賜郡宮内町の縣社熊野神社にある善光寺の佛輿や華幔は、如何にも、此當時使用したものであらう事を思はせるに吻合の時代色を持つて居るのも一奇である。

鎌倉時代の前立佛か(下)

宮中入りの段は、それでよいとして、爰に注意を要すべき點が二三件の上表文中に見へて居るが、其一つは善光寺佛下向の道筋と 欽明天皇御拜の二つの事實が、連続出來の事實でなく、別々な事柄だと戒順が考へて居た事であらねばならぬ。戒順の語勢では、下向の道筋は、難波四天王寺から大和の橋寺であり(これは聖德太子關係を思はせる)それから南都(これは舊皇居といふ意味だらう)それから舟で坂本といふのだから、善光寺佛の下向關係の古い傳説を示してゐるやうである。そして、楮坂本迄下著はしたが、傳承によると、其昔は、欽明天皇の御拜があつた佛像だといふから、今度も此機會に禁中に入れ奉り度いと思ひ浮び、そこで出願の段取りになつた事

をも告白して居るのである。善光寺佛が、欽明朝渡來の最初の佛像だといふ信念は、奈良朝の末期頃既に行はれたらしいから、足利末の戒順が、さように信ずるのも無理がないといふべきである。

次の問題は、文明九年六月二十四日の火災で焼けた新佛の首を鑄繼ぐに、大坂まで行つて四天王寺に參籠して靈告を仰いだといふことが妙である。善光寺には聖德太子傳説が付き纏つてゐるからその爲めであらうとは考へらるゝものゝ、併し乍ら、橋寺までが其所縁の下向傳説を持つ以上は、何等か四天王寺と善光寺の關係にも特殊なものがあつたのではないかと思ふを禁じ得ないものがある。況んや、其勸進の場所も亦堺北庄とあるからには、四天王寺と目と鼻の間であり、その上、古代の開港地として、四天王寺とも關係ある土地柄なるに於てをやだ。善光寺史の研究者は、これ等の四天王寺、堺北庄、橋寺等の間に何物をか求むべき宿命があるものと思はれる。

次の問題は、本佛と新佛との問題といはねばならぬ、戒順の上表によると、前立新佛の作られた理由は、過去一ケ年を過ぎると、本佛は、他の夷島の濟度に行つてしまはれるからといふので、弘聖菩薩が、分身佛を鑄造したといふのであり、其出來上つた分身佛、即ち前立新佛は、鑄造以來、威光といひ、御利益といひ、少しも本佛に異はない靈佛の本能を發露したから、云はゞ、本

佛は何時夷島へ飛び去られても差支ない丈けにはなつて居たといふのである。とに角、これは本佛を秘佛にした時の云ひ草である事は云ふ迄もあるまい。そして、文明九年に焼けたのは、其新佛であり、今日の上杉佛が、其新佛に該當する事も亦、之を檢視した人々の一致して推定して居る處である、とすると、高梨氏が累代的に後悔を敢てさせられて來た善光寺佛といふのも、此前列新佛に外ならないといふ結論に近くなつてくるのである。

但し鎌倉時代の佛器、就中今日の時價、つぶしで三千圓の黄金の舍利塔などまで携帯して行つたのであるから、或は其當時から、此新佛こそ本佛に外ならないとの傳説もあつたのかも知れない。又一面には、秘佛主義の目的も此邊まで徹底して來て、初めてその目的を達し得てゐるとも云ひ得ると思ふ。しかし、高梨氏の奉じ去つたといふ佛像が、本佛でなかつたといふことは、慶長二年に秀吉の命で、甲斐善光寺に奉ぜられた佛像が、大佛殿へ迎へられる時に至つて、是亦徹底的に分明した譯であらねばならぬ。何となれば、朝野を通じて此時に際し、甲府新善光寺に奉安の善光寺佛が、古來の善光寺佛だといふ點について一點の疑義を投げた談のあつた事をさへ耳にする事が出来ないからである。

乍併、高梨氏が善光寺の前立佛を奉じて中野に善光寺を建てたのか、建て、あつた中野新善光寺へ更に本善光寺の前立佛を奉じたのか。既に善光寺を正面中心としての市街地區劃をなしたあたりからは、兵馬倥傯の間の仕事とは認められない。といつて、天文二十二年前後に中野城が高梨氏と離れたとすると、善光寺佛を奪ひ來つた事も、其前になる事となり、其處には甲越戰時代以前に高梨氏と善光寺堂主、栗田氏間の鬭争があり、その爲めに高梨氏に前立佛が奪ひ取られたのでよもなければならぬ事になる。が、今は少しも判つてゐない。乃至は又、天文二十四年（弘治元）は、兩雄が義元の仲裁で交綏した年であり、その結果、ある程度まで、越後へ逃げた信濃人たちの還住し得た年である。其ために安堵して、居城の經營に従事したのもあるかも知れない。其後、引きりなしに信玄の勢力が高井、水内兩郡に侵染し殊に高井郡は、弘治の末に正體を失つて居た點からは、中野善光寺が此間に經營される時間を見出せない事になる。従つて、前立佛を奉じて中野町を善光寺町の如くに作つた時代は、信玄の侵入前とする方が妥當なやうである。即ち何等かの經緯があつて、善光寺の鎌倉時代の佛器や前立本尊を高梨氏が中野町へ奪つて來たのであらう。但し、それとしても又、越後善光寺に關係の謙信文書は、永祿五年三月十五日のものを最初とし、而も、信濃牢人町を特に警戒してゐる點からは、永祿四年九月十日の戰後、其安全を慮り、中野から移轉を行つたと考へるのが、最も妥當のようである。此外は、我々は唯だ性格研究の上よりして、謙信が決して、他の靈場を瓜分するような人柄でない事を確信するだけに満足しなければならぬのである。

謙信善光寺を語らず

尤も上杉謙信は、信玄を弾劾する場合には、口を極めて、神社佛閣を凌夷した事を指摘し、就中、戸隠、飯綱、小菅三山の事を引合に出して居ながら未だ會て善光寺の事について、信玄を罵倒した事のないのが、奇妙といへば奇妙である。

信玄の善光寺を甲府板垣の地に移すや、それこそ徹底的のものであつた。澤山の佛像は申すに及ばず、梵鐘までも擔いで行つたのである。正和二年の鑄造に屬するが、山を轉がし、野を引きしたか、鐘の疣が取れて居るものが多く、又太い傷の線などが無數について居るのを見ても運搬の困難を思はせるものがある。それ程までに、竈の下の灰までも持つて行つた信玄に對し、例の謙信であるから、火のように怒りさうなものなのに、終世一言の信濃善光寺に言及しなかつたといふのは、何故であらうか。其原因の何れにもせよ、善光寺問題だけについては、こちらの方にも、若干のひげ目があつた故か、又は栗田と高梨との争ひを、名分的に脊負ひ込むを厭つた爲めで、あつたのか。

又善光寺の瓜分は、無論越後方の高梨が先であつたであらうことも、形の小さいかね目の重要品は越後にあり、形の大きいものが數多く甲州に在る事によつても、將亦、善光寺の地は時々謙

信に買されとそしたれ、弘治三年二月十五日、其背面防備地である葛山城の陥落以來は、武田氏の勢力下に置かれてゐた事からしても推想出来る次第である。

一面又越後軍にしても、本掛りに善光寺を持つて行く意志があつたとすれば、もつと澤山に、もつと大きなものも持つて行けない事もなかつたらう。甲州へ運び去るに比すれば五分の一位の距離であり、又山河の險もないのである。然るに、其の持ち去つた物は、小さいもの、前立如來座右の佛器に止まつたといふことは、越後軍が本格的に行つたものでないこと、従つて謙信の意圖で持ち去つたのでないといふことになる。そこに高梨頼熹の懺悔的置文が物を言ふといふ風に見えるのが、一等自然に近いようだ。借持去つた其後の處置はといふと、歴代古案に、左の文書があり、善光寺が今の直江津の善光寺濱に創立された事を物語る。

春日（城下）、府内（國府）、善光寺門前。其外所々火の用心の義に付而、重而申遣候。時を以て、夜行之を立て、堅く其政道に及ぶべく候。惣別、日暮候は、町人衆も往行相止むべく候。如何とも覗ひ候て、火付けを成敗に及ぶべく候。怪しき者目合候は、注進に及ばず、立所に於て成敗すべく候、若又町方の者と見成候は、搦めおき、詮索申すべく候。からかい候は、是をも立所に成敗あるべく候。少も油斷存候て、其曲あるべからず候。善光寺町に信州の者共多く候間、燒き取りなどに火を付け候事も、これあるべく候。双方三軒の者共、成敗に及ぶべく

候。是も兼々申觸れ用心させべく候。府内へも申觸るべく候。自然何事も於有之は、如來堂を堅固に致すべき由、新發田の所へも堅く申届くべく候。奉公人、牢人どもも、怪しき者にて候はゞ、是非なく成敗すべく候。往復以下迄も入念候て、穿さく肝心に候。此段尾張守（新發田長敦）かたへ申すべく候。此外申し遣はさず候。謹言。

三月十五日

輝 虎（花押）

であるが、宛名は金津新兵衛尉、本田右近允、吉江織部佐、高梨修理亮、小中大藏、吉江民部、岩船藤左衛門、吉江中務の八人宛であるが、其中の本田、高梨、岩船は信州の氏人で、殊に高梨は、おそらく高梨政頼の族人であらう。又岩船は中野町の隣村の氏人で、本姓は藤原、中野氏の一族だけれど、高梨に降つて其一黨となつた者である。又此手紙は謙信文書としては、稀に見る神経質なものであり、如何に其警戒の中心が、善光寺如來に集中されてあるかを知るに足るのである。

前掲の輝虎の書簡は、大體今日迄、史家によつて、永祿五年のものと考えられて居るのであるが、此前に善光寺關係の手紙のない點や、信州牢（浪）人が善光寺町に澤山居る點などから、永祿四年九月十日の大戦の影響を受けてゐる警戒とも見られ、如何にも永祿五六年頃のものでありさうな感じがする事は前にも述べて置いた。が同時に何となく、善光寺瓜分の問題は、永祿四年の戦ひの歸途行はれものではないかとの聯想も禁じ得ないものがある。現に、甲斐善光寺の上棟が永祿七年である點からも、越後善光寺とて、永祿五六年頃の出来ではないかと考へて見たくなるものがある。同五年二月二十七日に、輝虎が春日山の留守居藏田五郎左衛門宛に送つた文書には、春日と府内の火の用心があつて、善光寺及善光寺町の事が書いてない。又永祿三年に長尾政景の留守した時に送つた輝虎狀にも、善光寺の事が無いのに、獨り前回の文書に至つて、殆ど善光寺の焼取警戒中心になつて居るのは、其近い過去に善光寺前立佛を奉じて來て、善光寺堂を建てたからであるようにも思はれてならない。若しも永祿四年の分奉とすると、高梨氏によりて行はれた事に違ひがないとするとも、中野町の善光寺（川東善光寺）と此分奉問題とは、別々に考へるべきものだかもしれない。そして、謙信の文書にある新善光寺の地は、近く新佛や古器を將來したとは云へ、實は寺そのものは鎌倉時代からの新善光寺として存在して居たものであつて、其處を善光寺遺と稱してゐたらしく、その縁で信濃浪人は、天文二十二年以來、そこに信濃町を作つて居つたものであらう。但し謙信が警戒の訓令を發したのは、新たに奉來した貴重な佛像佛器が納められた故に外なるまい。

善光寺問題の飛沫

上、諸方に善光寺本尊

前項に述べて来た甲越戦が善光寺の瓜分に迄及んだ派生の問題は、本物の戦ひとは事違ひ、干戈銷沈し去り、當の英雄豪傑の骨が朽ち去つた三百七十年以上になつても、また残つて居て、時々問題の火の頭が擡頭して来るから面白い。

米澤藩主上杉伯爵家で、祖先謙信以來持ちつゞけて来た善光寺如來が、故あつて、二三年前、米澤市の手に移り、更に條件づきで、上杉家の菩提寺である法普寺の手に移る事となつた。處が施主があつて、昭和九年一月七日から、上野公園池の端の博覽會場を借りて、二週間公衆に開帳する事になつた。何でも宣傳ビラを五十萬枚も刷つて、日本全國の要驛や要所へ配布し、信州善光寺から持つて来た善光寺の本尊だといふやうな事を書いてあつたので、信濃善光寺から、其點についての抗議が出てその文句を取消す事になつたとか、ならぬとかも巷傳して居た事もあつた。

之について、我々は別に何等の感じも持つ者でもなく、將亦、善光寺如來の問題についても、何等特別の知識を持たないものである事を先づ告白して居るが、乍併、古來、我持つ佛こそ、眞の善光寺佛だと名乗つて出た、ごたくした歴史が他にも無かつたでもない事を尋でだから書く。

第一は、元祿年間、水戸藩士栗田八郎兵衛(寛博士の祖か)の所に、眞の善光寺如來が御座るとして、時の幕府執權柳澤出羽守が、栗田家から譲つて貰つて、善光寺へ寄附した一件があつた。それが、善光寺の今日の十夜佛といつて、毎年の行事に、俗に御十夜の晩に出して拜む習慣になつて居る。享和三年七月に、善光寺大勸進から出した、本尊問題の答書に、

一、水戸様御家來栗田八郎兵衛、被致所持如來像、柳澤出羽守殿家來、會根權太夫へ相傳之處、元祿五年、出羽守殿より善光寺へ納被。今時十夜佛と稱而、善光寺本堂に安座、毎年十月十夜中ばかり開帳いたし候。一尊の彌陀如來、御長八寸餘、印相如常、脇士二座。

とあるものが是で、單に此文書ばかり見れば何でもない様だけれど、當時は可なりの騒ぎであつたらしい。

次に明治になつてからも、羽前庄内藩士、栗田家でも、善光寺眞佛を持つて居るとの傳來があり、且又栗田家は、古文書も相當に持つて居た關係上、古來酒田方面では、此傳説を信じて居た

ものであるが、此佛像も、古文書と共に縁因があつて、大正年中になつてから、善光寺大本願へ寄附になつて居り、如來像は三四寸の小座像であつて、善光寺本尊など、騒ぐ資格のないものである。けれども、文明頃から善光寺堂主とも別當とも稱して甲斐新善光寺時代までも司配權を握つて來た家柄であるから、古文書は數通所有して居た。これも今は大本願の所有に歸してゐる。

此點について、米澤の善光寺如來は、如來像ばかりでなく、鎌倉時代の佛器なども併せて持つて居る關係上、何人か善光寺本堂から勸請した事だけは確實で、其勸請の時の佛輿や、華幔などが今日まだ米澤市外宮内町の縣社熊野神社の寶物として残つて居る以上、これらの點から見ても、善光寺から勸請した佛像である事だけは事實である。たゞ問題は、善光寺から勸請したものであれば、善光寺の本佛であるかといふ事であるが、弘治年間から四百年近く沈黙して居て、近年になり本佛等といひ出したのは何によるか。今から三百五十年前、景勝が未だ春日山に居た時代の慶長二年七月に、今の善光寺佛が甲府善光寺から豊太閤の勸請で、京都大佛殿へ迎へられた事がある。そして、其行列などの騒ぎと云ふものは、馬鹿氣た程の大がよりのものであつたに拘らず、景勝初め、上杉家では、寸言の異論を稱へなかつたのであつた。

中、太閤時代に問題なし

大體から云ふと、信濃善光寺の古い寶物類は、概ね甲府の新善光寺へ移つて居た。古來の善光寺關係僧侶も其處へ移住して居た。それは信玄の意圖で爲されたのであつて、爾來、信濃善光寺は四十年前後、一箇の留守寺に過ぎなかつたやうである。豊太閤が、京都へ勸請したのは、その末年であつたが建てた大佛殿の大佛が地震で、首の落ちたのが癪に障り、何でも日本一の靈佛を其あとに据へ度いといふので、白羽の矢が新善光寺鎮座の善光寺如來の上に立つた。

當時、上杉家の善光寺如來の状態はといふと、春日山なる謙信廟の謙信の遺骸の上に、泥足の毘沙門天と共に勸座されて居たのであるから、上杉家では、無論秘密にして居り、甲斐新善光寺の如來と競争するなどの意志のなかつた事は想像されるけれど、併し其謙信遺骸上に安置された善光寺佛が若しも眞の善光寺佛であつたとしたら、世間の評判もあつた譯であらうから、聰明絶倫な豊太閤の耳を長年間蔽つて居ることが出来なかつたらうと思はれるが、如何。尠くとも上杉中納言へ照會位はありさうに思はれるのに、其事なく萬事が絶対信念（眞佛との）の上に行はれた事だけは事實である。其時の文書が、今日でも甲斐新善光寺が持つて居る。

善光寺如來の儀、御靈夢之仔細有之而、大佛殿江遷座候事、被_レ仰出_レ候。然者、從_レ甲斐國、大佛殿迄路次中人足五百人傳馬二百三十六疋宛、申付次第之事。

一、甲斐より駿河迄

淺野彈正少弐

一、駿河堺より遠江迄
一、遠江堺より濱松迄

中村式部少輔
山田對馬守
有馬玄蕃頭
松下右兵衛尉

一、濱松より吉田迄

一、吉田より岡崎迄

一、岡崎より清須熱田迄

一、熱田より舟にて渡海には勢州四日市迄舟の事

一、桑名四日市より龜山迄

福島左衛門太夫
氏家内膳正

北伊勢にて給人衆、則氏家内膳申觸、可送事

一、龜山より江州土山迄

岡本下野守

一、同

羽柴下總守

一、土山より石部迄

長束大藏大輔

一、石部より草津迄

江戸内大臣殿

一、草津より大津迄

新庄東玉

一、同

駒井中務大輔

栗本郡御藏入旅人方、爲二人申觸可送事

一、大津より大佛殿迄

大津宰相

以上

右之通、淺野彈正少弼より一左右次第、日限を極、相待、人足傳馬、不相滯様ニ申付、可相届一也。

慶長二年六月十五日

(豊太閤朱印)

毎日々々、人足五百人に傳馬二百三十六疋宛で、甲府から京都まで送られた譯である。此大騒ぎの最中にも、前後にも、少しも善光寺如來に關する異説がなかつたのである。そして京都入なども同様に可なりの大ぎやうであつた事は、吉田神龍院の梵舜の日記「舜舊記」が最も簡明に書いて居る。

慶長二年七月十八日、晴、信濃國、善光寺如來入洛、近年亂國故、甲斐國より御上洛、大佛殿之本尊に安座也。路次行粧、歴々也。

御迎衆、天臺衆百五十人。眞言衆、百五十人。都合三百人。僧乘馬、法眼袈裟にて具奉也。門

跡、稱高院殿、三寶院殿、大覺寺殿、山井殿、竹内門跡。
後陣、聖護院殿。前驅、木食上人、樂人衆騎馬也。如來御厨子、如鳳輦也。旗二行八本、都合十六本。淺野彈正少弼、後陣之騎馬也。

此文章で見ても、僧侶間などでも、何等の疑問を持つて居ない事が判る。そして、一ヶ年後の慶長三年八月十七日に此善光寺如來が、同じく太閤の命令で、京都を發して、今度は甲斐へ歸らずに信濃善光寺へ還座される事になつた。同じく舜舊記によると、歸途は、急の事故、略式であつたと書いてある。

八月十七日、雨少降。善光寺如來歸國。太閤、依靈夢告、俄信州へ歸國也。路次之義、依俄勘略、云々。

惟ふに信州へ四十年ぶりの還座も太閤の靈夢故で、其命令であつたればこそ、歸り得たのであらう。

太閤の此移轉前にも、信長が武田を亡ぼした時に、美濃の岐阜に移し、信長滅後、信雄が尾張の甚目寺へ移し、家康が又遠江濱松の鴨江寺へ移したとの説があるけれど、まだ分明して居ない。しかし太閤の此の勸請問題や、送還問題は何れも顯著明白な一大事實である以上、四百年近く發言權を放棄して居つた上杉善光寺が、今突如として、我佛こそ、眞の善光寺如來だと申出ても、

驟かに之を受入るゝ譯にもなるまい。況んや善光寺如來は、源頼朝が無比の信仰保護をした爲めに、鎌倉時代には立派な分身佛が澤山出來て來て、今日國寶になつて居るものも三四體あり、或は高田專修寺派の本尊なども、その他仔細には、何百體と數ふる程までに當時の立派な分身佛があるから、單なる佛像の形式からでは、本家争ひは出來まいと思ふ。

下、大御堂、小御堂の問題

米澤善光寺如來問題については、も一つ大御堂問題、小御堂問題といふのがある。それは、弘治、永祿の際、事實上、善光寺が、上杉、武田二家に分割されたので、其中の大御堂の本尊が上杉氏に持ち行かれ、小御堂の方の佛像佛器は皆武田が拉し去つたとの意見である。そして其の論據とする處は栗田氏文書（信濃善光寺大本願所有）

(一)

定

一、善光寺小御堂、並町屋敷等之儀、可爲栗田計之上者不可有他綺之事。(以下略)

天正九年辛巳七月四日

勝

頼 (花押)

栗田 永 壽殿
其他善光寺衆

(一)

一、善光寺小御堂坊中、並町屋敷、佛供田、油免、其外諸法度之事。(以下略)

天正十年十一月廿八日

家 康 (花押)

栗田 永 壽殿

(三)

善光寺小御堂坊中、並屋敷方、佛供田、油田、其外諸法度之儀、任免例之旨、可爲栗田計、
條、不可有他綺者也、仍如件。

天正十八年十二月六日

(羽柴) 秀 勝 (花押)

栗田 永 壽殿

(四)

善光寺小御堂坊中、大門左右屋敷方、並爲每日之佛供田七拾俵之所、於板垣之内、令

寄附一畢。佛法興隆、寺家破壊之再造、無油斷、可被申付者也。仍如件。

天正二拾年二月 日

(加藤) 光 泰 (花押)

栗田 永 壽殿

(五)

善光寺小御堂坊中、大門左右屋敷方、「貳百九拾壹俵半、並、爲每日之佛供田、七拾俵之所、
於板垣之内、令寄附一訖、佛法興隆、寺家破壊之再造、無油斷、可被申付者也、仍如件。

文祿三年十二月廿八日

(淺野) 左 京 (花押)

栗田 永 壽殿

とある古文書の小御堂を、米澤の史料學者が、大御堂に對立のものと誤解したから初まる。

今日でも、信州善光寺附隨の天臺二十院、淨土十五坊は皆、それ〴〵に小堂を有して居り、それを小御堂と稱へて居る。又前記五古文書を見ても、小御堂坊中とあるのも、思ひ半に過ぐるものがあらう。實にも善光寺が、大御堂、小御堂などゝ分れた事は、古來一回もなく、如來安置

の堂は必ず如來堂と稱して居り、此點信濃善光寺ばかりか、鎌倉初期から澤山に日本に出來た新善光寺の何れも、亦必ず其堂の事を如來堂と稱して居るのは一奇である。如來様は善光寺佛に限られた譯であるまいに、他の佛堂には夫れくの佛名が記せられ、善光寺にばかり、記録的な如來堂を附せられたのは何故か。今日善光寺の名が無くとも、もしも如來堂の地名があるならば、それは、其昔の善光寺址だと斷定しても差支ないのである。従つて大御堂、などは決してあり得なかつたのである。少くとも、今日の史料の限りでは成立しないのであり、又小御堂とは土俗的に見て附屬院坊の小堂の事に外ならない。

終りに、米澤市には、此上杉佛の外に、猶二つの善光寺佛の存在を語つて置かう。其一つは、堂森善光寺といつて、大江廣元の息子の長井氏の建てた善光寺。これは矢張り重量の非常に重い三尊揃つて居て、鎌倉中期の面目を持つて居る。そして其背後の北の山は古來の墓地として五輪など累々として居る。又此處には明治頃まで、吉野朝頃の奥書ある大盤若經が残つて居た。今逸散したらしいのは惜い。も一つは龍泉寺といふ寺の善光寺である。惜い事に大正八年の火災で燒けて黒くなつて居るけれど、鎌倉分身である事は確實で、これは信州上水内郡榮村、字長井にあつた寺院が氏人と共に上杉景勝に従つて移轉したものである。そして、堂森も龍泉寺の佛も身長は一尺一寸五分だが、上杉佛は一尺五分しかない。

上杉善光寺佛とその佛器

(上)

安曇で有名な歴史人物である仁科盛朝の末裔、故三友堂病院長仁科盛忠氏の斡旋で、多年渴望の上杉善光寺如來と、我信濃善光寺全盛時代の佛器の二三が此如來像と共に残されてあるのを拜觀の機會を得た。同行者數人、其中に近來學界に喧傳する出羽柵の發見者の一人であり、且實際の發掘者の一人でもあつた所の考古學者阿部正巳氏もあつたのである、丁度米澤の郷土會が催され二人で話をしたのであつて、其晩氏は私の寓居に止宿されたから、御蔭で精細に出羽柵の概念も得たような譯であつた。出羽柵の事は我信越にも深い關係があるから、何れ改めて發表する事としたい。

借、上杉善光寺如來が我善光寺へ復歸に關しては大分問題があつて、數年間江湖の耳目を聳動せしめたものであるが、これも今は沈靜して、其問題の如來像は、今は米澤藩主の菩提寺ともい

ふべき法音寺の西廂に深く秘めらるゝに至つたのである。(その後市有に歸した)そして、法音寺の現在職は高梨氏の出であつて、高梨氏は井上源氏で、長く下高井中野の豪族であつたこと及其祖先が此善光寺佛を奉來した事はいふまでもない。

元來、この善光寺如來は、米澤城の二の丸御祠堂といふ堂があり、その堂は謙信の遺骸を埋めた上に善光寺如來と毘沙門天とを安置したものを中心としたもので、この堂に奉仕する僧院が十二、各五十石取、その下寺が十餘ヶ寺といふ大さうもない祠堂だつたのである。そして、祠僧の上席が今の法音寺で、次席が大乗寺、この大乗寺は、謙信の導師をつとめ、景勝時代を通じて、祠堂の主席であつたが、景勝の死んだ時には、老衰してゐて、導師たるに堪へなかつたので、次席の法音寺が之をつとめたので、此時からこの二ヶ寺の地位がてんとうしたのだといふことだ。なほ、この十二祠堂寺院中には、下高井小菅の大聖院、更級郡稻荷山の安養寺も加つてゐたのである。惜い事には安養寺も大聖院も退轉して行方が知れずになつてしまつて、大乗寺ばかり残つて、而も夫が維新當時に還俗し、今は別格官幣社上杉神社の官司に任じられてゐる。

話しは善光寺如來へもどる。さてこの善光寺如來は、六尺ほどの距離を歩いて拜觀したのだから、よくは分明しないけれど、國寶善光寺前立佛より心持小さい大きさであつて、様式は、長野市外、安茂里村、字小市の無常院の善光寺佛と瓜二つと申したい。只通例ある所の善光寺佛と違

つた處は光背の無い事と、臺座が俗にいふ臼(實は蓮實)でない事であらねばならぬ。

それも極近よつての拜觀でないから、しかとした事は申せないが如來像の直下は薄く且鈍角に開いた蓮花辨であつて、更に其下の臺座は六角形の三重である。挾持二菩薩の御姿もまた同様だ。又如來の御像は、胸から肩のあたりが豊満であつて、前記の通り、一意無常院の御姿を思はせる。鎌倉中期頃の分身佛型と拜んだは僻目か。

總じて、前にも度々書いたように、米澤には善光寺佛が三體ある。其一は堂森善光寺。これは米澤市外半里の處にあつて、(萬世村字堂森)鎌倉の初期建保六年に、大江廣元の二男時廣が、置賜郡長井庄の地頭に補せられて、爾後累代居つた處であり、(附近に館の地名あり)其當時の流行として、分身佛を奉じて來たと解してよからうと思ふ。所謂堂森といふのは、堂の森といふ意味で、堂の如來堂の略、如來堂の名は日本を通じて、おほむね善光寺佛の奉安所に限つて居るも既記。此堂は、徳川期の建築だけれど、堂形は全く善光寺同様撞木造り、恰好もとても悪くない。背後に山を負つて、山懷ろに南面した處は、丁度信濃佐久善光寺舊地の地勢を思はせ、それよりも山が高いと思へば間違ひがない。そして、其背後の山の傾斜面には、墓石が澤山にあり、埋もれて居たのを掘出したものでは、中々古いものがある。又此處の經文の奥書きには、延文年間以降、室町期のもものが相當残つて居るのによつても、鎌倉期からのものたるや想像に難くない。

この佛像の臺座は全く善光寺式であるけれど、光背が矢張り失はれてゐる。しかし、鑄造上の空洞部分が少いたためか、同じく一尺一二寸内外の身長でも、重量は六貫目以上もある。金質は、米澤善光寺の佛器の五鈷鈴に似て居り、眞鍮のような感じのする金質である。そして、こゝには、も一體の前立佛があつて、その方が木像であるが古いかも知れぬ。彫刻も非常に美術的であり、しかのみならず、側面を向いてゐる彌陀であるから、形式的に珍なるものといはねばならぬ。

(中)

米澤三善光寺中の他の一つの龍泉寺である。龍泉寺は、信州から來た長井氏の傳來と傳へて居るが上水内郡榮村の長井から移轉した事が略分明した。そして信州系統の寺だけあつて、その過去帳を見ると、信州系の氏人が多い。

この善光寺佛は、惜いかな大正八年の火災で半焼けになり、佛體などに幾分の溶けた處はあるが、大體の輪廓は依然としてゐる。これも光背と臺座とは新らしく作つたものであるが、併し臺座は例のいはゆる白の傳統を守つて居る。此佛像は、鎌倉としても末のものであるらしい。けれども信州傳來といふ點からは上杉善光寺と同じである。米澤といふ處は、餘ほど善光寺如來に因縁の深いところと見える。

次には佛器。これは上杉善光寺の五鈷であつて、悲しい哉我信濃善光寺にも古いものはない。上杉善光寺即ち嘗て問題となり今は法音寺に秘められてある善光寺如來が、善光寺町即ち今の長野市から持ち去られた時に共に持ち去られたもので、残つて居るものに、佛器の外佛輿がある。佛輿は現在、米澤市外北方五里の宮内町の縣社熊野神社に寶藏されて居り、其一般は雲上の乘輿其ままであるが、然らば何處に善光寺といふ證據があるかといふと、其前後左右に下げられた華幔が眞鍮のくり抜で出來て居り、それに皆善光寺と彫りぬいてあるので想像出来るのである。しかのみならず、其様式が、室町末、戰國初期のものに似て居る點からすると、或は沙門戒順が、攝津國堺市の北庄で御首の鑄つきをしてそして、最初善光寺佛渡來の道を通過し禁裡の御拜をまで願て下向したといふ其輿ではないかと思はるゝ點がないでもない。だが或は高梨氏等が中野を退轉して越後の春日山に逃げる時に造つたものであるかも知れない。とに角眞鍮の華幔には明かに善光寺と刻したものが四つある。春日山から會津へ移封の時も使用されたのだらう。但此輿が、何故に熊野神社へ預けられたかは、今日のところ、一切不明である。ついでに言つておく、この熊野神社の周圍には、攝社として、有尾尾崎八幡宮、和光明神、神明宮、天満宮等の立派な神社が存在するが、之は信州水内郡の官牧常盤牧址に蟠延してゐた泉氏八家といふが、移封の時信州から牽移した神社であつて、この宮内町の舊家には、同地方から來た家といふ傳説を

持つてゐるものが澤山ある。

借、次には上杉善光寺の佛器である。これは徳川の末までは、まだ澤山あつたらしいが、嘉永の火災で焼失し、今日残つてゐるのは、五鈷一個、五鈷二個、如來寶印一個、舍利塔三個の總計七點といふことになる。前にも少し書いて置いたけれども、一度詳敷書いて見よう。

□五鈷。金銅作、微細な彫刻、長さ六寸、重量百八十匁、刻銘に「善光寺如來前、理阿」の八字がある。

□五鈷。高さ七寸二分、口徑三寸四分、内徑二寸四分、梵字二あり、重量五百二十匁、刻銘「仁治二年辛丑八月三十日、橋末時作之、善光寺願主法橋禪智、奉寄進内陣中間、覺尊」の三十四字がある。仁治二年は昭和十二年から六百九十六年前で、北條泰時執權の最終年である。

五鈷。長七寸二分、口徑五寸三分、内徑二寸四分、重量四百三十匁、前者と凡てに於て同じく金銅製で、金色に近き地金である。彫刻模様も二者同一だけれど刻銘は違つてゐる。「貞應三年甲申八月十八日比丘榮忍工岡四郎」の十九字である。貞應三年は泰時執政の最初年である。總じて此二つの五鈷は、凡ての模様などは支那式で、一見内地ものと見えないと云ふのが専門家の評である。

□如來寶印。光背型、長い寶珠形とでも言はうか。蓮瓣を平たくしたような形の銅印で、昔は紐座がかん單に付て居たのだそうだが、今は獅子をつけてある。長三寸六分、巾三寸、中央に徑二寸の圓線が二重にあり、外側は火炎型のように見え、圓内には、如の字を中心に、縦によめば本如來、横に讀めば師如印となり。つまり「本師如來印」の五文字である。印の事は、よく判らないが本師如來といふ言葉は、扶桑略記の善光寺縁起文などにも使はれてゐるから、古く廻ることも出来る。少くとも戰國前に使用されて居たものたる事は明白だ。それが、今日善光寺で使用して居るいはゆる御判なるものと、どんな關係があるか何れも興味ある問題といふべきである。

(下)

嘉永の御祠堂火災までは、まだ澤山の佛器があつたばかりか、佛像も多くあつたそうであるが、今日残つて居るものは、前記四點と外には佛舍利塔が三臺を有するのみだ。而も其舍利塔も、純金臥牛上の塔ばかり在來喧傳されてゐたけれど、實は他の方に於て、平安鎌倉の名残を發見する。□舍利塔。(一)多寶塔型の長六寸程の金滅金のとても恰好のよい塔である。素人には能く判らぬがどうも鎌倉あたりと見度い。

□舍利塔 (一) 臺座八角、三階蓮座、光炎中に大水晶の珠を載せた形式である。

□舍利塔 (三) 純金の牛の上に舍利塔をのせたもの。牛に引かれての傳説が生れてからのものだらうから、さように古くはあるまいと思ふが、何にせよ臥牛の頭から尾まで三寸四分、横二寸五分高さ一寸三分で、金量丈で百五十五匁とある。其上に三十三辨の蓮座があり、其上に寶珠盒があるといふ譯で、二重の厨子に入つてある。最も丁重な扱をうけて居ること、これで判るが、金をつぶしにしても千七八百圓にもなるさうであるから、虎の子にされたのも當然ではあるが、其製作上の美術的價値になると、前記のように、矢張り多寶塔型の優越には遠く及ばない。牛の片耳が取れて居るのは、諸方轉々の名残とも見るべきだ。倅今残る。佛器は以上の七點である。であるからこれを甲斐善光寺の豊富に比して百分の一にも過ぎないのだ。唯我等が珍とする處は、むしろ其刻銘にありといはねばならぬ。

甲斐善光寺には、國寶になつた佛像も二三點ある。すればなるものも澤山ある。皆矢張り信濃根本善光寺から運び去つたものだ。頼朝、實朝の像、法然上人其他鎌倉期、室町期のものも少ない。けれども文献を存するものとは、正和年間の鐘銘ばかりである。それも野山を引づられた創の爲に文字の讀めるのが極めて少い。これに比べると、上杉善光寺のものは、七點の中に四點が銘文を有し、なかんづく二點には年號までついて居るのである。

殊に其年號は北條泰時の執政始年と終年とである事。又一つの五銖鈴の年號の仁治二年は泰時の執權終年たるは前記の如くだが、其前年の延應元年は、泰時が善光寺に對して、小縣郡小泉庄、室賀郷に於て「不斷念佛用途」として、水田六町六反を寄進した年であつたことを注意しなければならぬ。

その事は延應元年の盂蘭盆七月十四日に行はれた。六町の水田を五反歩づゝ十二人の僧侶に與へ、六反歩は佛供燈明料と定められ、七ヶ條の勤務規定付で寄附されたものである。

之より先き、善光寺の崇拜復興は文治年間、源頼朝によつて強く提唱され、引つゞき實朝から北條氏へと傳統が引き、最明寺時頼も、水内郡深田(現在不明)で水田十二町歩を買つて、二十四人の僧侶の食邑に供給した。泰時は其間であるから、善光寺が北條氏に依つて居た中心時代であつたらう。そして、上杉善光寺の佛器は其時代のものである。

何れにしても、昔は皆信濃善光寺にあつたものだ。それが信州人の割據辯故に、國內の氏人といふ氏人が皆滅されたり、他に附庸の止むなきことになり、善光寺までも分割の恥を史料に止むる事となつた。私は戰國時代の信濃史を研究することに、いたましくてならない事は、信濃が今日の世界戰地同様に、他國人の土俵場になつた事である。而も其戰爭には屹度信濃人が相互の先鋒に立たせられる。城攻めの時も、一方に使はるゝ信濃人が他方に屬する信濃人を攻める戦さで

ない事は殆ど稀だ。川中島戦があまたの死傷を出したといふが、其大部分は信州人同志であつたと想像しても不合理でない程までに骨肉相知で戦はせられたものである。その都度村里は荒され、田畑は蹂躪される。放火掠奪の害は、もとよりだ。それでも猶且教育國、學問國の信州人は「信濃の國は」の歌を唄ふ。加之、川中島の史蹟を觀覽場にしようといふのだ。信玄、謙信の優劣を争つて止まぬのだ。何といふ教育國、何といふ學問國であらう。昔の支那人の有名な詩に「少女不知亡國恨、隔江尙唱洞庭花」といふのがあるが、信州人には商女を笑ふ資格はあるまい。被蹂躪、被侮辱、被分割、たゞきのめされ、荒され、犯され、凡てに於て祖先を悲惨ならしめた人々や、殺し、虐げた人々を、其の子孫が却て英雄としてあげつらふといふのだ。そして、今日でも尙割據辯が改まらず、萬事に蝸牛角上の鬭争を演じてゐる。

上杉善光寺如來を拜し、其佛器を見て、殊に此感を新にした。

甲越兩將と其築城

城のない禮讚

世間に行はれてゐる話柄の一つに、武田信玄は、自分の居所を城固めしなかつたといふのがある。

「世の中や、人は石垣、人は堀、なさけは味方、仇は敵なり」との歌を作つたといふ説もある程だから、信玄の無城廓主義といふのは徳川時代あたりの通説であつたらしい。豪岸な荻生徂徠の詩に、

舊營を一覽すれば喟嘆を生ず。機山の英略揣摩し難し。金湯千里今猶ほ在り。尋常の興廢と見做すなかれ。

と云ふがあり、又篠崎小竹も亦、明白に無城主義を讚嘆して左のように云つた。

揣摩法の如く精兵を後し、辱しめず新羅列祖の名。當日の峽中に壘壁なく、素執一握これ長城。

借、然らば信玄の居所といふものは、全く無城であるかといふに然様ではない。實測者の言葉をかりると、東西百五十六間、南北百〇六間の方形敷地に、高さ一丈程の土手を繞らし、其外に幅三間ほどの堀を更に繞らして居るといふに過ぎないといふのである。そして、それが即ち、信玄の父信虎の築造にかゝる躰躰ケ岡の居館であつて、信玄の一生も亦此所で終始したと傳説するのである。全く信玄の居館だと云ふことには異議がない。けれども、過ぎないと云ふ感投詞まじりの言葉には文句がある。何となれば、居館の例として當時に於ては、單純ではあるが、可なり大きく、いかめしい構ひといはなければならぬからである。

徳川時代の人たちは、大阪城や、江戸城、名古屋といふような城を見て、その比較に此館址を取つた事は、先づ時代を知らなかつたと云はねばならない。徳川時代の城廓制は、きりしたん、ばてれん文化の到來に伴つて一大飛躍をとげた後のものであるに反して、信玄時代の城廓は濠一筋で、まるで原始的なものであつた。完全な意味からは、山城と館址との併行を原則とした。うだけれど、地勢に恵まれない處では山城を作る譯には行かなかつた。そこで、平野の氏は皆館址兼城廓で満足しなければならなかつた。然らば、其館址兼城廓は、どの位のものかといふに、戦國以前は濠と土居(土手)ぐるみ、四十間四方位が普通であり、小さいのは、三十間四方以内のものも尠くない。形ちも正四角もあるけれど、幾分長方形のものが多い。武田氏の分家ではある

が信濃に居て其勢力は武田氏と比敵して居た小笠原の館址を見ても、英傑貞宗の井川館址なども四十間に五十餘間位のものに過ぎないのである。之に比べると、武田の館址は百六十間に百十間といふのであるから、大々的に大きなものであつて、面積にすると、七八倍以上もあるのである。尤も、前述のように戦國になると、山城の無いものは、概ね館址を擴大し、且つ複雑にした。所謂何の丸とか云ふものである。そして、館以上の防禦陣地にしたものゝ事を「城」即ち「じょう」と呼ぶようにしたようだ。元來「じょう」とは、普通山城のことを呼ぶ名であつたらしく、平地の濠と土居の構へは「たて」といつて居たことは、全國到る處の地名檢證の物語る處である。又「しろ」といふ訓名で城字をよぶようになったのは戦國末から徳川期のことであつて、山城の國とか、石城の國とかいふしろは、うしろの約だと學者は云ふ。古代の城字の呼び方は斷じて「き」か「じょう」かの二つである。これらは學界先輩の假定説に背くものであるけれど、別稿に論證して見たいと思ふ。

又徳川時代の「しろ」の言葉は矢張り「うしろ」から出たのではあるまいかと思ふことは、古來の單純な山城も、戦國期になると家族收容の「小屋」又は「根小屋」といふものが發達し、それが皆防禦線の後ろにあつて、一寸外から見へないような處に設けられた事に注意すると判つてくる。畢竟其小屋と、館制とが合同されて、所謂平城の時代が來たのであるから、籠る人からす

ると「うしろ」である。

信玄と其環境

今日の言葉でも、田の中の土を掻きならすことを「しろかき」といふは、田畦の内部といふ意味であつて、同時に田の畦のような山に取りまかれた國は「やましろ」でもあり「いはしろ」でもあり、延いて、土居や石垣で圍まれた「じよう」の内部の事を「しろ」といつたものであらう。そして、さような通語が、古代から存在したものであらう。

話は元へかへつて、偕武田氏の甲府根據地は、勿論「たて」であつた。平安朝末から、連続した家柄だから、民衆との間柄は、長い年月間の「なじみ」であつた。又甲州には、いろいろの氏はあつても、武田程の大物は他になく、事實上、何となく武田氏は甲州に於ける不可侵的な王者であつた、彼は新羅三郎義光以來、輝かしき系圖と其手頃な領土とに何百年となく、統一的に君臨して來た傳統を持つて居たからである。其處に甲府城の平和的な姿が由來して居ると思ふ。

それに比べると、信長などは、清洲から岐阜、岐阜から安土といふやうに移つて居り、何時土豪の連中の心替はりして押かけないとも限らないから、盛んに築城したのであつた。又元の清洲にした處が、元はといはゞ波斯家の一被官に過ぎないのであるから、領民のなづき方には、甲斐

人の武田氏に對すると段違ひの相違があつたと見ねばならない。

北條氏康にした處が、さうである。祖父の新九郎入道の詭計で、他人の寝込みを襲撃して奪取した小田原城であり、相模であり、關東であるのだから、彼の唯一の頼みは洗鍊された情味ある民政でもあつたが、亦城でもあつた。そして其城を堅固にして居た爲めに、永祿四年の夏、輝虎十萬の兵に包圍されても滅びなかつたのであつた。氏政氏直の天正十八年には北條氏こそ滅びたとは云へ、小田原城は天下の兵を以てして包圍五ヶ月、尙ほ陥落はしなかつたのであつた。人の和もあつたとは云へ、新しい侵略者に取りては、城は唯一の味方であつたのである。従つて今日から見ても名城ださうである。

謙信と春日山の關係を以てしても、謙信時代は越後に於ては、殆ど特殊に築城の必要を認めなかつたのは臣下民衆共に、其の強さに畏怖し、信賴するようになつて、内部的關心を持たなかつた爲である。けれども、其父祖達の時代は、被官出身且つ上州の系統でありながら、越後を平定したのであるから、油斷も隙もあらばこそといふ鹽梅で、春日山城を取立て、其處に構へ込んだのであつた。謙信とても、後になると、左の物語りもあるのである。「北越家書」に、

一、輝虎、舊多より、御分國の士大將衆中に命有て、境目の武備殊に怠るべからざる趣を含まれ、今春に至りて府城の總堀を浚ははせ、黒壁の修補を加へ給ひて何となく御用心の體を、

國民見及び、之を訝かり、相寄て嚇きけるは、隣國の強敵武田信玄全盛の時だも、かゝる御用心の風情は毛頭なき事なるに、今既に信玄は卒去と申觸らす最中斯の如きの御氣遣、何等の賢慮をさしはさまるゝ事にや、更に不審晴難しと衆口一般に申あへりといへり。(中略)又一説に元來公の深意を恐察し奉るに、氏康、信玄卒去の上は、天下の人に眼を付る處、公一人に止るなれば領國の境を殊更慎み守らるる所なるべし。云々。

信玄大に築城す

成程、信玄が天正元年四月十二日に遠行してから一ヶ月餘を過ぎてから、謙信は春日山城の修理を直江大和守景綱や、鮎川盛長等に命じた、五月十四日河隅忠清外一人宛の文書が残つて居る。(上略)又大和(直江)孫二郎(鮎川)越候間、普請心やすく候て堅固に、實城は申に及ばず、二の廓、三の廓まで、堀に申付くべく候。又陣表に、境、宮崎の竹木きらせまじく候。伐り候はゞ村の要害、なほく手淺に見なすものに候(下略)

といふのであり、前記北越家書を裏書きして居るようでもある。但し、其理由は、多分は油斷大敵の心からの引締りであらうけれど、翁物語といふ書物には、下記のような事を書いてある。例の軍談流のものではあらうけれども、謙信も、其居城について、放任した時と、注意した時と

が、それく環境によつて異つた事を語つてゐると思ふ。

一、翁曰 信玄公御他界の後、越後謙信公、我居城の大手の總廻りに大堀をかまへらる。此下心は信玄公存命なる時は、諸人信玄公を第一の敵として目にかくる。信玄公他界あつて後は諸人一に我を指すべし、然る時は萬事に用心の入事なりと思取て、大堀をほらせ、出陣の時も城の留守居にも、謙信の甥を置たりと。

翁物語の此見方も、些と變ではあるけれど、とに角、信玄の死ぬ迄は、謙信が城廓を放任し勝ちであつた事と、其死と共に修築をした事だけは事實らしい。そして、戰國の諸將が、斯くも皆が恵まれざる環境に居つたに對して信玄といふ人は、前記のように、新羅三郎以來の家柄として、甲斐人の尊崇の中心の名舊家に生れた上に、父信虎の武勇は、更に國內を平潰しに平定しておいたから、其心持からしても、城構への必要のなかつた事を考へてくると、信玄の居館ばかりで別に城廓を持たなかつたといふ事は、決して信玄自身の誇りと感じた處でも何でもなく、若しも感じて居たとすれば、祖先の有難味であつたらうと推測すべきであらう。

現に此意見を證據立てる事實が尠くないと云ふのは、甲州に於てこそ、一居館主義の信玄ではあつたれ、信州に於ては、幾多の新城廓を作つて居る事である。第一に永祿二年に深志城即ち今の松本城を修築して居た事が、永祿二年十一月二十八日に信玄から大館晴光(將軍義輝執事)に

宛てた辯疏狀に書いてある。又今日の松代城は、其頃信玄が何人かの館を改築して城としたものである事は、餘りにも有名である。更に鎌倉の中葉頃から、薩摩島津の分家であつて、善光寺平の豪族として蟠居した島津氏を追つて、其館址を長沼城と擴大したのも信玄である。其外、信玄の時代に信州に改築された城廓は、諏訪の高島、上伊那の高遠、東筑片丘の熊井城、更級の牧の島城、南安曇の眞々部城、北安曇の森城、館の内城を初め、無名城でも、とても大規模のものであり、國境の方にも鹽島城、黒川城等を有て居り、其外まだ何箇かを數へ得るのである。

と云ふのは、信玄によつて新築乃至改築された城の特長があつて一目分明するのであるが其特色とは、彼は殆ど絶対に山城制をとらずに、平城制をとつて居る事である。此點に關し、在來の史説では平城制は、信長が西洋の兵制を學んでの後だといふのは出鱈目といはねばならぬ。織田信長の安土とても、見ようによつては山城であり、江戸城とても同一である。ところが、信玄の城の中には、此種の半山半平の城は極めて尠く、概ね松本城、松代城式の平城であり、それが又信長の清洲に居た頃から信玄は平城を築いて居るのである。天主閣を設けた一條は、信長率先の名譽を擔ふものか知れないけれど、平城は戰國では信玄が先である。そして此制はおそらく古代まで遡ると思ふ。

城の形式の種類

信玄に攻略された時代の信濃の連中の守つた所は山城であつた。諏訪頼茂の生擒された上原城、小笠原長時の據つた林城、根據地を追ひ出されてから後の二三年も據つて守つた傳説の中塔城、臣下等の山部城、平瀬城を初めとし、山縣政景の攻陥したのもでも、又村上義清の勢力範圍、城でも、皆山城に外ならなかつた。處が信玄の築いた城、改築した城は皆平城であつた。隨つて信玄に征服された信濃の氏人も、山城を放棄したらしい。信玄の將卒は、勿論平城で有力な警備をなし得た事は、川中島戰爭に於ける海津城(松代)の存在が之を立證する。

ところが、之に反して、謙信の築城主義の山城主義であつたのは面白い反照と云はねばならない。山城も山城、其山城性が、悉く春日山城式であるのも珍である。

凡そ山城には大別して二たとほりとする事が出来ると思ふ。甲は摺鉢を覆へたような獨立山系の山城であつて、これは其形ちから兜城とか、鉢伏とか、鉢形とか、鍋形とか、飯盛山とか、飯山とかいはれるものであり、春日山などは、それである。乙は山の尾根を利用したものであつて、大體上我々が牛首式と命名して居るものである。即ち、山の尾根が牛の首のように急峻に且つ薄く突出して居る處の、其突端部に、いくつかの空濠を切り、空濠と空濠間の頂上を平らかに

したものであつて、つまり空濠の數より一つだけ少なく平地があるのである。後になつてから其一つ一つに何丸とか何丸とか名をつけては呼ぶが、初めは、そんな名はなかつたと思ふ。そして、恁んな山城のある地形には、よく牛首とか、牛が首とかの地名がついて居るものである。(中國邊まである)

そして、山城から云ふと、此乙種の山城が普通山城とよばれるものであつて、甲の飯盛、鉢伏式は寧ろ稀な形式に屬してゐる。今日北海道に残つて居るチャシには此の鉢形式が多いけれど、チャシには三日月堀さへある程だから、戰國頃の内地の影響もあると見るべきで、却て内地の山城で、石器時代の遺物を出すものは、概ね尾根式山城で而も泉井のある所に多い事は、チャシも昔は尾根式であつた證據ではなからうか。とに角、山城の形式といへば大體此二つであるのである。そして春日山が甲種に屬する事は前説した如くである。

此處に序でに話して置き度いのは、山城といふ中には、新古の燧燧の交つてゐる事であらねばならぬ。近い戰國頃は、これを「のろし」といつて居た。古い時代は「ねすみ」即ち「不寢見」といつたらしい事は、此燧燧の下には、鼠、根知、根津、念珠などの地名が残つて居るので判る。春日山も、元は國府直屬の「寢ず見」臺と思はれるが、其附近の西頸城郡の根知村は「ねず」の訛で、其處の獨立山城を「ねぢ城」といつて居る。又越後と出羽の境の念珠關も「ねずが關」で

あり。自雷也傳説の信州鼠の宿は、今日も埴科郡南條村鼠部落として残り、同國小縣郡の根津村根津城、根津氏、皆これでありその何れにも立派な獨立山城が峙つて居り、又越後根知からの千國街道つゞきの北安曇郡には鼠穴といふ部落と共に、とても見晴らしのよい山城があるのである。又、同國の昔には、法燈國師といふ高僧が出て居るが、其法燈の俗姓は常澄だと元享釋書に書いてある。その常澄は、又「常不寢見」であつて、燧燧の見張番の役目が苗字になつてしまつたのに外なるまい。そして稀に今日にも存在する此姓は、古代燧燧を司とれる傳警番人の名残であるかと考へ度い。

此燧燧といふ奴も、元は朝鮮から學んだものと見て、朝鮮の日本海々岸などには到る處に見うくるも興味ある事である。古代は國府から國府間、國府から朝廷所在地へと連接されたものであるが、此のろしの利用は戰國頃までつゞいたと見え、のろし臺といふものが澤山にあり、又謙信が妻女山へ出陣した時海津(松代)城から燧火で傳警したものが、甲府まで、三時間で、届いたといふような傳説も残つてゐる。

皮肉と運命

春日山城は、山城中では大きな方である。今日に傳へる圖面といふものがあつて、臣下の屋敷

跡も澤山山中にあるようだが、元々平城だとして、侍屋敷が城外にあるを普通とする日本では、謙信時代には、あんな風に屋敷のあつたかは疑はしい。景勝が天正十年の難局を乗り切つた後になつては時代の風潮に従つて、信濃越後佐渡上州の臣下共を春日山下へ集中した。その時代には山中にも重臣共の屋敷など少しは出来たかと思はれる。

謙信時代に常に其の戰場ともなり、従つて其足場ともなつたのは上州、信州、越中、加賀、能登等であるが、上州は其の中心點厩橋が平城であるのは、もとゞ謙信の縄張りではないからであらう。又地勢上からしても、上州には平城があり、次には岡城、即ち小丘の上に平城と山城との中間を取つて作つたもの、其次ぎは山城といふ順序であり、而も其何れもが、謙信自身の手の入つたものは尠いようだ。越中、能登も亦同様であり唯信濃の一部で、信玄の終生取り得なかつた所（下水内郡）がある其處の中心が飯山城であつたが、それは正に永祿七年に謙信の自ら指揮して修築したものである。そして、それが名さへも飯山といふ丈けに、矢張り春日山式の城である。

又も一つ、今日の信越線汽車道の豊野驛から一里程西に髻山といふ山がある。此山は北信濃の何處からも能く富士山を急にしたような形ちに見ゆる火山型の山であるが、此上にも土居をまはし、それから下に輪を作り、或は幾條かの縦横の空濠をめぐらし、頂上には念入りにも、抜け穴の址さへ残つて居るのである。但し此山は城として使用した傳説もなく、又氏人のあつた根跡もない。云はゞ古代烽燧の跡でもあるらしいといふのは、其形勝からも、形状からも、展望からも推測され、同時に山麓一帯に非常に古墳の多い點からも、古代に於ける崇拜山岳の一つであつたらしい點からも、古人が此山を烽燧として見のがす筈がないと推想される次第であるが、戰國時代の工作が施してあり、それが矢張り越後型である點からは、謙信によりて作られた物見ようの要塞でもあつたのか。其外、長野市の頭の上の葛山城も、謙信が弘治年間に、信玄方の旭山城の間に城として築いたものであるが、これも亦春日山型である。又其處から謙信根據の越後の春日山城に達する間の大小城にのみ、此種の典型を見るのも一興といふべきである。しかし、信玄の諸城のように、大した有功のものでなく、此方面からは、時代後れの感は免れない。此等の點、城を作らないといはれた信玄が、實は進歩した城作りの魁であり、謙信の方に其手で築造した城らしい城の無い事は、一つの皮肉のようでもある。

又信玄が自分は城構へをせず、躑躅が岡の館址に居たといふことは、信玄の歴史的幸福を證して居るの外、他の意義がないといふことを前説したが、これも信玄の英邁でこそであつたのである。其子勝頼の時代に至り、天正十年の崩れになると、新府、古府共に據る事が出来ず。彼はルンペンの如く潰走して、天目山蔭に自滅したのであつた。どうせ滅亡の運命にあつたとは云へ、

甲府に小田原の堅めがあつたなら、まだ、あれ程の醜い潰滅がなかつたかも知れないと思ふ。之に比べて、景勝といふものは春日山城の御かげで越後の主人になつたといつてもよい位である。謙信卒去後の、三郎景虎との相續争ひに、景勝が逸早く本丸に上つて、景虎の西丸を伏撃して射撃した爲めに、景虎は逃げ出して、元の國府址の喜多川館址（此時は上杉憲政の隠居所）に入つた時に運命が決せられたようなものであつた。春日山城は、大きな構への要害であつて、おまけに謙信が晩年、前記のように手入をした堅城であつた。従つて、最初に兵力の多かつた景虎が、此堅城の攻撃に失敗して第一蹉跌を來した事は景勝の前途に先づ光明をなげたものであつた。城を築かなかつた信玄は、勝頼の敗亡を早め、信玄が死んだので、却て城を修築した謙信は、偶然に景勝を擁護した結果を將來した。無城禮讚も要するに、軍談者流の扇子から叩き出した即興に過ぎまい。

學術上の空閑方面

乍尋、城の事について、少し追加して置き度い事がある。元來、城といふものは、兵事上の重要事であるに拘はらず、我日本の史學は今日迄此事についての研究を缺いてゐる。館の事についても同様である。唯だ三四年前、秋田山形兩縣に柵址を發見されて以來、此事については若干の論戦を見るに至つたけれど、これとても眞に打込んで研究してゐる人はといふと極めて少ない。却て一般史學者は、不相變、不關焉の態度であるのは何故か。我國には、城廓の研究で博士になつてゐる人もあるとも聞くが、果して日本城廓は研究されて居るのであらうか。疑問である。

又陸軍築城本部を中心として、城廓の研究調査が行はれて居る事も事實であるが、當局者の言に聞くと、それは、今日存在する城廓の、現時戰術上に關する研究だといふのである。云はゞ廢物利用の研究である。假令ば、現存の武器中の役に立つ物を選び、之を腰刀に仕込むか、槍は銃劍用にするかと云ふようなものである。財政難の際には、殊に適切であり、始末な思ひつきには相違ない。乍併、現在に残された古城廓や、古軍器は、果して、現時戰術用として、經費を投じて研究すべき價值を持つものであらうか、どうか。吾等は何となく、かような歴史的存在物については、成るべく珍重保存する事の、國民精神陶冶に貢獻する價值こそ偉大であつて、實際に之を利用する價值などは極少のものゝように考へられてならぬ。

昔の人々は、本能的性能は現代の人々より勝れて居り、行雲流水のやうに、外境に變應する。又外物を利用する事も巧妙である。日本の開拓時代に馬を利用された時代の刀には、反りが多く、其當時馬を持たない僧兵などに薙刀が發達した。先づ馬の脚を斬り、更に長さを利用しての優越武器としてゝある。蒙古兵と戦つて初めて革甲の切れる平打の刀や、突き専門の槍が發達した。

之を城廓にして見た處が、最初は二川の會流點を利用して作つた事は武烈記に見へて居る。そして、其城の像が山城であつた事も、造城に特に信濃人を使用された一事で判つてゐる。二川會流點に突き出て居る山は、背面の牛首に空濠を附すれば、僅少の勞力で、一つの城が出来上るのである。

又、飛鳥朝になつては、木柵も、土城式のものも使用した事は、皇極紀蘇我氏專横の條に「家の外に城柵を造り」とか、「池を穿つて城となす」とかあるのでも判つて居る。そして、土城は、濠を堀つた土は、直ちに内部の土堀となるのであるから、一舉兩得であり、それが永く館の定型となつたのであり、木柵の如きは、現今でも猶ほ盛んに使用しつゝあるのである。其外色々の形式も發達したり、或は外國から輸入したか、何れも、其築造の心理には、鬭争に表はれた國民性が反映されて頗る興味を惹くのである。知らず、かやうの國民性的反映は研究の價値がないものであらうか。

殊に日本には、何百何千といふ種々元始的の城廓があり、それが、一村一郷との關係を保持して居るものであつて、時代の過程につれて、城も亦變遷して來た其痕をも、どの地方にも看取するに難くないのである。言換へると、日本城廓の研究は、聽て外形的に見た日本の聚落でもあるのである。此等の意味に於て、我々は一日も早く、城、館、烽燧等の研究の起らむことを希望して止まない者である。又研究を持つ人の發表を望んで止まない者でもある。

實際に此等地形學的の研究は、歴史學の方でも、考古學の方でも、御互に其研究に謙遜し合つてゐるものであつて、私は、屢々此事について指摘し、之を學術上の空閑と述べた記憶がある。陸軍あたりに於て、それ迄進出して貰ふ譯に行かないものか、どうか。

上杉謙信の生前と死後

謙信の死

時維れ天正六年三月九日、日本に於ける千古の俠雄、上杉謙信入道は、腦溢血で便所で卒倒した。其後五日間は全く人事不省に陥つて、十三日には、彼の世の人となつてしまつたのである。行年四十有九歳。法名、不識院殿眞光謙信。「願はくは花のもとにて我死なん其きさらぎの望月の頃」と詩人西行の歌つた理想に近い頃であつたのである。

英雄や偉人には、辭世がつきものになつて居るが、我謙信入道に於ても「四十九年一睡夢、一期榮華一盃酒、嗚呼柳緑花紅」といつたような句が四五種残つて居り、病氣が病氣だからそんな長閑な事もいつて居られなかつただらうけれど。但し之より先き二月頃、藏田五郎左衛門に命じ、京都から畫工を召し下して、自分の壽像を書かせて居たのが丁度其遠行の日に出來上つたと申すのも一奇。所謂辭世は其發病前に謙信が自ら題する爲に用意して居たものかも知れない。

實は此壽像が全く完成するのを待つて、三月十五日に出陣せんとした矢先であつたのであつた。そして其出陣については、在來の史説では、北陸を経て上洛し、信長と雌雄を決せむとしたのだとも傳へるけれど、

乍ニ便札一、及ニ一翰一候。春朝（結城）越山度々催促、尤雖下得ニ其意一候上去秋迄、能州無レ據之間、打テ懸リ、北國之是非候之條、專彼國令ニ取刷一候キ。先書幾度、如レ啓レ之、能、越、加、存分之儘ニ申付、越前も過半屬手候條、此上者至ニ關左一、越山可レ成レ之、先月、從ニ十九日一令ニ陣觸一無ニ油斷一其支度申付候。左様候得者、慥、麥秋、敵地、郷ヲ損テ可レ然候歟。畢竟如ニ先年一義重（佐竹）家中衆、我儘ニ手筋陣場被レ嫌候而者、有ニ其銓一間敷候之間、父子晴朝、有ニ入魂一、調儀落着セ、其上ニ謙信一其行ニ候一猶ニ北條丹後父子可レ申候一以上。

二月十日

謙 信（花押）

謙信流な古文書であるが、謙信の心事研究資料として、上洛と關東出陣とは、大した違ひになる。念の爲掲げて置く次第である。

手紙の要領は、結城晴朝から度々關東への出陣を催して來て居るけれど、昨秋迄は、加賀、能登、越中方面に事件があつた爲、出懸けて行つたのであるが、これらの國々が鎮定し、それに越

前も半分程は降伏したから、いよ／＼之から關東へ越す積り、それには、矢張り今出かけて行くのは敵地の麥の收穫時だから面白いと思ふ。それにしても、佐竹の方を確かと談をきめて置いて貫はめと困る。晴朝と、佐竹との妥協が旨く行けば我も行動が樂になる。詳しい事は、北條丹後守輔廣景父子に聞いてくれ、との意に外ならない。してまた 昨秋まで能州無據間打懸かり云云は、例の人口に喰灸する處の八月十三日の夜、「霜滿軍營秋氣清、數行過雁月三更、越山併得能州景、遮莫家鄉憶遠征。」と高らかに能登七尾城畔に吟じた前後を指すものであつて、其七尾城の攻陥は、實に其觀月二日後の十五日であつたと傳へて居る。此詩も實は十通り程の大同小異が傳へられるけれど、此場合は、山陽の外史に載せられたものを掲げた譯である。

加之、彼は賦詩の八日後には、柴田勝家や丹羽長秀、瀧川一益、金森長近、堀秀政、佐々成政、稻葉一徹、不破彦三、徳山則秀等の聯合軍四萬八千人(一万八千とも)が退陣する處を追撃して之を破り、彼は、初めて信長軍の手並を試みたと同時に、呵々大笑した。此等は以前にも述べたから略して置くが、謙信は此時には、信長が陣中に居たものと信じ其後、長尾和泉守に與へた手紙に於て、

重而信長打出候間、一際可有之と令ニ校量候處、案外手弱之様體、此分候者、向後、天下迄之仕合心安候。(抽録)

と吹いて居るので、謙信卒去の年の出陣も必ずや其の繼續戰として、信長と勝敗を一舉に決せんとしたものだらうといふ想像の行はれたのも無理ではない。當然其頃は其氣分も動いて居たに相違あるまいが、何分にも彼は、人から頼まれると、じつとしてはゐられない性質であつた。既に結城晴朝から再三出陣を促されて居た上に、更に宇都宮、佐竹、里見、梶原(太田)の諸氏からも急を告げて居られたのであつた。彼は百花燎亂の關東に於て、北條氏政を叩きつぶし、其侵略に喘息しつゝあつた弱少氏人等を助援する夢を抱きつゝ、却て花の三月も望月に近い時に、西行法師が四百年前に希望のやうに死んでしまつたのである。

彼の生涯

四十九年一夢中、生きて居る中は、謙信ほど、他人の爲にばかり苦勞をしたものは、他に恐らく無いだらう。七、八歳の若年で、父の喪を甲冑を着けて護送した事あたりから、十、五六で、最早兄家に服せぬ四方不逞の連中と戦つて叩きのめし、十八歳で兄晴景の家を相續してからは、殆ど敗者、弱者の爲にのみ東奔西走で、寸暇なく死ぬ迄席暖なるに違ない有様であつた。

同情心の強いと云はうか、俠骨が香ばしいといはうか、頼まれると厭とはいへず、頭を下げられると、どんなに、いま／＼しい奴でも殺すことが出来なかつた性分であつた。それで越中や上

州には、謙信に對して、降参と背反とを商賈にする神保、椎名、由良、佐野などのような連中が澤山出來たのである。即ち謙信が押して來ると降参する。引上げると又背く。何回かになると流石の謙信も烈火の如くに怒り出し、城下の耕地でもなんでも、引くり返させるまでの手荒らを致すが、それ程になつてゐても憐れほいような音を出して頭を下げられると、烈火の入道又もやころり。それは、どれ程人情に弱かつた人か判らない。

従つて、あの通りに、あの時代に於ける超級の猛將であつたに拘らず、生涯の間に唯一回世人をして嘆惜せしめた調子外れの處置の柿崎家に對する處置位があつたに過ぎなかつた。その柿崎問題すらも、謙信としては、多少過酷だつたと思はせる位に過ぎず、要するに、彼は最大の非忍人であつたのである。自然彼は彼の敵からも、個人としては、非常に推服されて居たのであつた。甲陽軍鑑は眞偽半すると云はれ、従つて甲州方面についての手前味噌は如何と思はれるけれど、越後方を褒めた記事は、割引なしに信用出來るかとも思ふ。其甲陽軍鑑に、信玄が一期の遺言をして勝頼に今後は謙信を頼めと言ひ残す條がある。(前掲)

好漢は好漢を知り、狸々狸々を知ると申さうか、公論敵に出ると申さうか、はた又、知己は敵味方を超越するといはうか、假りに右の話説が偽作と假定しても、これ程までに謙信の長短を看破しぬいた言葉はないと思ふ。わしが死んだなら勝頼は謙信と和穆しろよ、謙信は強い武士であるから、か弱い勝頼をいぢめる様な事は決してしない。其上義理堅い男だから、頼むとさへいつたら、決して表裏する様な事がない。我は、死ぬまで、頼むといはなかつたから、つひ和平する事が出來なかつた事を如何にも我ながら、おとなげなく(年下の者に對しての意があります)遺憾に思つてゐる。必ずしも我死後は謙信を頼めよ。又頭を下げて頼むといふ價值のある男は謙信だけだ、といふのであつて、げにも、智者信玄のいひさうな事であると思ふ。

處が、信玄の此智慧は、信玄からすると、草葉の蔭から、嘸遺憾であつたらうが、却て勝頼の敵である徳川家康の甲ゆる處となり、勝頼は若氣の至りで、父の遺言を用ゆる事が出來なかつたので、長篠の大敗を招き、夫から滅亡を辿るようになってしまつた。北條氏康の遺言も、氏政に對して、便るべきは謙信一人だといつたに拘らず、氏政も亦勝頼のように父の遺言を用ひなかつた。そして勝頼のように亡びたのであつた。

とに角、謙信といふ人物は、其畢生の唯一の怨敵である信玄からさへ、かように信頼された人物であつた。尤も一面から云ふと、信玄のような卓越した頭を持つた人物なればこそ、それまでに謙信の人物を見ぬいてゐたとも考へられるが、實際謙信は頼まれさへすれば、其人物の如何に拘らず、直に應援しようだ。

晩年は餘程自重する様になり、織田信長の心中を看破して絶縁したり、北條氏の空世辭に動く

ような事は中止したけれど、それでも、終生の志は、皇室の尊嚴を回復し奉り、足利將軍の威光を復舊し關東管領家の勢力をも恢弘し、非道な侵略者を膺懲するに存した事は、一點の疑ひなき處である。

三十萬石の祭祀料

餘りに途述が再三に亘るので重複の感はあるが、謙信の稿を叙して來ると、勢ひ禁じ得ないのは信玄と謙信とが、如何にも著るしく性質や仕事の反對してゐることであらねばならぬ。

謙信の任俠主義に對しまして、信玄は際立つて戰國式梟雄の魁將であつた。其父を追ひ、其子を殺し、義兄弟や甥を滅し、譎詐變幻の極りを盡し、敵や反者に對しては、殘忍酷薄の限りを盡した。唯天資英邁、思慮が深い上に學問も多く、信賞必罰、號令嚴明、それに心を民政に傾けたので、領土自然に擴張され、兵威を四隣に振ひました點は、戰國期に於ける一大偉觀たるに相違ない。

然れども、之を人に施したるものは、必ず自分に戻されて來る。身死して、墓石未だ苔むさない時に於て、早くも社稷は覆没し名家の斷絶を見るに至つたのは、強ち勝頼の庸愚故とのみとは云はれないと思ふ。一方謙信も、自分の嗣子さへ定める邊が無かつた爲に、豎子景虎景勝の醜い

鬭争を展開したけれど、それといふも謙信の人情の厚すぎた惡結果に外ならない。三郎景虎は仇敵北條氏政の弟であるから、普通なら殺されて居るべきであるのに、謙信は人道主義に立つて居たから、景勝同様の待遇を與へて居た。それが相續争ひとなつたのである。又後日慶長五年關ヶ原戰後の處分の時、景勝こそは、石田よりも、小西よりも先きに族滅さるべきであつたのが、假に會津百二十萬石が四分の一に減封されたとは申せ、依然大諸侯の位置を保ち得たなどは謙信遺徳の然らしむる處でなくて何であらう。

一説に徳川家康の謀主本多佐渡守正信と景勝の參謀總長直江兼續とが非常に懇意であり、兼續は一子平八の夭折後、正信の三男政重を養つて養子となし、此政重は、眞田信幸の長子某等と共に秀忠の小姓をつとめ居る中、不圖した争から眞田を斬殺して逃亡したのを、兼續が隠匿して、同時に養子にした、之を正信が恩に着たと云ふ事は事實であらうし、又直江が、慶長五年の大賭博に打負けてからは、自分の封も減少したので、巧に此政重を前田利長に押し賣りして、前田家をも正信の擁護の下に置かしたといふ様な事は、七八分の事實らしく思はれないでもない。唯だしかし、此正信と兼續とが、關ヶ原戰前から、負けた者を助ける約束をして置いたので、景勝が滅亡を免れたとする史説の如きは、餘りに人生を小刀細工視するものであつて、かような事は、正信のような大策士の行ふ所でないばかりか家康が、又そんな甘い男でない事は、餘りにも明白

な事柄と云はねばならぬ。殊に兼續は、承兌長老を通じて、家康に對して、空前の侮辱を與へた男である。家康の老獪なる、表面には無論、「小僧何を言ふ」位に一笑に付したらうけれど、内心には首を斬つても尙飽き足らない位の癪には障つてゐた事も想像出来る。たゞ謙信の遺徳は、家康の肝銘して忘れられないものがあつた筈で、それが上杉氏の社稷を保つた唯一の因子でなくて外に何があらう。

更に他の一面に於て、信玄は死後其家が滅びた事も一つの原因となり、其墓の所在さへも疑問とされ、山陽外史の如きは「誰か知らん七十二の疑塚」と迄歌ひ、或は諏訪湖底に屍を石棺にして投下したと傳へもされるのに比べると、關原戦後、景勝の手に残された三十萬石は、謙信の祭祀料の積りで與へられたと見るべきであらう。そして、古語の所謂、徳孤ならずの感を乍今更強くするものがある。

げにも謙信は、所謂、千世に廟食とでも申す程の果報を持つて居た。天正六年三月十三日花の下にて瞑目するや、遺骸には甲冑を着せ、甕の中を朱詰めにして、石棺を不識庵の本堂に造り、そこに安置されたのであつた。其儀式は非常な莊嚴なものであつた。導師は、大乘寺良海、當時は春日大明神の別當であつた。二回忌、三回忌も同様に嚴修された、其時には、謙信と生前の宿盟のあつた高野山無量光院の大徳清胤阿闍梨が參着して、萬部經の讀誦等が試みられたのであつ

た。之にくらべて信玄の方はどうであつたか、死後も秘喪三年で、天正三年の四月、土屋右衛門尉邸内で茶毘に付して埋葬を行ひ、四年の四月十六日には惠林寺で、盛大な葬式が舉行された事は事實であるが問題は其後の三百餘年の間である。武田家亡後、惠林寺焼後に於ける信玄の遺骨は如何なつたか。その不幸なる有様は、昭和の御代になつてから、信州の某一寺に於て、その遺骨が発見されたといふ騒ぎが持ち上つた事でも、不祀の久しかつた事が想像出来る。同時に又、日本に有名な史學者渡邊世祐先生が、その骨の發掘を以て、有りさうな事であると推論された事によりても、忍人の後が、如何に寂しいものだかを痛感させられるのである。

恭敬を極めた移轉

天正六年の謙信卒去から、二十一年目で、景勝が會津へ移封になり、御當人は、三月一日に入城したけれど、謙信靈柩の祠堂は其儘、大乘寺、妙觀院、寶幢寺が残留して守つて居り、八月に至り、之亦若松城に移轉される事になつた。

御廟、爰許江移候儀、其元之衆切々催促ニ付、此方江移申候。左様候へ者、路次中、又其爲ニ始末、岩井、山岸、廣居差越候。様子委曲申付候。御棺堀出別而宮殿ヲ拵、其儘入ニ御棺ヲ候而、路次中、自由候様、堅可ニ申付候。兩三人之衆、俗者構申間敷候間、能化衆又ハ丁寧成出

家、兼而被_レ仰付_一、彼者共申_ス様可_レ被_レ成候。少_モ如在_一御心入候者、忽御罰可_レ被_レ相蒙_一候。無_ニ申迄_一候へ共、能_キ入念尤_ニ候、身之相越_ス儀_ニ候者、直_ニ越_シ、其段可_レ申付_一之處、左様不_レ成事_ニ候間、不_レ及_ニ是非_一候。手前見候而申付候通、能_キ入念候事肝要_ニ候。猶又五郎_ニ堅_テ申含_一候。謹言。

(慶長三)八月二日

景 勝 (花押)

大 乘 寺
妙 觀 院
寶 幢 院

此文意では、謙信の遺骸安置所を御廟と呼んで居り、其移轉も、或は最初の中は、その意志が無かつたのだかも知れないのである。といふのは、會津への移封は素より本意ではなく、ある事情のもとに餘儀なくされたのである以上、時期を伺つて、祖先傳來の舊地へ戻つて來る意志が十二分に残つて居り、それで、そのまゝ春日山に残して置いたのではなからうか。景勝に従つて會津から米澤へと移封し去つた者の中に、信濃安曇郡の仁科氏もあり、此氏人なども、歸來の意志があつたと見え、家寶は皆家來の會根原氏に預けて參り、その預かつた會根原氏は又代々傳承で

之を預かつて居たが、移封後百五十年も過ぎた延享の頃の庄太郎といふ當主の代になつてから、最早領主の歸來を待つてもあるまいと考へたので、遙々之を米澤まで持つて行つて、その當時の仁科小平太氏に返却したといふ事實もあるのである。(大町、會根原龜太郎氏所有日記)景勝にしても、ことに、移封後の翌慶長四年に、越後に一揆を煽動して、自分に代つた新領主堀秀治を苦しめた史實も残つて居る。

元來、移封と云ふ事の初は鎌倉時代あたりで恩賞として領地を別に異郷に貰つた場合には、其處にも居館を造る事になり、次第によりては、新領土の方に移轉した例も無いではないが、それにしても、その場合には故郷は故郷として、屋敷位は残して持つて居るのが通例であつたようだ。假令ば、信濃へ鎌倉初期に移つた小笠原氏や、市川氏等が、足利時代までも甲斐に元屋敷を所有してゐたといふ風に、飽くまでも苗字に負ふ故地を大切にもし、又大切になし得たのもあつたのが、戰國時代に初めた移封になると、根こそぎであつたのだから溜らない。三河に別れた徳川氏でも、近江に別れた蒲生氏でも、常陸に別れた佐竹氏でも、當時の移封されたどの氏人でも、祖先數百年の故地に別れるのだから可なり愛別の涙を絞つたらしいのである。

慶長三年に於ける上杉氏の移封とて、無論人情に變りのあらう筈はなく、北信濃に於ける筆者の郷里の氏人などでは、石塔までも持つて行つたといふ傳統が残つて居る程である。或は又居館

を其まゝにして肉親を残して置いたといふ氏人の話も傳はつて居る。此當時に於ける氏人の悲痛極まる心持ちは、最早や日本を見おさめの積りで、海外萬里の地に移住する者にして始めて判り得る位なものであらう。従つて再度戻つて來たいといふ心持ちも、寧ろ普通であつたかと思はれるのである。

處で實際になると、事は凡て志と反して行く。新領主にした處で、舊領主の宗廟を自分の居館内に残されるといふ事は餘り心地のよい事でないのは勿論である。宗廟の事は、御互に尊重し合ふ日本人の心事としては、遮二無二早く持つてゆけとはいひかねるものゝ、さりとして、先方の都合のよい時まで待つ程の寛宥は、いろ／＼の方面から不可能の事であつた。それだから、心ならずも其移轉を督促するやうになり、一方とても、後日の事は又改めて考へて見ることにして、取敢ず移轉をする決心をつけたのだらう。たゞ其事たるや、長尾家代々に亘り馴染深き地であるを念ひ、謙信が武を此處に建て、四海の類瀾を既倒に回らさうとした光榮の地である事に想到する度に、彼等は、此處から謙信の遺骸を奉じて北遷する事は、定めて絶大なる遺憾であつたらうことを推想の情に堪へないのである。

大切にされた御祠堂

前回は掲げた手紙にもある通り、慶長三年八月二日付で、景勝は謙信廟を引取りの爲に岩井備中守信能(元飯山城主)や山岸中務大輔、廣井又五郎忠住を舊城春日山に派遣した。

又それまで、此遺骸の收まつてる御祠堂を守つて居た僧侶は、大乘寺は已に説明した。妙観院は、五智なる越後國分寺の一院ではあり、景勝が天正十年六月、北信濃を手に入れてからは、景勝の命令で信濃善光寺に大勸進として復興に當つた人であつて、當時の辭令が、上杉家中の史料である「歴代古案」中に收めてあるのに左の如きものがある。

令^{ムル}任^ニ善光寺大勸進^ニ之條、晝夜勤行、無^ニ怠慢^ニ、堂塔建立、打^ニ成^シ一片^ニ可^レ有^レ之儀、肝要候也、仍如件。

天正十年九月四日

景勝 (花押)

妙観院

察するに荒廢してゐた善光寺の復興を命じたものらしく、今、長野市箱清水湯福神社と對角線の横澤町の地に「妙観昌」の地字の残つて居るのは、其時代の名残に外なるまい。

尤も信濃善光寺は、荒廢して居たとは云ふものゝ、信玄に佛像及佛器の凡てを甲府新善光寺へ持ち去られた後だとして、全然放置されたとは考へられない。それは、今日は長野市内の元古牧村といつた村の字中村の八幡像は、明治初年まで善光寺年神堂の神體だつたのだが、其の像の脚部に、永祿十一年の作銘が入つて居る。そして、此像は、一尺五六寸の立派な木彫であり、脇座の皇太神（箱清水大神宮安置）及び春日神と共に奉安された御社頭も、朱塗りの立派なものである點などから、其作られた元善光寺時代にも、信玄か又は其郡代などから、相當な注意を拂はれた證據にもなるのである。

けれども、何と云つても、目ぼしいものは全部甲越兩國へ瓜分された事も事實であり、又従つて門前百姓や商人なども、甲斐へ移轉する者が多かつたらしいので、善光寺及び善光寺町といふものは、寂寞極まるものであつたのであり、堂塔伽藍も未完成で、頽廢するまゝに放任されて居たのであるかも知れない。

とに角、景勝の命令は、堂塔伽藍を一度に作れといひ、それに、晝夜の勤行も怠るなといふのだから、爰に元善光寺は、二十年振り、幾分か息を吹き返した形ちになつたと思ふ。其後更に、十有七年目かの慶長三年に、甲府から京都大佛殿へ上られた善光寺本尊が、歸る時には、甲府へ歸られなくて、約四十年目で善光寺へ歸られたといふ事實の根底には、此景勝の復興といふ

事も、見のがし得ない前提をなしたものであると思ふ。そして亦、此妙觀院は、慶長三年八月に、謙信の遺骸を中心とせる御祠堂と共に會津へ移つた。けれど、如來還座後の善光寺の大勸進は、一名妙觀院の名をも徳川初期を通じて用ひられて居た事實も面白い。

それは楮置き、謙信の遺骸移轉については、如何に丁重に取扱はれたか。奉行たる岩井、山岸、廣居さへ手を棺輿に觸れる事を禁ぜられて居たのであり、そして、當時の記録によると、石廊の一片、小砂利の一粒までも餘さず、平明組によりて携行されたと傳へてゐる。斯くして、十一月の十三日には會津の新祀堂前に回向式が嚴修されたさうである。

處が兵馬倥傯の世である。關ヶ原一敗の影響をうけて、百二十萬石の景勝も、三十萬石に削封されて會津から更に米澤に移るの餘儀なき運命に逢遭した。それは慶長六年の事であつて、謙信の御祀堂も其年の八月二十四日に米澤城へ移したと傳へて居り、其新祠堂の事を、一萬部の法華經奉修に因みて萬部堂と申し、今日の米澤市圖書館の地域にあつたのださうで、東西が四十五間、南北四十六間の境内で、四方に土居を築き、其中に殿堂、鐘樓、太鼓、對面所、諸番所を設置してあつたと云ふ。

併し、それでも勿體ないといふ意味から、慶長十七年に本丸の東南隅に地を卜し、廟所を經營したものを、御維新まで、米澤城内に存在した御祠堂一名大御堂であつて、その御祠堂の組織

は、前にも略述したが、斯様な次第で、戦國亂雜の間にも謙信の遺骸は、殆ど絶對神聖なるものとして取扱はれ、僅に七年忌の記録を缺く外、百五十年忌、二百年忌、三百年忌、三百五十年忌に至るまで、其法要は盛大に嚴修されたといふ事である。

上杉謙信之命

最初は春日山城中に設置され、會津、米澤と移轉されたけれど、大御堂即ち謙信御祠堂の組織は、前から變らなかつたようである。

中央正面に靈柩を安置する。それは大きな甕であり、遺骸を朱詰めにして其中に收めてある。或は鹽漬だとの説もあるが、死體の防衛に朱を用ひる事は、太古以來今日まで一貫して居る習慣。古墳なども勿論之を使つて居る。又遺骸に甕を使ふことも、是亦日本では神代からの古俗と云つて差支へなく、我等の祖先が石器を使つて居た時代、即ち考古學上の彌生式土器を使用した時代などは、甕を二つ合せて其中に入れて葬つた遺蹟が九州から京畿あたりでは續々發見されて居る。古墳でも佛教渡來後は、骨壺を用ひたものがあるが、中世以後の土葬は甕を用ひた例が多い。此點からは我日本は、比較的近代までは、考古學者の所謂甕棺文化に屬して居たといつても誣言ではあるまい。

謙信の場合においては、その甕の向つて右に善光寺如來を安置してあり、左には俗に泥足の毘沙門天といふを据ゑ奉つて於かれたのであつた。無論其善光寺佛は、前記の上杉善光寺佛である。それから此御祠堂に奉仕の金堂相當のものを靈仙寺と云ひ、これは、信州飯繩山の連峯の靈山寺を移したものと傳へ、又此靈仙寺に出仕して、勤經、護衛、奠式等を司る僧侶を、本丸濠外に置いて扶持して居た數が二十ヶ寺。其名が次の如くであつた。

能化衆十一ヶ寺 大乘寺、法音寺（今善光寺佛のある寺）、藏王堂、金剛院、延壽寺、長福寺、寶藏寺、安養寺、教王院、妙觀院、大聖院。

所化僧坊九ヶ寺 蓮藏、正福、圓明、善性、淨福、萬秀、法性、彌勒、東光。

して又、能化衆中の大乘寺や妙觀院は既説したが、大聖院は下高井郡小菅の大聖院であり、安養寺は、更級郡稻荷山の別當寺であつた安養寺であるとの傳説は、出鱈目ではないと思はれ、所在の方でも、圓明、東光などは信濃系統とされてゐるが、東光は上水内郡三水村芋川の東光寺の移されたものだらう。

かような組織で、謙信靈柩の祠られた事三百有餘年。それが明治になると、例の神佛分離で、同四年九月から、取敢ず祠堂で神祭が行はるゝ事となり、翌五年十月には上杉神社といふ事になり、九年には遺骸の甕を別に廟所として新設された處に移され、明治三十五年四月二十六日に、

別格官幣社に列せらるゝの光榮を、更に明治四十一年には從二位を追賜の天譽を擔つたのであつた。斯様に述べてくると、上杉謙信こそ世にも死後の果報を持つた人といひ得はねばならぬ、それについて思ひ合はさるゝは例の甲陽軍鑑が此謙信の死後を叙して、

寅三月九日に謙信閑所にて煩出し、五日煩ひ、則五日目に四十九歳にて他界なり。辭世に詩を作り給ふ。さる程に謙信、信玄公に武道はさのみ劣らぬ名大將と申候へ共、御分別の才智、信玄公には拔群おとり給ふ故、他界の日より、居城國の越後燥ぎたつ、云々。

と書いたが笑止。國亡びて山河あり、英雄の夢魂亦尋ねべきなき信玄の死後と、百世に廟食の謙信とは、餘りにも甲陽軍鑑の裏を行つて居るのである。

今、その上杉謙信は「上杉謙信命」として、米澤城址の本丸に鎮座され、その神社の宏壯は、總經費五十萬圓を投じて新築されたことでも推想に難くない。そして、其實物殿の中には、概ね謙信の用ひた遺物が残つて居り、中には國寶になつて居るものも澤山ある。けれども、屢々その社頭に參拜の機を得た自分の感想としては「越後の春日山頭の不識庵址に何故この神社が鎮座されないだらうか」疑問を禁じ得なかつた。何故此別格官幣社上杉神社が、春日山頭に建立を見なかつたか。何故獨り春日山麓に林泉禪寺が寂しく殘されて居るのであらう。(尤も今は春日山神社は建つたが)

運命の交換

(越後武士高潮時の面目)

上杉氏亡びんとす

織田信長が天正十年六月二日の晩に殺されなかつたら、其當時の日本が、どうなつたらうか。羽柴秀吉と毛利軍とが和睦したであらうか。瀧川一益と北條氏政の勝敗が、どう進行したらうか。殊に信長が必ず討滅せむと期しつゝあつた上杉景勝の運命が、どうなつたであらうかなどは、何れも興味ある想像といつてよい。

名を幾百世に喧傳された甲越の戦情も、時間の力で凡てが消解されて今は勝頼と景勝とは義兄弟でもあり、同盟國でもある迄に變化したのである。而も此兩人の父親は信長の最も恐れた處であり、同時に内心に最も恨を蓄へた敵であつた。然るに時間の力は豪いもので、流石に強豪だつた武田家も此年の三月廿四日を一期として天目山の露と消へた。更に息をも吐かせずに、三方から越後に迫つたのは、信長の性格としては、ありさうな事である。